

長久手市地域防災計画

(平成 31 年 3 月修正)

長久手市防災会議

風水害等災害対策計画

目 次
(風水害等災害対策計画)

第1編 総 則	1
第1章 計画の目的	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の構成	1
第4節 災害の想定	1
第5節 計画の作成又は修正	2
第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	2
第1節 防災の基本理念	2
第2節 重点を置くべき事項	3
第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第1節 実施責任	3
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	4
第2編 災害予防	10
第1章 防災協働社会の形成推進	10
第1節 防災協働社会の形成推進	10
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	11
第3節 企業防災の促進	13
第2章 水害予防対策	14
第1節 河川防災対策	14
第2節 雨水出水対策	15
第3節 浸水想定区域における対策	15
第4節 農地防災対策	15
第3章 土砂災害等予防対策	15
第1節 土地利用の適正誘導	15
第2節 土砂災害の防止	16
第3節 砂防・治山対策	17
第4節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	18
第5節 宅地造成の規制誘導	19
第6節 被災宅地危険度判定の体制整備	19
第4章 事故・火災等予防対策	19
第1節 鉄軌道災害対策	19
第2節 道路災害対策	19
第3節 危険物等災害対策	20
第4節 林野火災対策	20

第5節	放射性物質災害予防対策	20
第5章	建築物等の安全化	21
第1節	ライフライン関係施設対策	21
第2節	文化財保護対策	21
第3節	防災建造物整備対策	21
第6章	都市の防災性の向上	22
第1節	都市計画マスタープラン等の策定	22
第2節	防災上重要な都市施設の整備	22
第3節	建築物の不燃化の促進	22
第4節	市街地の面的な整備・改善	23
第7章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	24
第8章	避難行動の促進対策	26
第1節	気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備	26
第2節	指定緊急避難場所及び避難路の選定	27
第3節	避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	27
第4節	避難誘導等に係る計画の策定	28
第5節	避難に関する意識啓発	29
第9章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	30
第1節	避難所の指定・整備	30
第2節	要配慮者支援対策	31
第3節	帰宅困難者対策	34
第10章	広域応援体制の整備	34
第1節	広域応援体制の整備	35
第2節	支援物資等の円滑な受援供給体制の整備	35
第3節	応援部隊等に係る広域応援体制の整備	36
第11章	防災訓練及び防災意識の向上	36
第1節	防災訓練の実施	36
第2節	防災のための意識啓発・広報	38
第3節	防災のための教育	38
第12章	防災に関する調査研究の推進	39
第13章	業務継続計画の策定	40
第3編	災害応急対策	41
第1章	活動態勢（組織の動員配備）	41
第1節	非常配備体制	41
第2節	災害対策本部	44
第3節	職員の派遣要請	46
第4節	災害救助法の適用	46
第2章	避難行動	46
第1節	気象警報等の伝達	47

第2節	避難の勧告・指示	49
第3節	住民等の避難誘導	51
第3章	災害情報の収集・伝達・広報	52
第1節	被害状況等の収集・伝達	52
第2節	通信手段の確保	54
第3節	広報	56
第4節	一般通信施設	58
第4章	応援協力・派遣要請	60
第1節	応援協力	60
第2節	応援部隊等による広域応援等	61
第3節	自衛隊の災害派遣	61
第4節	ボランティア等の受入	63
第5節	防災活動拠点の確保	65
第5章	救出・救助対策	66
第1節	救出・救助活動	66
第2節	防災ヘリコプターの活用	67
第6章	医療救護・防疫・保健衛生対策	68
第1節	医療救護	68
第2節	防疫・保健衛生	69
第7章	交通の確保・緊急輸送対策	71
第1節	道路交通規制等	71
第2節	道路施設対策	72
第3節	鉄軌道施設対策	72
第4節	緊急輸送手段の確保	73
第8章	水害防除対策	75
第1節	水防	75
第2節	防災営農	77
第9章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	79
第1節	避難所の開設・運営	79
第2節	要配慮者支援対策	81
第3節	帰宅困難者対策	82
第10章	水・食品・生活必需品等の供給	83
第1節	給水	83
第2節	食品の供給	84
第3節	生活必需品の供給	86
第11章	環境汚染防止及び地域安全対策	88
第1節	環境汚染防止対策	88
第2節	地域安全対策	88
第12章	遺体の取扱い	88
第1節	遺体の捜索	88

第2節	遺体の処理	89
第3節	遺体の埋火葬	90
第13章	ライフライン施設等の応急対策	91
第1節	電力施設対策	91
第2節	ガス施設対策	92
第3節	上水道施設対策	92
第4節	下水道施設対策	92
第5節	通信施設の応急措置	93
第6節	郵便業務の応急措置	93
第14章	航空災害対策	94
第15章	鉄軌道災害対策	95
第16章	道路災害対策	95
第17章	危険物等災害対策	96
第18章	放射性物質災害対策	97
第19章	大規模な火災及び林野火災対策	100
第20章	住宅対策	101
第1節	被災宅地の危険度判定	101
第2節	被災住宅等の調査	101
第3節	公共賃貸住宅等への一時入居	102
第4節	応急仮設住宅の設置及び管理運営	102
第5節	住宅の応急修理	105
第6節	障害物の除去	106
第21章	学校における対策	107
第1節	気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	107
第2節	教育施設及び教職員の確保	108
第3節	応急な教育活動についての広報	108
第4節	教科書・学用品等の給与	108
第22章	災害救助法の適用	109
第4編	災害復旧・復興	111
第1章	復興体制	111
第1節	市復興計画の作成	111
第2節	職員の派遣要請	111
第2章	公共施設等災害復旧対策	111
第1節	公共施設災害復旧事業	111
第2節	激甚災害の指定	110
第3節	暴力団等への対策	113
第3章	災害廃棄物処理対策	114
第1節	災害廃棄物処理計画	114
第4章	被災者等の再建等の支援	115

第1節	罹災証明書の交付等.....	115
第2節	被災者への経済的支援等.....	115
第3節	金融対策.....	116
第4節	住宅等対策.....	117
第5節	市税及び国民健康保険税の減免等.....	117
第5章	商工業・農林業の再建支援	117
第1節	商工業の再建支援.....	117
第2節	農林業の再建支援.....	117

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な風水害等の災害に対処するため、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、国・県等との有機的なつながりのもとに、各種災害の予防、応急対策及び復旧に関する計画を定めるとともに、市民の積極的な自衛協力体制を醸成しつつ、市民のかけがえのない生命及び財産を各種の災害から守ることを目的とする。

第2節 計画の性格

第1 性格

- 1 この計画は、防災に関し、市及び各防災関係機関の責任の所在を明確にするとともに、その事務又は業務の一貫性を図るものである。

第2 他の計画との関係

- 1 この計画は、市民の生命、身体及び財産を守るため、市の地域に係わる災害に関して市が処理すべき事務又は業務を包含した基本的な計画とする。
- 2 この計画は、「災害対策基本法」(昭和36年法律第223号)(以下「災対法」という。)第16条第6項の規定に基づいて規定された「長久手市防災会議条例」(昭和38年4月1日条例第14号)第2条並びに災対法第42条の規定に基づいて策定される「長久手市地域防災計画」として、大規模な各種災害に対処すべき措置事項を中心に定める。
- 3 計画の策定に当たっては、「愛知県地域強靱化計画」、「愛知県地域防災計画」、「防災業務計画」、「長久手市総合計画」及び「長久手市消防計画」等との十分な整合を図る。
- 4 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条において、市が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る市の計画等の指針となるべきものとされている。

第3節 計画の構成

この計画は、災害の予防、災害が発生した場合、又は災害が発生すると予知された場合の緊急対策、応急対策及び災害復旧・復興からなることを念頭に、各編を構成する。

第4節 災害の想定

第1 災害をもたらす自然現象

地学的な知見及び過去の災害記録等から判断して、本市に被害をもたらす可能性のある自然現象は、次のとおりである。

1 台風

風害、洪水・雨水出水氾濫、斜面崩壊、土石流等の被害等

2 集中豪雨等異常気象

洪水・雨水出水氾濫、斜面崩壊、土石流等の被害等

3 大規模火災

4 その他特殊災害

(資料)

- ・ 長久手市における過去の主な災害記録（資料第4）

第5節 計画の作成又は修正

市防災会議は、本計画を作成し、常に実情に沿った計画とするため社会情勢の変化に応じ、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

第2章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

近年、気象変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行等とあいまって、洪水、土砂災害等の災害リスクが高まっている。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

市を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

第1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

第2 災害応急対策段階

1 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

2 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮する等、被災者の年齢、性別、障がいの有無や障がいの種別といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

第3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

国の防災基本計画を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

第1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、県や他市町村間の相互支援体制を構築すること。

また、市と企業等との間で協定を締結する等、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

第2 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込む等、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

第3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。

第4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

第5 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、長久手市地域防災計画への地区防災計画の位置付け等による地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

第6 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、愛知県と連携し、市は、住宅復興計画・体制の検討を進める等、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

第1 長久手市

市は、災対法の基本理念にのっとり市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害か

ら保護するため、防災の第一次的責務者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊等の協力を得て防災活動を実施する。

第2 愛知県

愛知県（以下「県」という。）は、災対法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市の区域を超えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要とするとき、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、他の市町村及び指定地方公共機関の防災活動の援助及びその調整を行う。

第3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災対法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

第4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災対法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災対法の基本理念にのっとり平素から災害予防態勢の整備を図るとともに、災害時には応急措置を行う。

また、市、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

第1 市

- 1 災害予警報等、情報の収集伝達を行う。
- 2 災害による被害状況の調査及び報告を行う。
- 3 災害広報を行う。
- 4 避難の勧告、指示を行う。
- 5 被災者の救助を行う。
- 6 給水活動等を行う。
- 7 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- 8 消防活動、水防活動及び浸水対策活動を行う。
- 9 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- 10 要配慮者に対する防災上必要な措置を行う。
- 11 農産物及び家畜に対する応急措置を行う。
- 12 消防、水防、浸水対策及び救助その他防災に関する業務施設、設備の整備を行う。
- 13 公共土木施設、農地、農業用施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- 14 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。

- 15 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。
- 16 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、その他市民の自発的な防災活動の促進を行う。

第2 県関係機関

[愛知県尾張県民事務所]

- 1 災害予警報等情報の収集伝達を行う。
- 2 災害広報を行う。
- 3 避難の勧告、指示の代行を行うことができる。
- 4 市の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
- 5 市の実施する水防活動及び消防活動に対する指示、調整を行う。
- 6 水防、消防、救助その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- 7 救助物資、化学消化薬剤等必要器材の供給又は調達若しくは斡旋を行う。
- 8 自衛隊の災害派遣要請を行う。

[愛知県瀬戸保健所]

- 1 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。

[愛知県尾張建設事務所]

- 1 公共土木施設に対する応急措置を行う。
- 2 公共土木施設の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。
- 3 市の実施する水防活動及び消防活動に対する指示、調整を行う。
- 4 水防、消防、救助その他防災に関する施設、設備の整備を行う。

[愛知県尾張農林水産事務所]

- 1 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置を行う。
- 2 農産物、家畜及び林産物に対する応急措置を行う。

[愛知県愛知警察署]

- 1 情報の収集、伝達及び災害原因調査を行う。
- 2 警察広報を行う。
- 3 避難の指示又は警告及び誘導を行う。
- 4 被災者の救助、救護を行う。
- 5 危険物の取締まりを行う。
- 6 緊急輸送車両の確認及び確認証明書の交付を行う。
- 7 交通規制、警戒区域の設定を行う。
- 8 犯罪の予防その他災害時における社会秩序の維持を行う。

第3 指定地方行政機関

[名古屋地方気象台]

- 1 気象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。
- 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）水象の予報・警報等の防災情報の発表・伝達及び解説を行う。
- 3 気象業務に必要な観測・予報及び通信施設の整備に努める。
- 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。

第4 自衛隊

自衛隊は、災害派遣要請者（県知事）からの派遣要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

なお、実施する防災活動を例示すると、概ね次のとおりである。

- 1 被害状況の把握を行う。
- 2 避難の援助を行う。
- 3 遭難者等の捜索救助を行う。
- 4 水防活動を行う。
- 5 消防活動を行う。
- 6 道路又は水路の啓開を行う。
- 7 応急医療、救護及び防疫を行う。
- 8 人員及び物資の緊急輸送を行う。
- 9 炊飯及び給水を行う。
- 10 救援物資の無償貸付又は譲与を行う。
- 11 危険物（火薬類等）の保安及び除去を行う。
- 12 その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。

第5 指定公共機関

[独立行政法人水資源機構中部支社]

- 1 愛知用水施設の保全及び同施設を通じて行われる流水の機能の維持に努めるとともに、これらの施設の災害復旧を行う。

[独立行政法人地域医療機能推進機構]

- 1 県知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。

[日本赤十字社愛知県支部]

- 1 大規模災害発災時あるいは大災害になると予想される場合及び東海地震注意情報が発表された場合、それらに伴う医療救護班員の確保並びにその派遣準備を行うとともに、医療機材、医薬品、血液製剤の現有数の確認並びに救護資材の整備点検等を行う。
- 2 医療、助産、遺体の処理（一時保存を除く）の業務を行う。
- 3 血液製剤の確保と供給を行う。
- 4 被災者に対し、赤十字として日頃から備蓄してある救援物資の配布を行う。
- 5 義援金等の募集及び配分を行う。

[日本郵便株式会社]

災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

- 1 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。
- 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。
- 3 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。
- 4 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。
- 5 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

[中部電力株式会社]

- 1 電気供給施設の災害予防措置を講じるとともに、警戒宣言が発表された場合においても、必要な応急対策を実施する。

- 2 発災後、被災状況を調査し、供給停止となっている需要者に対して早期供給再開を図る。
- 3 自社の電力に不足を生じた場合には、他社と電力の融通を図る。
- 4 原子力発電所において異常が発生した場合に、必要な情報提供を行う。

[東邦ガス株式会社]

- 1 ガス施設の災害予防措置を講じるとともに、警戒宣言が発表された場合においても必要な応急対策を実施する。
- 2 発災後に被災施設を早急に復旧し、供給停止となっている需要者に対して早急に供給の再開を図る。

[日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社]

- 1 要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。

[西日本電信電話株式会社]

- 1 災害時における情報、特に地震に関連する警戒宣言（以下、「警戒宣言」という。）、東海地震に関連する情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。
- 2 災害応急措置、特に警戒宣言、東海地震に関連する情報等が発表された場合に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。
- 3 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信設備の整備を行う。
- 4 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。
- 5 災害時における公衆通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- 6 気象等予警報を市へ連絡する。
- 7 災害関係電報電話料金等の免除を行う。

[エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社]

- 1 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- 2 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。
- 3 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。

[株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社]

- 1 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。
- 2 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
- 3 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。

第6 指定地方公共機関等**[尾三消防組合]**

- 1 正確な情報の収集及び伝達体制の確立を行う。
- 2 火災等発生防止に関する広報を行う。
- 3 火災等防除のための警戒活動を行う。
- 4 迅速救急救助のための体制をつくる。
- 5 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- 6 防災活動に協力する。
- 7 水防、消防、浸水活動対策を実施する。
- 8 水防、消防、浸水対策、救助その他業務施設、整備の整備を行う。

[一般社団法人東名古屋医師会]

- 1 医療及び助産活動に協力する。
- 2 防疫その他保健衛生活動に協力する。

[愛知中部水道企業団]

- 1 水道施設の災害予防措置を行う。
- 2 給水活動を行う。
- 3 被害状況の調査、水道施設の応急措置及び災害復旧を行う。

[尾張東部衛生組合]

- 1 廃棄物処理施設の災害予防措置を行う。
- 2 災害地から排出された廃棄物を迅速に処理して環境衛生の保全を図る。

[尾張旭市長久手市衛生組合]

- 1 し尿処理施設の災害予防措置を行う。
- 2 災害地から排出されたし尿物を迅速に処理して環境衛生の保全を図る。

[愛知高速交通株式会社]

- 1 車両、路線及び電気施設等その他輸送に直接関係のある施設の保守管理を行う。
- 2 警戒宣言及び東海地震に関連する情報等発表時において、正確かつ迅速な情報の伝達を行うと同時に、必要に応じ列車の運転規制を行う。
- 3 対策本部等を設置し、防災応急対策の円滑な推進を図る。
- 4 旅客の避難、死傷者の救護、処置を実施する。
- 5 発災後の早期復旧を期するため、その準備態勢をとる。
- 6 災害により線路が不通となった場合は、自動車等による代行輸送を行う。
- 7 運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

[社会福祉法人長久手市社会福祉協議会]

- 1 市災害ボランティアセンターの設置運営を行う。
- 2 災害援護資金の貸付けを行う。
- 3 その他市が行う活動に協力する。

第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

[産業経済団体]

- 1 農業協同組合、商工会等は、被害調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資の斡旋について協力する。

[医療機関、社会福祉事業団体]

- 1 病院、医院及び社会福祉事業団体は、被災者の救急及び保護対策等について協力をする。

[文化、厚生、社会団体]

- 1 婦人会、日赤奉仕団等は、予警報、その他災害情報の収集、伝達、炊出し、給水、その他救援物資の配布及び被害調査、被災者の救助活動等、応急諸対策の活動について協力する。

[自治会等]

- 1 自治会、自主防災組織は、地域内の被害情報の収集、伝達及び地域内の被害情報の収集、伝達及び救援物資の配布等の応急対策に協力する。

[防災上重要な施設の管理者]

- 1 学校、危険物施設等の管理者は、防災管理上必要な措置を行い防災活動について協力する。

[ひまわりネットワーク株式会社・株式会社尾張東部放送]

- 1 平成20年に締結された「災害時の放送に関する協定」に基づき、災害時は市民に必要な情報等の伝達について協力する。
(資料)

- ・ 災害対策基本法における関係機関に関する規定（資料第1）
- ・ 防災関係機関（資料第2）
- ・ 主な防災関係機関及び連絡窓口（資料第3）

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

第1節 防災協働社会の形成推進

第1 基本方針

自然災害からの安心・安全を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

また、県、市、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成に努めることとする。

第2 対策

1 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市は、「新しい公共」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

2 災害被害の軽減に向けた具体的行動

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

第3 市民等の基本的責務

「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、すべての市民、事業者、団体が、防災に関するこの基本的責務を有する。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。

1 市民の責務

市民は、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、指定緊急避難場所や指定避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行う防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

2 事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

第4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- 1 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。
- 2 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

第1 自主防災組織の育成

大災害が発生した場合、防災関係機関による防災活動の遅延や阻害が予想される。このような事態において、被害を最小限にとどめ、災害の拡大を防ぐためには、「自分の命は自分で守る」、「自分の家も自分の市も自分で守る」という市民一人ひとりの自助努力、自己責任感が重要である。このためには、自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難協力等が必要不可欠である。また、自主防災組織の活動は、水害に対する正確な伝達、混乱の発生防止等についても大きな役割を果たすものと期待される。

このように、災害発生時において自主防災組織の果たす役割は大きく、市は「長久手市自主防災組織設置要綱」に基づき、地域住民及び事業所等からなる自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成指導を図る。

市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

また、日頃から、地域の防災関係者間の連携をとることが重要であり、平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努める。

1 自主防災組織の基本方針

(1) 組織の規模

自主防災組織は、市民が防災活動を行う適正な規模の地域を単位として設置を推進する。

(2) 組織づくり

自主防災組織は、町内会、自治会等の自治組織を基本として組織づくりを進める。

(3) 組織の連携

結成された自主防災組織は、自主防災組織相互間、既存の団体等との有機的連携を図る。

2 自主防災組織に対する指導

市及び尾三消防組合等の防災関係機関は、自主防災組織の自主的な性格を考慮しながら、積極的に組織の育成指導を図る。

3 自主防災組織に対する援助

市は、自主防災組織が整備する防災倉庫、防災資機材及び自主防災組織が実施する訓練に対して、助成、補助及び訓練指導等の援助を行う。

特に、組織の役割及び活動内容から判断して、防災活動上必要不可欠と考えられる防災資機材等は、可能な限り助成を行う。

4 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時及び災害発生時において、効果的に防災活動を行うよう努める。

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- オ 地域内の要配慮者の把握

(2) 災害発生時の活動

- ア 初期消火の実施
- イ 地域内の被害状況等の情報の収集及び市、消防関係者、警官等への伝達
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 市民に対する避難命令の伝達
- オ 集団避難の実施
- カ 炊き出しや救助物資の配分に対する協力

(資料)

- ・ 長久手市自主防災組織設置要綱（資料第15）

第2 ボランティア活動の普及・啓発及び登録制度の推進

大規模な災害時に、行政、市民、自主防災組織などに対応困難な災害が発生した場合に、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野において、迅速で、きめ細かいボランティア活動が必要になる。

災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーターを確保した受入れ体制の整備と、ボランティア相互の協力・連絡体制づくり（ネットワーク化）が不可欠である。

このため、市は平常時より、行政、市民、自主防災組織等とボランティア組織の情報交流に努めるとともに、災害時にボランティアの受入れが円滑に行われるよう、ボランティアコーディネーターの養成、ボランティア活動の普及・啓発を推進、またボランティアグループ登録制度の活用を図る。

また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

1 ボランティア活動の種類

(1) 一般作業

炊出し、清掃、救援物資の整理等の危険を伴わない作業

(2) 特殊作業

特殊な資格、技術を要する作業

2 ボランティアコーディネーター養成の推進

市は、ボランティアコーディネーターの養成を推進するために、県の実施するボランティアコーディネーター養成講座への防災担当者等の受講・参加を推奨するとともに、市独自の養成講座の開催に努める。

なお、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するフォローアップ講座等を受講させるものとする。

3 ボランティア活動の普及・啓発

市は、市民のボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、広報・啓発活動を通じて、ボランティア活

動の普及・啓発に努める。

4 ボランティアグループ登録制度の活用と情報交流の推進

市は、災害時の応急対策に必要な人員が不足した場合に備え、被災地救援に手を差し伸べる意思のあるグループをあらかじめ募集して登録する。登録の際は、グループ名、連絡先、グループ活動員数などを台帳に記録する。

また、市並びにボランティアコーディネーターは、平常時より登録ボランティアグループをはじめ、ボランティア組織との情報交流を行い、災害時の協働が円滑に行われるよう努める。

5 災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練

市は、防災訓練等においてボランティア関係団体の協力を得て、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

6 活動拠点の提供

市は、災害時には、ボランティア活動に関する情報交換の場所、及び活動のための資機材の設置・保管場所とするための活動拠点を提供する。

第3節 企業防災の促進

企業の事業継続・早期再建は、市民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、企業活動の早期復旧にも迅速さが求められる。自助・共助・公助の理念に基づき、企業も防災の担い手としての取組が極めて重要である。

大規模災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期の復旧を可能とする予防対策を推進するために、企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（BCP=Business Continuity Plan）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

こうしたことから県、市及び商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果す役割が十分に実施できるよう、事業継続計画の策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

第1 企業の取組

1 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果す役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

2 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。

3 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

4 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携

が必要であることから、地元地域社会を大切にすることを意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業や社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救助業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

第2 企業防災の促進のための取組

市及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

1 事業継続計画（BCP）の策定促進

(1) 普及啓発活動

市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。

(2) 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

2 相談体制の整備

市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。

第2章 水害予防対策

水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等を受け、水防法等に基づく必要な減災対策を推進する。

また、住民が自ら地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。

第1節 河川防災対策

市は、洪水による災害を防止するため、県等の河川管理者から提供される情報の疎通を円滑にするとともに、必要に応じ、河川維持修繕、河川改良等の改修事業を実施し、維持管理を強化する。

市において管理する準用河川及び普通河川については、日ごろから河川を監視して河川施設の状態を把握し、異常を認めたときは直ちに補修するとともに、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持、補修、護岸等を実施する。

市又は県において管理する香流川についても、日ごろから河川を監視して河川施設の状態を把握し、異常を認めたときは直ちに補修するとともに、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持、補修、護岸等を実施する。また、県が管理する部分については、これらを県

に働きかける。こうしたハード対策とともに、ソフト対策として、水防活動を行ううえで必要な雨量、河川水位等のデータや、河川監視カメラの画像等、県より提供される情報をもとに的確な避難体制の確保を図る。また市が公表する洪水ハザードマップ（防災マップ）の作成にあたり、県が提供する想定浸水情報を活用する。

第1 予想される水災の危険の周知等

市は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

第2 水害連携の連絡会・協議会

市は、県が行う洪水予報連絡会に準じた担当者会議に参加し、水害の軽減に努めるものとする。

第3 水防協議会

市は、氾濫特性、治水事業の現状を踏まえ円滑な避難水防活動、減災対策等のために県等が行う水防協議会に参加する。

第2節 雨水出水対策

第1 快適な都市生活を確保するため、都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地においては、公共下水道事業等の排水施設設備を行い、市街地の浸水被害の未然防止に努める。

第2 下水道管理者は、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

第3節 浸水想定区域における対策

雨水出水浸水想定区域の指定

県から雨水出水浸水想定区域の指定を受けた場合、雨水出水浸水想定等の情報提供を受け、雨水出水ハザードマップ（防災マップ）を県の支援を受け作成する。

第4節 農地防災対策

農業用ため池の決壊など、農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土を保全するため、市及び関係機関は、これらの危険箇所を十分把握し、改修を必要とするため池については改修補強を行う。

また、決壊した場合、**下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与える**恐れのあるため池（防災重点ため池）について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。

第3章 土砂災害等予防対策

第1節 土地利用の適正誘導

土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

第1 県における措置

1 土砂災害危険箇所等に関する把握

- (1) 地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）を把握する。
土砂災害警戒区域の指定等に必要な基礎調査については、調査を完了させる実施目標を設定して行う。
- (2) 土砂災害警戒区域等の指定
 - ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
県は、土砂災害危険箇所等について順次、土砂災害防止法に基づく基礎調査を行い、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を推進する。
 - イ 災害危険区域
県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第39条の規定に基づく災害危険区域（地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域）の指定を推進する。
 - ウ 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域
県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定、地すべり等防止法第3条の規定に基づく「地すべり防止区域」の指定を推進する。
なお、未指定の危険箇所については、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、指定するものとする。（地すべりについては、現に地すべり現象が確認された箇所を指定する。）

第2 市における措置

1 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備

本市には急傾斜地の崩壊の恐れがある土砂災害警戒区域等があるため、長久手市避難勧告マニュアルに基づき、対象警戒区域（資料第12）の避難体制の充実・強化を図る。

また、市防災会議は、土砂災害危険箇所、山地災害危険箇所等に関する資料を地域防災計画に掲載し、市民への周知が図られるよう考慮する。

警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって急傾斜地の崩壊等が発生するおそれのある場合における当該要配慮者施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

(1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達

避難勧告等の判断材料となる気象情報、雨量、河川水位などについては、情報機器による情報収集、県・名古屋地方気象台等との電話連絡による情報収集及び消防団などから地域情報を収集する。

また、対象警戒区域周辺の住民に対し、自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達をはじめ、防災行政無線、デジタル同報無線システム（防災ラジオ含む。）、Webページ、コミュニテイFM、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘により情報の伝達を行う。

なお、避難勧告等の伝達内容については長久手市避難勧告マニュアルに定める。

(2) 避難勧告等の発令に関する事項

長久手市避難勧告マニュアルにて、避難準備情報及び避難勧告、避難指示の発令を判断するための基準を設けており、関係機関の助言を参考に、基準のいずれかに該当する場合は発令を行う。特に、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。

(3) 避難場所、避難経路に関する事項

対象警戒区域から避難すべき地域については、最寄りの小学校を避難場所を指定している。また、避難経路については、土砂災害に対する安全性を確認し、対象警戒区域から避難すべき地域ごとに適切な避難経路を選定する。土砂災害の危険性があるなどにより避難経路として適さない区間を明示することや、土砂災害警戒区域から直角方向に避難する等の避難方向を示したハザードマップを活用し、住民に周知を図る。

(4) 土砂災害に係る避難訓練の実施

対象警戒区域の住民に対し、年1回以上の避難訓練を実施し、防災意識の向上や防災教育の推進を図る。訓練にあたっては、要配慮者を含む住民を基本とし、自主防災組織、消防団、市等と連携するとともに、警戒避難に係る方法や体制の点検や、ハザードマップを活用した危険箇所の点検や避難場所と避難経路の周知を図る。

(5) 救助に関する事項

土砂災害により生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者がいる場合、速やかな搜索、救助が必要となる。その方法については、第3編第5章救出・救助対策に基づき実施する。

(資料)

- ・ 防災上注意すべき自然的・社会的条件（資料第12）

2 ハザードマップの作成及び周知

土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容を記載したハザードマップを作成する。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、同様の措置を講ずるよう努める。

なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、Webサイトに加え、掲示板の活用や各戸配布、回覧板などの様々な手法を活用して周知することが望ましい。

第3節 砂防・治山対策

本市内域には、地すべり、土石流に関する危険箇所の指定はないが、急傾斜地崩壊危険区域の指定等があり、荒廃した山地、溪流からの集中豪雨等による土砂流出、急傾斜地崩壊を対象として、これらによる災害から、人命及び財産を守るため、市は必要な情報を県その他機関からの確に得るとともに、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業を促進するよう国又は県に働きかける。

第1 集中豪雨等に伴う土石流対策として、砂防えん堤工や溪流の浸食による土砂流出を防ぎ河床の安定を図る溪流保全工等を施工する。また、砂防指定地内の行為に対する管理及び各種砂防事業を県に働きかける。

第2 集中豪雨等に伴う崖崩れ災害に対処するため、県は、「急傾斜地崩壊危険箇所」（がけの高さ5m以上、勾配30度以上、人家5戸以上の危険箇所）の周知を図るとともに、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）により、崩壊するお

そのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者等に危害が及ぶおそれのある箇所及びその隣接箇所を「急傾斜地崩壊危険区域」に指定している。県はまた、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害危険箇所（土砂災害警戒区域並びに土砂災害特別警戒区域）を指定している。

これらの指定区域内では、崖崩れを助長したり誘発したりする行為の規制、標識等による市民への周知、防災パトロール等により崖地の保全や管理についての住民指導、必要に応じた防災措置の勧告や改善命令、避難場所等に被害のおそれがある箇所で、住民自身が施工することが困難又は不適當な箇所の崩壊防止工事の実施等を行っており、今後もこの促進を図っていくよう県に働きかけると同時に市においても警戒避難体制を推進する。

第3 急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害危険箇所等の周辺に居住する住民を中心に、県と名古屋地方気象台が連携して提供する土砂災害警戒情報や、「長久手市土砂災害関連情報サービス」（愛知県「みずから守る防災情報メール」、長久手市「安心メール」、愛知県から配信される「土砂災害警戒情報」に関する「緊急速報メール」、市から配信する「緊急速報メール」による「土砂災害警戒情報」）の周知を徹底するとともに、その利用による土砂災害情報の入手を積極的に働きかける。

第4 山地崩壊・地すべり等による山地災害危険箇所の実態を把握し、治山事業施行の基礎資料とするよう考慮する。

第4節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策

集中豪雨等に伴う土砂流出、急傾斜地の崩壊等による災害から人命・財産を守るため、急傾斜地崩壊対策事業を推進する。また、人命保護の立場から土砂災害危険箇所の周知、土砂災害警戒区域等の指定、警戒避難体制の確立、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を推進する。

第1 施設管理者等に対する情報の提供

土砂災害危険箇所等に所在する要配慮者利用施設の管理者、防災責任者に対し、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。また、第2編第3章第2節（土砂災害の防止）に基づき、土砂災害対策の一層の促進を図る。

1 施設管理者に対する支援

要配慮者施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。

2 市長の指示等

市は、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第2 施設管理者等に対する防災知識の普及

施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図る。

第3 要配慮者利用施設における措置

市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下の事項をしなければならない。

1 計画の作成

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告

2 訓練の実施

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施

第9章第2節第1「社会福祉施設等における対策」による。

(資料)

- ・ 防災上注意すべき自然的・社会的条件（資料第12）

第5節 宅地造成の規制誘導

第1 宅地造成工事規制区域

県は、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出が生じるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域（宅地造成工事規制区域）を指定し、宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。

第2 造成宅地防災区域

県と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、降雨に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれが大きい造成宅地の区域を必要に応じて造成宅地防災区域として指定し、災害防止のため必要な規制を行う。

第3 宅地危険箇所の防災パトロール

県と協力して、災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。

第6節 被災宅地危険度判定の体制整備

市は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

第4章 事故・火災等予防対策

第1節 鉄軌道災害対策

車両の衝突、駅、軌道等建造物の破損、多数の旅客の転倒等の事故災害の発生を防止するため、市及び尾三消防組合は救急救助用の資機材、緊急時の情報通信手段について平常時よりその確保に努める。また鉄軌道事業者と連携し防災体制の充実に努めるものとする。

第2節 道路災害対策

第1 道路パトロールカー等による道路構造物の定期点検

道路管理者は、道路パトロールカー等により道路構造物の定期的な点検を行い、事故防止に努める。

第2 道路の防災対策

道路管理者は、道路の防災対策について、被災した場合に交通の隘路となるおそれ大きい橋梁等交通施設の防災構造化を推進する。

また、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

第3 実践的な訓練の実施

道路管理者は、大規模道路災害を想定し、関係機関と連携したより実践的な訓練を実施するように努め、防災体制の強化を図る。

第4 情報通信手段の確保及び運用・管理

道路管理者は、大規模道路災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

第5 救急救助用資機材の整備

市及び尾三消防組合は、大規模道路災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。

第3節 危険物等災害対策

市及び尾三消防組合は、危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、危険物施設等の管理者等の保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の整備を図る。

第4節 林野火災対策

市は、尾三消防組合の協力を得て、林野火災の発生を未然に防止するため、予防思想の普及、啓発、林野巡視の強化及び防火施設の整備を図り、健全な森林の保全を図る。

第5節 放射性物質災害予防対策

放射性同位元素、核燃料物質等（以下「放射性物質」という。）による災害の発生及び拡大を防止するため、災対法及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、防災関係機関との連携の下に、予防対策の整備を図るものとする。

第1 放射線防護資機材等の整備

予防対策を実施する各機関（事業者、尾三消防組合）は、必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等防護資機材の整備を図るものとする。

第2 放射線防護資機材等の保有状況等の把握

県及び市は、放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努めるものとする。

第3 原子力災害に対応する被ばく医療機関の把握

県及び市町村は、あらかじめ専門医を置く国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の県外の原子力災害拠点病院等の連絡先の把握に努めるものとする。

(資料)

- ・ 危険性物資等保有事業所（資料第14）
- ・ 鉄道災害時における安全対策に関する覚書（資料第50）

第5章 建築物等の安全化

第1節 ライフライン関係施設対策

電力、ガス、水道、一般通信施設等ライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものである。また大規模災害時におけるライフラインの維持や早期の復旧は、全ての応急並びに復旧対策の根幹を担うことに鑑み、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替え施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

第1 市は、各施設の事業者と連携し、災害防止対策や起こりうる災害を想定した訓練等により、災害の未然防止、被害が生じた場合の供給の維持、早期復旧等へ向けての体制充実に努めるものとする。

第2 電信電話等の一般通信施設、CATV、コミュニティFM等、情報通信に関する事業者と連携し、大規模災害時における通信手段の確保、市民等の混乱防止のための情報サービス等について、平常時よりその体制充実に努めるものとする。

第2節 文化財保護対策

第1 文化財に関する市民の愛護精神の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立を図る。このため市は、文化財の管理者等に対し防災知識の普及、文化財の管理、保護に関する指導、助言を行う。

第2 災害が発生した場合に備え、管理者等と市、消防機関等との間の連絡・協力体制を確立する。

第3 市の防災関係部局は、文化財関係部局と連携し、文化財の管理、防災についての専門的知識、情報の収集に努めるものとする。

第3節 防災建造物整備対策

第1 公共建築物の不燃化

学校、病院等の公共建造物の不燃化を図る。

第2 優良建築物等整備事業の推進

市街地の環境の整備改善を行うとともに、良好な建築物の整備を図る。

第3 防災上重要な施設の耐水性能の確保

防災拠点など防災上重要な施設については、浸水等の水害により大きな機能障害を発生させない必要があり、当該建築物の機能確保の観点から、新設等に際して浸水対策設計・施工を講じるなど必要な浸水対策等を促進する。

第4 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保

河川への雨水流出抑制を図る必要があることから、公共建築物の新設に際して、必要な雨水流出抑制機能の確保を促進する。

第5 尾三消防組合における措置

病院、大型商業施設等については、建築基準法及び消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づき、現場査察を実施し、構造上及び防災上支障があるものには、指導及び指示を行う。

第6章 都市の防災性の向上

都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市計画基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。

第1節 都市計画マスタープラン等の策定

第1 都市計画のマスタープランの策定

都市計画区域マスタープラン及び市都市計画マスタープランにおいて、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備を促進する。

第2節 防災上重要な都市施設の整備

第1 都市計画道路

都市における主要道路として、円滑適切な交通を図るために設置される都市計画道路網は、災害時において機動性ある輸送力を発揮するとともに、火災時の延焼防止等に果たす役割は大きいものがある。都市の発展と時代の要請により単に市の都市計画に対応するのみならず、広域市町村圏を包含し整備する。

第2 緑地公園の整備

市民の憩いの場である緑地公園は、災害時において避難場所、救援物資集配所又は復旧作業の拠点となって大きな役割を果たすものである。本市では都市緑地保全法（昭和48年法律第72条）及び「長久手市緑の基本計画」に基づき、その整備を積極的に推進する。

第3節 建築物の不燃化の促進

都市の災害防止と土地の合理的利用の整備を図るため、都市部における防火・準防火地域の指定により、建築物の不燃化、安全な都市環境の実現を図る。

第1 防火地域・準防火地域の指定

防火地域及び準防火地域は、都市計画区域内に市街地における火災の危険を防除するために、市町村がその位置、区域及び面積を定める地域（都市計画法第8条）である。

防火地域は、商業業務地区等、市街地の中心部で、土地利用度、建築密度が高く、火災危険度の高い地域において定められる。準防火地域は、市街地の中心に近く、建築密度が高く、建築物を耐火又は防火構造とする必要がある商業地域等において指定される。

防火地域内の建築物については、耐火建築物又は準耐火建築物とすること、小規模な附属建築物等において延焼のおそれのある部分に防火設備を設けることなどの制限（建築基準法第61条、第64条）が定められている。準防火地域内の建築物については、一定規模以上の建築物を耐火建築物又は準耐火建築物とすること、木造建築物において延焼のおそれのある部分を防火構造とすることなどの制限（同法第62条）が設けられている。

本市もこれらの法律によって建築物の不燃化を進めており、次表の4箇所を防火地域及び準防火地域に指定している。

＜本市の防火地域・準防火地域＞

区 分	面積 (ha)	指 定 地 域
防火地域	約 3.6	戸田谷の一部（戸田谷再開発地区計画区域）
準防火地域	約 19	戸田谷・杵ヶ池・根の神・脇・久保山の各一部、鯉ヶ廻間・神門前・大日・堂脇・広田の各一部、勝入塚・管池・横道の各一部

第2 建築物の不燃対策

県は、市街地の延焼防止を図るため、防火地域又は準防火地域以外の区域においても、建物の屋根の不燃対策を図るべき地域として都市計画区域全体を指定している。その区域内における木造建築物等については屋根を不燃材で葺く等の防火対策をするとともに、外壁のうち延焼のおそれのある部分を土塗壁等、延焼防止に有効な構造としなければならないこととしている。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種の措置の徹底を図っていくものとする。

（建築基準法の防火規制）

- 1 不特定多数の使用に供する特殊建築物等は、階数が3以上であるものあるいは規模に応じて、また、一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。
- 2 不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000㎡を超える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上・消火上支障がないようにする。
- 3 2に掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

第4節 市街地の面的な整備・改善

第1 土地区画整理

道路、水路、公園その他の公共施設を拡充整備し、土地各筆の区画形質を改善して適切な市街地の形成を図る土地区画整理は、一団地の基盤整備を行う場合に最も優れた総合的都市計画を実現する手段として有効適切である。市街地として新たに開発する地区の災害防除の面からも、この土地区画整理事業により整備することが望ましく、その推進を強力に図る。

第2 宅地造成の規制誘導

宅地造成工事等により崖崩れや土砂の流出が生じるおそれがある区域については、災害危険区域等を知事が指定し、災害防止のため必要な規制を行う。

(資料)

- ・ 防災上注意すべき自然的・社会的条件 (資料第12)
- ・ 土地区画整理事業一覧表 (資料第13)

第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

第1 気象等観測施設・設備等

気象、水象等の自然現象の観測は、地域によって差があり、気象台等の観測所のみでは正確な情報が得られない場合もあるため、観測に必要な気象観測設備を整備する。

なお、気象業務法に基づき、市が気象の観測を行う場合は、検定に合格した観測機器を使用するとともに、観測施設を設置した場合はこれを気象庁へ届け出る。

(資料)

- ・ 雨量観測設備 (資料第5)

第2 消防施設・設備

1 消防活動実施体制の整備

火災の消火、人命救助の初動活動が速やかに実施できる体制を確立するために、尾三消防組合と連携して消防力を強化する。

2 消防施設・設備及び色彩の充実

尾三消防組合は、火災等に対処するため、消防力を強化して被害の拡大防止を図るために必要な施設及び資機材の整備を促進する。

特に、危険物火災、高層建物火災、林野火災等に対処するため、化学車・はしご車・大型水槽車・消火薬剤等の資機材の整備を図る。

また、市は災害時の道路被害や障害物によって通行が不可能になる状況にも対応できるように、消防団車両については、小型動力ポンプ付積載車への更新を進め、地域防災力の強化を図る。

(資料)

- ・ 現有消防力 (資料第6)

第3 応急活動のためのマニュアルの作成等

市は、長久手市災害初動ガイドラインに基づき、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の期間等との連携等について徹底を図る。

第4 人材等の育成等

市は、防災に携わる者に高度な知識・技術を習得させ、応急対策全般への対応力を高めるために、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携により、人材の育成を図る。また、緊急時に外部の専門家の意見・支援を活用できるような仕組

みを平時から構築することに努める。

第5 情報の収集・連絡体制等の整備

1 情報の収集・連絡体制

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

2 通信施設・設備等

防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、有線通信施設及び無線通信施設を防災構造化するなどの整備改善に努め、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め非常用発電設備等を耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所に設置し、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

また、市は災害情報を一元化し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

この際、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動状況等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

(資料)

- ・ 現有通信設備 (資料第7)

第6 水防施設・設備

重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、かけや等の水防資機材を土木災害倉庫に整備し点検する。

(資料)

- ・ 防災資機材及び備蓄品 (資料第8)

第7 救助・救急等資機材・備品

災害時に人命の救助を迅速に行うための救助用資機材について、有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。

また、負傷者等が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

(資料)

- ・ 防災資機材及び備蓄品 (資料第8)

第8 避難施設

防災活動上必要な公共施設、及び長久手市避難場所選定基準 (資料第9) で避難所に選定されている施設等は、定期的に点検を実施する。また、避難路についても選定しておく。

(資料)

- ・ 長久手市避難場所選定基準 (資料第9)
- ・ 一時避難場所一覧表 (資料第10)
- ・ 避難所一覧表 (資料第11)

第9 道路等の復旧に係る施設・設備

災害のため被災した道路河川等の破損の復旧等に必要な土木機械等については、調達できるようあらかじめ業者と協定を結ぶ。

第10 物資の備蓄・調達供給体制の確保

1 市は、大規模な災害は発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が予想されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水 (ペットボトル等)、

生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄を図るよう努力するものとする。

なお、備蓄を行うに当っては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

2 広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するまで、家庭において可能な限り1週間程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。

3 災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、関連業界との連携を深めるよう努力するものとする。

第11 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急建設候補地台帳を作成する。

なお、用地の選定に当っては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮する。

第12 災害廃棄物処理に係る事前対策

1 災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害廃棄物対策を行うに際しては、愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定するとともに、県が行う技術援助を受け、適正かつ円滑・迅速に処理できるようにするものとする。

また、県が実施する人材育成・訓練に参加させる。

2 広域連携、民間連携の促進

災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

第13 罹災証明書の発行体制の整備

1 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

2 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

3 市は、県が実施する被害住家調査の担当者のための研修等に参加し、災害時の住家被害の調査の迅速化に努めるものとする。

また、育成した調査の担当者の名簿への登録、民間団体との応援協定により、応援態勢の強化を図るものとする。

第8章 避難行動の促進対策

避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。

市長は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努める。

第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備

市は、さまざまな環境下にある住民・要配慮者利用施設等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、デジタル同報無線システム（防災ラジオ含む。）、ケーブルテレビ、Webサイト、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、「長久手市避難勧告マニュアル」に定められた伝達内容を基に避難勧告等を発令する。

第2節 指定緊急避難場所及び避難路の選定

第1 指定緊急避難場所の指定

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号；以下、「**災対法施行令**」という。）に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。

なお、災害の指定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所等については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

- 1 市は、指定避難所へ避難する中継地点として、避難者が一時的に避難して様子や被害状況をうかがう場所として、都市公園等を指定緊急避難場所として選定し、確保する。（本市では、指定緊急避難場所を「一時避難場所」、指定避難所を「避難所」としている。）

なお、避難者1人あたりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。

第2 避難路の選定

指定緊急避難場所を指定した市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- 1 避難路はおおむね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- 2 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- 3 避難道路は、相互に交差しないものとする。
- 4 浸水等の危険のない道路であること。
- 5 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

内閣府「**避難勧告等に関するガイドライン**」に基づき、長久手市における避難勧告等に関する情報の提供について「長久手市避難勧告マニュアル」を作成している。

本マニュアルでは、避難勧告等の発令・伝達に関し、緊急時に、どのような情報に基づき状況を判断し、どのような対象区域の住民に対して避難勧告等を発令すべきか等の判断基準についての指針を示している。

情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、

その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民への積極的な避難行動の喚起に努める。

なお、土砂災害に係る避難勧告等については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報(メッシュ情報)等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するものとする。

第1 避難勧告等の発令基準等についての留意事項

避難の勧告・指示(緊急)を発令する基準について、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報、水位情報周知河川の特別警戒水位など、**いざというとき市長自らが躊躇なく避難勧告等を発令できるよう具体的な区域をあらかじめ設定するよう努めるものとする。**

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らし合わせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

第2 避難勧告等の判断に関する関係機関の助言

名古屋地方気象台、県ではリアルタイムのデータを保有しており、地域における各種災害の専門的知見を有していることから、市長が避難勧告等の判断**基準や発令対象区域の設定**に際し、名古屋地方気象台、尾張建設事務所に助言を求める。

第3 判断のための助言を求めるための事前準備

市は、長久手市避難勧告マニュアルに基づき、避難勧告等又を発令**しようとする場合において**判断材料となる気象情報、雨量、河川水位などについては、情報機器による情報収集、県・名古屋地方気象台等との電話連絡による情報収集及び消防団などから地域情報を収集する。

また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むなどとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

第1 市の避難計画

市の避難計画には、原則として次の事項を記載する。

- 1 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- 2 指定避難所、指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 3 指定避難所、指定緊急避難場所への経路及び誘導方法
- 4 指定避難所、指定緊急避難場所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
- 5 指定避難所、指定緊急避難場所の管理に関する事項
- 6 災害時における広報

第2 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、及びその他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあら

かじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- 1 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。
- 2 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、指定緊急避難場所及び指定避難所等の選定並びに保健・衛生、給食等の実施方法について定める。
- 3 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

第3 土砂災害警戒区域における措置

土砂災害警戒区域の指定を受けた区域において、土砂災害警戒情報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項や土砂災害に係る情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について、第3章第2節「土砂災害の防止」に定めるところによる。

第4 避難行動要支援者の避難対策

第3編第9章第2節「要配慮者支援対策」 参照

第5節 避難に関する意識啓発

市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所・指定避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施し、住民の意識啓発を図る。

第1 指定緊急避難場所等の広報

避難場所や避難所の指定を行った市は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- 1 指定避難所、指定緊急避難場所の名称
- 2 指定避難所、指定緊急避難場所の所在位置
- 3 避難地区分け
- 4 指定避難所、指定緊急避難場所への経路
- 5 指定避難所、指定緊急避難場所の区分
- 6 その他必要な事項
 - (1) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違いこと
 - (2) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

第2 避難のための知識の普及

市は、必要に応じて、住民に対して次の事項につき、普及のための措置をとるものとする。

- 1 平常時における避難のための知識
- 2 避難時における知識
 - (1) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とすること。
 - (2) 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。

- (3) 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安確保」を行うべきこと。
- 3 指定避難所、指定緊急避難場所滞在中の心得
- 4 その他
 - (1) 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。
 - (2) 市は、指定緊急避難場所を指定して避難誘導を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。また、設置にあたっては、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考にするものとする。
 - (3) 市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

近年の急速な高齢化や国際化、さらには市民のライフスタイルの変化に伴い、要配慮者及び旅行者、市域滞留者等の帰宅困難者が犠牲になるケースが多いため、市及び要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、災害から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図る。

要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図るものとする。その際には、災害時要援護者の避難対策に関する検討会（内閣府・消防庁・厚生労働省・国土交通省）作成の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）を踏まえ、県が作成している「市町村災害時要援護者支援体制マニュアル」、「長久手市避難行動要支援者支援要綱」及び「長久手市避難行動要支援者支援マニュアル」に沿って体制を整備する。

帰宅困難者対策については、公共交通機関の運行状況によっては、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

第1節 避難所の指定・整備

第1 避難所等の整備

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

第2 指定避難所の指定

- 1 市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在中であることに鑑み、円滑な救援活動

を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災対法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定するものとする。

- 2 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。

一人当たりの必要占有面積

1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

- 3 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。
- 4 市は必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要配慮者が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。
- 5 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。要配慮者を収容する福祉避難所は、施設内のバリアフリー化、スロープ、手すり、誘導装置、障がい者用トイレ等の設備がある施設から選定する。

第3 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレ・パーテーションなど要配慮者、女性等にも配慮した施設・設備の整備に努める。

また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

- 1 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、**ホワイトボード**等
- 2 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等
- 3 バックアップ設備の整備：投光器、自家発電設備等

第4 避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

第5 避難所の運営体制の整備

- 1 市は、長久手市小・中学校避難所運営マニュアル、愛知県避難所運営マニュアル及び妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドラインにより、市の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。
- 2 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮する。
- 3 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

第1 社会福祉施設等における対策

1 組織体制の整備

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速で的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制の確立に努める。

また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた組織体制づくりに努める。

2 緊急連絡体制の整備

施設等管理者は、災害の発生に備え、消防や警察などの関係機関への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

3 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

4 防災備蓄品の整備

施設等管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄に努める。

第2 在宅者対策

1 緊急通報システム等の整備

市は、県と名古屋地方気象台の連携による土砂災害警戒情報等を的確に活用し、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図る。

2 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民やボランティア組織、他の地方公共団体との応援協力体制の確立に努める。

3 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

第3 避難行動要支援者対策

1 避難行動要支援者名簿の整備等

市は、避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及び入手方法、名簿の更新に関する事項等について定めた「長久手市避難行動要支援者支援要綱」、「長久手市避難行動要支援者支援マニュアル」に基づき名簿を整備する。

(1) 避難行動要支援者の把握

市は、災害時に避難行動要支援者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している避難行動要支援者の情報を把握するものとする。避難行動要支援者の範囲は、要介護状態区分・障害支援区分・家族の状況等を考慮し、別に定めるものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者の中から名簿への掲載に同意した者について、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。

(3) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

市は、常に最新の状況を把握するため、原則年1回、台帳の更新を行い、支援団体等で共有する。

(4) 個人情報の管理

市は、施錠可能な場所での名簿情報の保管や複製の制限など情報管理の徹底を図るとともに、支援団体等に情報提供する際は、支援団体等から「個人情報に関する誓約書兼受領書」を受領した上で、登録された要支援者にかかる個人情報を提供するなど、情報漏洩防止の措置を講じる。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(5) 支援団体への事前の台帳情報の提供

市が取得した個人情報を提供する範囲を以下のとおりとする。

- ア 市
- イ 長久手市民生委員・児童委員協議会
- ウ 長久手市社会福祉協議会
- エ 地域包括支援センター
- オ 自主防災組織
- カ まちづくり協議会・自治会連合会・区・区会

- 2 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難所から福祉避難所等へ移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

第4 外国人等に対する防災対策

市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人市民と早期帰国等に向けた交通情報を必要とする在日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速で的確な行動がとれるような防災環境づくりに努める。

- 1 避難場所や避難所、避難路の標識を簡明かつ効果的なものにし、多言語表示やピクトグラム（案内用図記号）表示を用いるなど簡明かつ効果的なものとともに、多言語化を推進する。
- 2 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努める。
- 3 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。
- 4 外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及を図る。
- 5 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターや県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」の活用等が図られるための体制整備を推進する。

第5 浸水、土砂災害が想定される区域内の施設等の公表及び洪水時の対応

- 1 市は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について市民へ周知を図るとともに、洪水予報等の的確な伝達を図る。
- 2 土砂災害危険箇所等、土砂災害の危険箇所にある要配慮者が利用する施設の管理者、防災責任者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。
- 3 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

(1) 計画の作成等

市地域防災計画のその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれのある場合における当該要配慮者施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施するものとする。

(2) 施設管理者等に対する防災意識の普及

市は、地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるように努める。

(3) 施設管理者等に対する支援

市及び県の関係部局は、当該要配慮者施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等と連携して支援するよう努める。

(4) 市長の指示等

市長は、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかった時は、その旨を公表することができる。

第3節 帰宅困難者対策

市は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

第1 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

第2 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

第3 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図るものとする。

第10章 広域応援体制の整備

災害時の災害応急対策又は災害復旧の実施にあたり、市の防災力では対応が困難なときは、県知事もしくは指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の応援により速やかに災害活動等が実施できるよう、あらかじめ、相互応援協定を締結するなど広域的な応援体制の整備を図る。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

第1 職員の派遣要請及び斡旋依頼

1 職員の派遣要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要なときは、次の事項を記載した文書をもって、指定地方行政機関の長に職員の派遣要請を行う。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする理由
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

2 応援の斡旋

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要なときは、次の事項を記載した文書をもって、県知事に応援の斡旋を求める。

- (1) 応援の範囲又は区域
- (2) 相当業務
- (3) 応援の方法

第2 地方公共団体間の応援

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要なときは、県知事又は他の市町村長に応援を求めるものとし、必要な手続等（要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法）を定め、関係職員に周知しておく。

また、県知事又は他の市町村長から応援の要請があった場合には、特別の事情がない限りその求めに応じる。

第3 応援協定の締結等

1 相互応援協定

市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、他市町村との相互応援協定に関する協定の締結に努めるものとする。

2 民間団体等との協定

市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等の協力を得るため、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく。輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生等の緊急輸送活動のために確保すべき道路、トラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

第2節 支援物資等の円滑な受援供給体制の整備

第1 災害時の円滑な物流に向けた体制の整備

市は、円滑に国等から支援物資の受入・供給を行うため、県と連携して地域内輸送拠点

等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

第2 訓練・検証等

市は、災害時に支援物資を円滑に輸送するため、県等と連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、その他防災関係機関等の体制変更、施設資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第3節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備

第1 市及び尾三消防組合における措置

1 緊急消防援助隊

尾三消防組合は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。

2 広域航空消防応援

市及び尾三消防組合は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

3 広域消防相互応援協定

市及び尾三消防組合は、愛知県に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が迅速、的確に実施できるよう、実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

（資料）

- ・ 災害応急対策又は災害復旧のための派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例（資料第39）
- ・ 尾張東部地区災害応援に関する協定書（資料第47）
- ・ 災害対策支援協力に関する覚書（資料第48）

第11章 防災訓練及び防災意識の向上

第1節 防災訓練の実施

市職員等と市民を中心とし、県、指定地方行政機関、指定公共機関、企業、学校及びその他防災関連団体の協力のもとに、防災週間内またはその前後に総合防災訓練（市内一斉防災訓練）を実施する。訓練実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び夜間も含めた実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。

また、それ以外に水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的な防災訓練を実施するものとする。

第1 市職員を対象とした訓練

1 情報収集・伝達訓練

気象予警報、対策通報、被害情報等を関係機関相互及び市民に迅速かつ的確に通報する

ための訓練を実施する。

2 非常参集訓練

指定職員、非常配備要員等を確保するための訓練で、非常連絡及び非常招集を実施する。

3 初期消火・救急救助訓練

初期消火及び緊急救助の訓練を実施し、防災拠点としての市役所庁舎の機能確保、市職員の救急救助技術の定着を図る。

4 図上訓練等

市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部において応急対策活動に従事する本部要員対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練(ロールプレイング方式)等を実施するものとする。

5 広域応援訓練

市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

第2 総合防災訓練(市内一斉防災訓練)

- 1 地区ごとの避難所、一時避難場所等への移動訓練(避難路の確認、避難路の避難障害発生予想等)
- 2 救急救命士等の指導による市民のための救急救命活動訓練、初期消火訓練、水防訓練等の実地訓練
- 3 防災機器の使用訓練、家具転倒防止器具と使用方法紹介等
- 4 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、防災訓練への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。
- 5 総合防災訓練(市内一斉防災訓練)結果の検証
訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。
 - (1) 訓練開始から避難地への移動等各種行動完了までに要する時間のチェック
 - (2) 防災重点地区への避難路、避難施設等に関する特別査察
 - (3) 問題点の抽出と改善案策定
- 6 小中学校児童・生徒を対象とした全校的な非常登下校訓練及び避難訓練

第3 児童・生徒に対する防災教育・訓練

学校長は、災害から児童、生徒及び教職員を保護するため、学校単位の防災計画を立て、教育委員会を通じて市長に報告する。市は、当該計画について疑義があれば、学校長と協議する。

また、災害時における組織活動の円滑化を図るため、平素から職員並びに児童・生徒の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底させる。

1 防災訓練

- (1) 防災訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、児童・生徒の自主的活動を尊重し、職員の協力のもとに十分な効果を取めるよう計画する。
- (2) 訓練は毎年1回以上実施し、学校種別、学校規模、施設設備の状況及び児童・生徒の発達段階等それぞれの実情に応じて具体的かつ適切なものとする。
- (3) 訓練にあたっては、事前に施設設備の状況、器具用具等について安全点検を行い、訓練による事故防止に努める。
- (4) 訓練実施後は、反省を行い、訓練計画の修正・整備を図る。

2 平常時における指導

平常時の学校教育の一環として、防災関係機関、防災施設及び地震展等の見学会を行い、学校、家庭、地域における災害時の実践活動、避難行動等について習得させる。

第2節 防災のための意識啓発・広報

第1 防災意識の啓発

市広報紙、防災マップ及びチラシの配布、並びに防災講演会、防災講習会等の開催を通じ、市民に対して防災意識の高揚を図る。

市は、災害時に市民一人ひとりが正しい知識と判断を持って行動できるよう、防災マップ、ポスター、掲示板等に次のような重点事項を盛り込み、各種防災行事等を通じて配布する。特に防災マップには、本市の災害に関する地域特性や、災害の発生の仕組みについての知識、避難時の心得、避難の場所についての情報等を盛り込むこととし、自主防災組織、児童・生徒を含む市民の啓発、指導育成にあたってその活用に努める。

- 1 大雨特別警報、暴風特別警報、大雨警報、洪水警報等の発表時の心得
- 2 発災時の心得
- 3 避難時の心得
- 4 家庭における防災の話し合い（災害時の家庭内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと。
- 5 その他必要事項

第2 家庭内備蓄等の推進

市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進する。

また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

第3 防災に関する知識の普及

市は、水防月間、土砂災害防止月間等において、各種イベント等を開催し、水防・土砂災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

第3節 防災のための教育

学校長は、児童、生徒及び職員の生命、身体の安全を図り、学校の施設及び設備を災害から保護するために必要な計画を策定し、その推進を図る。

第1 防災上必要な組織の整備

学校長は、児童、生徒の安全の確保を最優先に、学校では、日ごろから災害に備えて職員の任務の分担、相互の連携等について組織の整備を図る。

第2 登下校の安全確保

学校長は、児童、生徒の登下校途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、日ごろから児童、生徒及び保護者への周知徹底を図る。

1 通学路の設定

- (1) 通学路については、教育委員会、愛知警察署及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握しておく。
- (2) 異常気象時における通学路の状況の把握について、その情報収集の方法を確認しておく。
- (3) 児童、生徒の個々の通学路、誘導方法等について、常に保護者と連携をとり確認を

しておく。

2 登下校の安全指導

- (1) 異常気象時における危険箇所について指導計画を綿密に確認する。
- (2) 通学路における危険箇所については、児童、生徒への注意と保護者への周知徹底を図る。
- (3) 登下校における危険を回避できるよう、児童、生徒に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

第3 文教施設、設備等の点検及び整備

教育委員会は、文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見、改善に努める。

市は、災害時の施設、設備の補強、防災活動に必要な器具については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。

第4 危険物の災害予防

化学薬品、その他危険物を取り扱う学校にあつては、学校長はそれらの危険物を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。

第5 保育園及びその他の文教施設対策

- 1 市立の保育園児及び保育士の生命、身体安全並びに保育園の施設及び設備を災害から保護するために必要な計画を策定し、その推進を図る。なお、この計画は、第11章第3節（防災のための教育）に準じて実施する。
- 2 幼稚園など、その他の文教施設対策は、1に準じて実施する。

第12章 防災に関する調査研究の推進

災害は広範な分野にわたる複雑な現象で、かつその実態は地域的特性を有するので、防災に関する研究は、広範多岐にわたる研究部門相互の緊密な連携を図るとともに、各地域の特性に応じた総合的かつ一体的研究体制を確立し、その効率的推進を図る。

第1 重点を置くべき調査研究事項

1 危険地域の把握

法により災害危険地域の指定を受けた地域の現況調査を行うとともに、これだけにとどまらず、水害危険地域、地すべり危険地域及び火災危険地域について、広範囲にあらゆる角度から調査し、その実態を把握する。

2 危険地区の被害想定

災害時において迅速的確な災害対策が実施できるように社会的要請が強く、かつ調査の促進が必要とされている上記の危険地域について関係機関、学識経験者等と共同して実態調査を行い、この調査結果並びに過去に受けた災害状況等から被害想定をする。

第2 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備

市においては、危険地域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実状に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。また、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、小学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。

第3 地籍調査

市は、防災化の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報によりを正確に把握し、記録する地籍調査の推進

を図る。

第4 調査研究成果の活用

調査研究の成果を将来の具体的防災施策樹立の参考に資するよう計画するとともに、教訓となるべき要素を収録して広く関係者に配布し、一般防災意識の高揚を図る。

第13章 業務継続計画の策定

第1 業務継続性の確保

市は、災害時発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務の継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域に想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

- ① 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- ② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ③ 電気・水・食料等の確保
- ④ 災害にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ⑤ 重要な行政データのバックアップ
- ⑥ 非常時優先業務の整理

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢（組織の動員配備）

市長は、災対法第23条の2並びに「長久手市災害対策本部条例」及び「長久手市災害対策本部運営要綱」の定めるところにより、応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。

また、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合の職員のとるべき防災初動活動や各班の役割については、「長久手市災害初動ガイドライン」に沿って災害応急対策を行う。なお非常配備による対応等の参集基準及び体制等については下表によることとし、要員（資機材を含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

第1節 非常配備体制

第1 参集基準

風水害等の災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるとき、その規模等に応じて「災害対策本部」が設置される。災害対策本部の設置準備が整うまでの期間は、別途定める「非常配備要員順序表」（毎年4月改正）による班編成をもって暫定的に災害応急対策にあたる。

[風水害等に関する非常配備区分に応じた基準及び体制等]

区分	第1非常配備	第2非常配備		第3非常配備
		準備態勢	警戒態勢	
基準	○災害が発生するおそれがあり、災害の規模・様態の推測が困難である場合で、今後の状況の推移に注意を要するとき	○小規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき	○相当規模の災害が発生したとき、又は相当規模の災害が発生するおそれがあるとき	○大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき
	○大雨注意報、洪水注意報のいずれかが発表されたとき	○大雨警報、暴風警報、洪水警報のいずれかが発表されたとき		○大雨特別警報、暴風特別警報のいずれかが発表されたとき。
体制	○2班編成	○指定職員＋2班編成	○3班以上の編成	○災害対策本部体制
指示者	○安心安全課長 ○配備長			○災害対策本部長
対象者	○安心安全課長 ○情報課長 ○土木課長 ○議会事務局長 ○配備長 (自宅及び事務室待機)	○指定職員 ○配備長 ○配備要員	○本部要員※ ○指定職員 ○配備長 ○配備要員	○全職員

分担事務	○情報の収集・伝達等準備	○情報収集、危険箇所、災害発生箇所の巡回及び応急対策等 ○状況の推移によっては災害対策本部の設置	○情報収集、危険箇所、災害発生箇所の巡回及び応急対策等 ○災害対策本部の設置	○やむを得ない場合を除いて通常業務を停止、情報収集、危険箇所、災害発生箇所の巡回及び応急対策等 ○災害対策本部の設置
体制	—	○災害対策本部		

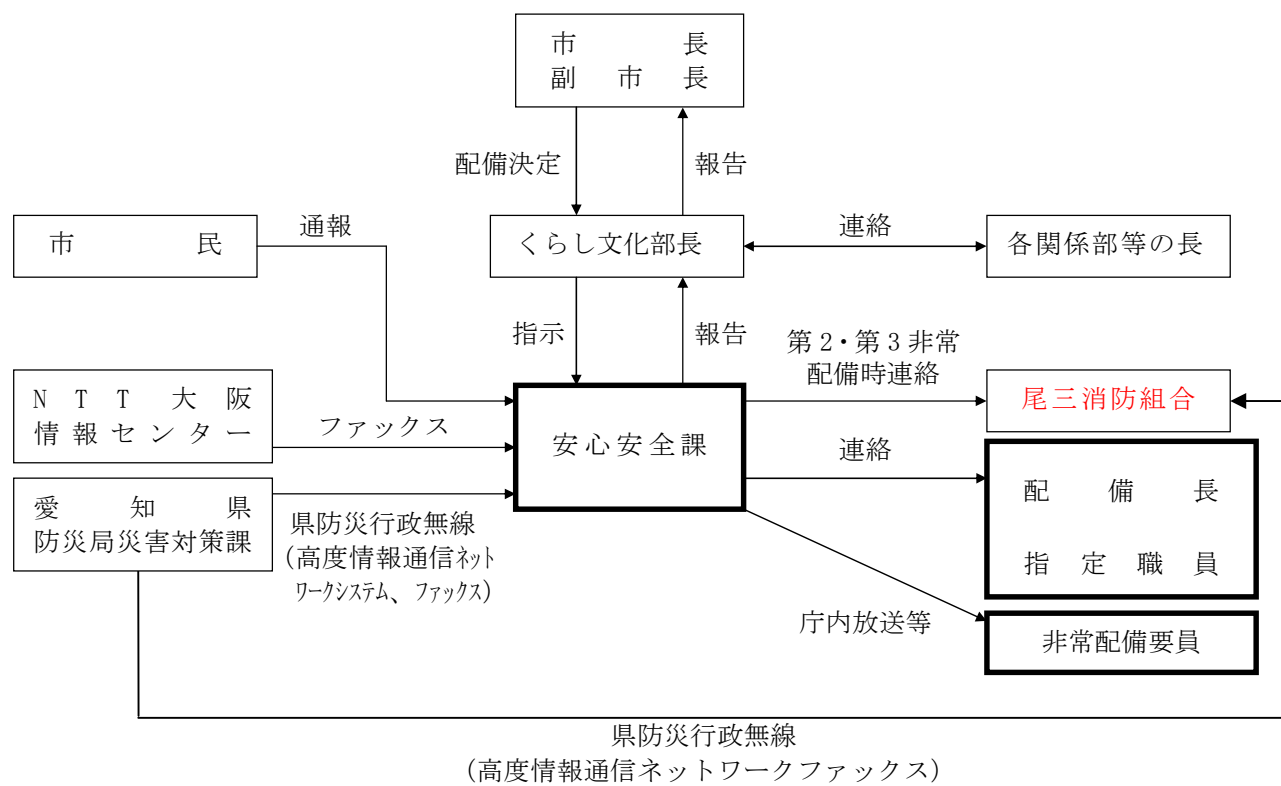
※ 「本部要員」：本部員及び次長職以上の職員

第2 非常配備の指示・伝達

1 勤務時間内

- (1) 非常配備に該当する緊急情報を受信した安心安全課職員は、直ちに当該配備長及び土木課長に連絡し、庁内放送等により非常配備要員に非常配備区分を伝達する。
- (2) 安心安全課職員は、その旨をくらし文化部長に報告する。
- (3) くらし文化部長は、市長及び副市長に報告を行った上で、非常配備決定の指示を受け、安心安全課職員にその旨を指示する。
- (4) 当該配備長及び指定職員、庁内放送等を聞いた非常配備要員は、直ちに所要の配備につく。
- (5) 災害情報の受発信の際は、その内容を「災害情報（様式第2）」に記録する。

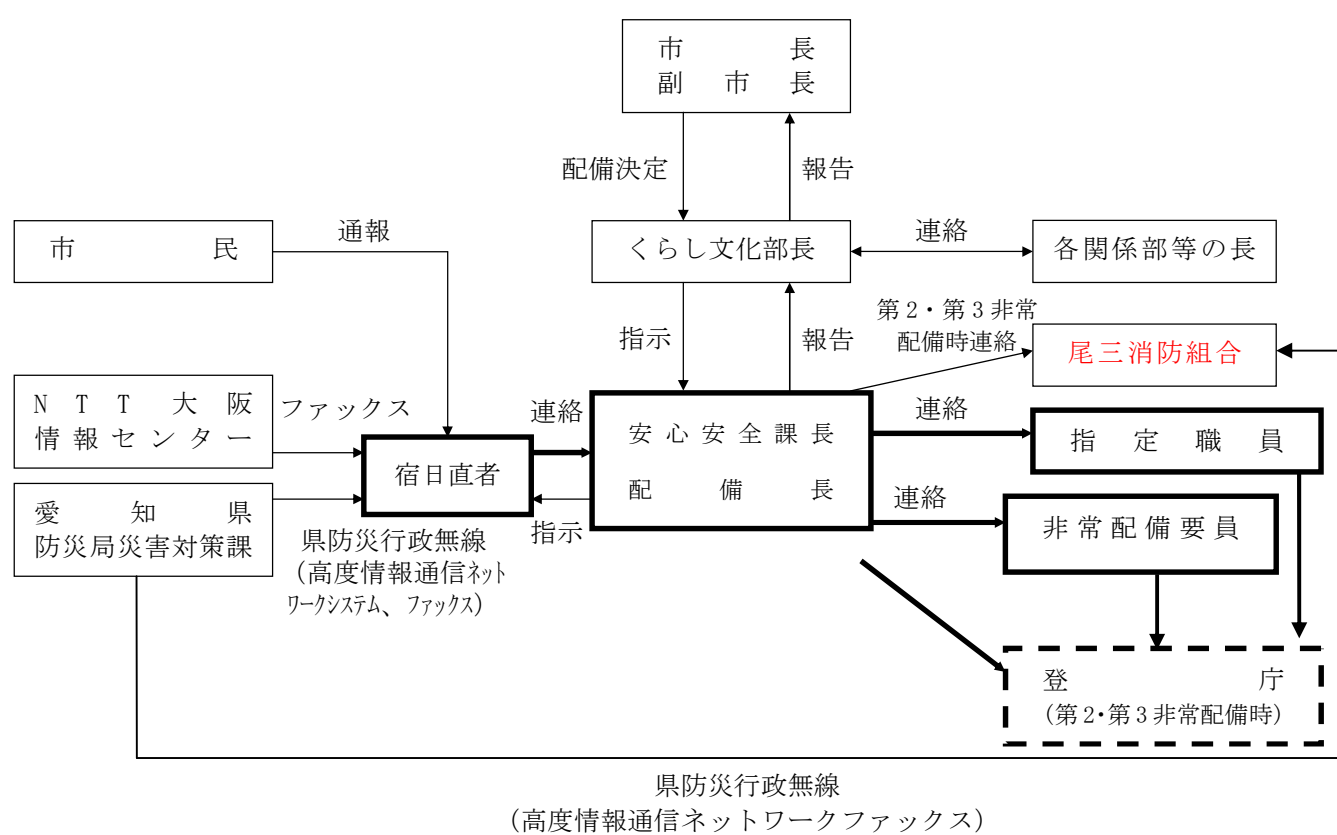
<勤務時間内の指示・伝達系統>



2 勤務時間外

- (1) 非常配備に該当する緊急情報を受理した宿日直員は、「非常配備要員順序表」に従い、直ちに安心安全課長及び当該配備長、土木課長に連絡する。
 - ア 当該配備長が不在の場合は、副配備長に連絡し、双方とも不在の場合は次班に移行する。
 - イ 安心安全課長が不在の場合は、防災担当課長補佐又は、防災担当職員に連絡する。
- (2) 情報課長、土木課長、議会事務局長は、当該指定職員に必要な指示を与える。
- (3) 安心安全課長は、くらし文化部長にその旨を報告する。
- (4) くらし文化部長は、市長及び副市長に報告を行った上で、非常配備決定の指示を受け、安心安全課長にその旨を指示する。
- (5) 当該配備長は、直ちに非常配備要員に連絡し、非常配備に必要な指示を与えるとともに、速やかに非常配備体制を整える。
- (6) 指示を受けた指定職員及び非常配備要員は、直ちに登庁し所要の配備につく。
- (7) 災害情報の受発信の際は、その内容を「災害情報（様式第2）」に記録する。

＜勤務時間外の指示・伝達系統＞



3 緊急登庁

(1) 緊急登庁の基準

職員は、配備長から勤務時間外に登庁指示を受けた場合に加え、大雨特別警報及び暴風特別警報が発令された場合には、連絡を待つことなく自主的に全職員が緊急登庁する。

(2) 緊急登庁時の注意事項

- ア 気象状況の推移、テレビ、ラジオ、その他の災害情報の収集に最大限留意する。
- イ 交通事故、道路の冠水・損壊、橋梁の流出・損壊等に細心の注意を払って登庁する。
- ウ 交通渋滞や救出・救援活動の阻害等の原因となるため、自家用車での登庁は行わない。
- エ 登庁時は本ガイドラインのほか、飲料水、食料、常用している薬、タオル、着替え、雨具等を必要に応じて携行する。
- オ 登庁後は、防災服を着用し、参集記録簿に必要事項を記入する。
- カ 登庁の途上は、必要に応じて災害状況等の現況把握を行い、登庁後、所属長等に報告する。

4 非常配備の記録

(1) 第1及び第2非常配備体制時

配備長（又は災害対策本部長、地震災害警戒本部長）は、「非常配備日誌（様式第1）」に非常配備編成状況、非常配備参集者名簿、気象状況等を記録する。

(2) 第3非常配備体制時

配備長は、「非常配備要員報告書（様式第64）」に非常配備要員の所属・氏名、配備時間等を記録する。

5 非常配備の解除

非常配備後、配備長が非常配備の解除を決定したとき、あるいは災害対策本部又は地震災害警戒本部の設置体制が整い、その正常な運営が可能となった場合、非常配備を解除し、速やかに災害対策本部あるいは地震災害警戒本部体制に移行する。

（資料）

- ・ 長久手市防災会議条例（資料第16）
- ・ 長久手市防災会議運営要綱（資料第17）

第2節 災害対策本部

第1 設置及び廃止

1 設置

市長は、市域に相当な規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合、応急対策を迅速かつ効率的に実施するため、災対法第23条の2並びに「長久手市災害対策本部条例」及び「長久手市災害対策本部運営要綱」の定めるところにより、災害対策本部を設置する。災害対策本部の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 大雨特別警報、暴風特別警報、大雨警報、暴風警報、洪水警報のいずれかが発表されたとき
- (2) 火災、土石流、浸水等、又は河川の警戒水位突破など、本市域内で重大な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあると市長が判断したとき

2 廃止

本部長は、災害のおそれが解消し、又は災害応急対策が完了したと認められる場合には災害対策本部を廃止する。

第2 組織及び事務分掌

災害対策本部の組織及び構成員は、それぞれ「長久手市災害対策本部組織図」及び「災害対策本部（地震災害警戒本部）の部・班とその構成組織」のとおりとし、構成員の職務等は、次のとおりとする。

1 災害対策本部長の職務代理人

災害対策本部長は市長とし、市長不在時は職務代理人として次の順位によるものとする。

- 第1順位 副市長
- 第2順位 暮らし文化部長
- 第3順位 市長公室長

2 本部員

- (1) 本部員は、所管に係る災害応急対策の実施状況を把握し、速やかに本部長に報告する。
- (2) 市職員以外の本部員は、それぞれの所属機関が実施する災害応急対策の実施状況を把握し、本部長に報告するとともに、所属機関と災対本部との総合調整にあたる。

3 部長、次長及び班長

- (1) 部長は、部の事務を処理し、部間の連絡・調整を行うとともに、所属職員を指揮監督する。
- (2) 次長は、各班を統括し、部内の連絡・調整を行う。
- (3) 班長は、班の分掌事務について所属職員を指揮監督し、その事務を処理する。
- (4) 各部連絡員は、本部員会議と各部との連絡、及び部間の連絡・調整を併せて行う。

4 本部職員

本部職員は、「災害対策本部及び地震災害警戒本部の事務分掌」に掲げる事務にあたる。

第3 災害対策本部員会議

1 開催場所

本部員会議は、長久手市役所北庁舎2階災害対策本部室で開催する。

2 代理者の出席

- (1) 市職員の本部員が不在のときは、部の中から代理の者を出席させる。
- (2) 市職員以外の本部員が不在のとき、又は自ら災害対策本部に出向できないときは、代理者を派遣する。ただし、所属機関の判断により、派遣することが困難な場合はこの限りではない。

3 協議事項

本部員会議では、次に示す災害応急対策の基本的事項について協議する。

- (1) 本部の配備体制の切替え及び廃止に関する事
- (2) 災害情報、被害状況の分析と、それに伴う災害応急対策活動の基本方針に関する事
- (3) 避難のための立退き勧告及び指示に関する事
- (4) 県知事に対する自衛隊災害派遣の要請に関する事
- (5) 指定地方行政機関、指定公共機関、県及び他市町村に対する応援の要請に関する事
- (6) 災害応急対策に要する経費の処置方法に関する事
- (7) 交通規制に関する事
- (8) 労務計画に関する事
- (9) 配車、その他輸送計画に関する事

- (10) 報道対応等に関する事項
- (11) その他災害応急対策の重要計画に関すること

第4 事務局の設置

災害対策本部に事務局を置き、次の事務を行う。事務局長は安心安全課長をもって充てる。事務局長は、事務局の事務を統括し、事務局の職員を指揮監督する。

事務局は、災害応急対策等に関し、災害対策本部と関係機関との連絡調整をする。

(資料)

- ・ 長久手市災害対策本部条例（資料第18）
- ・ 長久手市災害対策本部運営要綱（資料第19）
- ・ 長久手市災害対策本部組織図（資料第20）

第3節 職員の派遣要請

第1 国の職員の派遣要請（災対法第29条）

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

第2 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

第3 職員派遣のあっせん要求（災対法第30条）

市長は、県知事に対し災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、県知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第4 被災市町村への職員の派遣

市は、被災市町村の職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

第4節 災害救助法の適用

第1 救助の実施

市長は、本市に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づき救助を行う。

第2 県が行う救助の補助

市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

第2章 避難行動

被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、**土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒情報**等を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。また、市長等は、災対法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努める。

特に、避難準備・高齢者等避難開始の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要

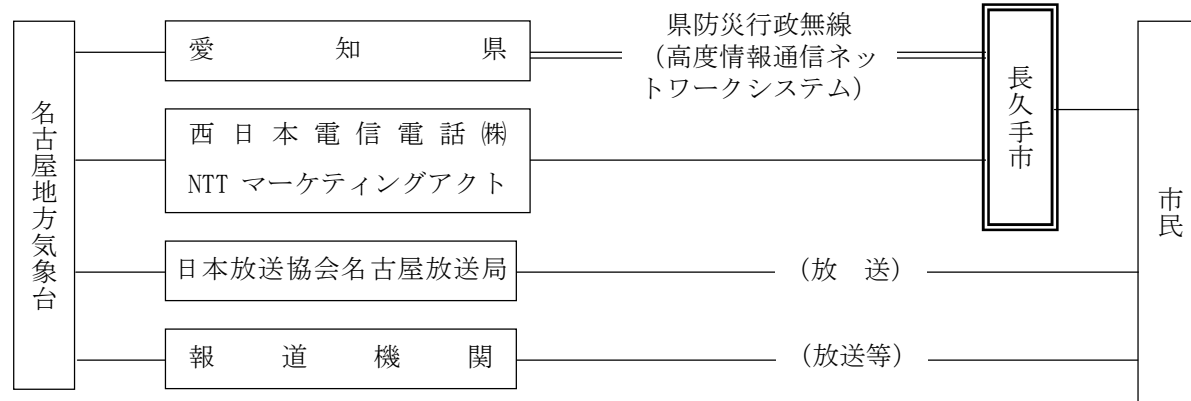
する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い地域の居住者等の自主的な避難を促進する。

第1節 気象警報等の伝達

第1 気象警報等

1 気象・水象に関する特別警報・警報に関する情報の収集及び伝達は、次のとおり。

＜気象・水象に関する特別警報・警報等の伝達系統＞



(注)

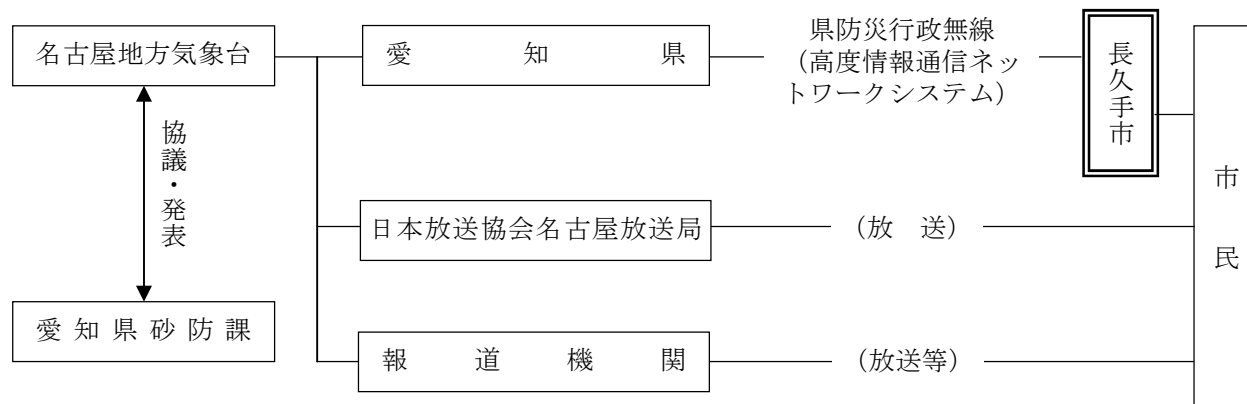
- ・ 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。
- ・ 気象庁本庁から西日本電信電話(株) (NTT マーケティングアクト福岡 104 センター) には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。

(資料)

- ・ 予警報の地域細分及び予警報等の種類と発表基準 (資料第 26)

2 土砂災害警戒情報の伝達系統は、次のとおり。

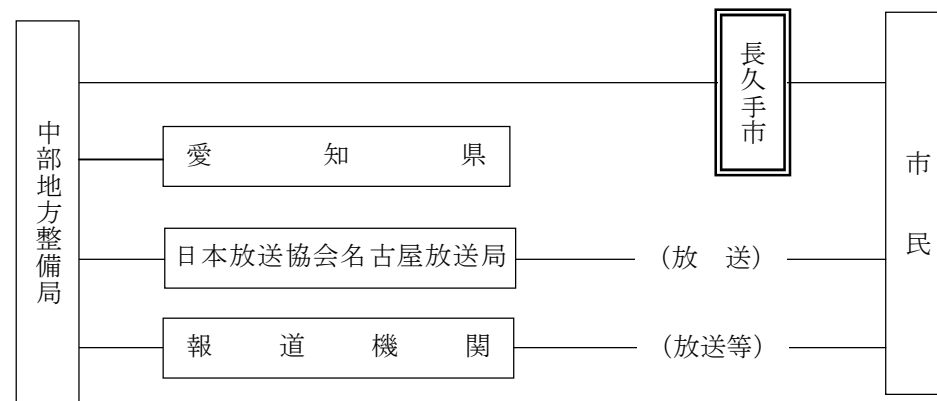
＜土砂災害警戒情報の伝達系統＞



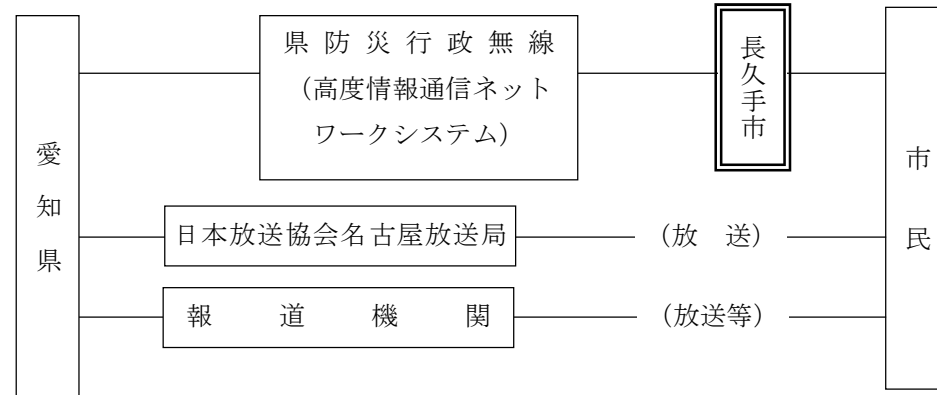
(注) 土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設部砂防課が協議のうえ、名古屋地方気象台が発表する。

3 土砂災害緊急情報の伝達系統は、次のとおり。

<ア 大規模な土砂災害(河道閉塞による土石流、湛水など)>



<イ 大規模な土砂災害(地すべり)>



(注) 土砂災害緊急情報は、大規模な土砂災害(河道閉塞)による土石流・湛水、地すべりなどが急迫した場合に、国・県が実施する緊急調査の結果に基づき、市町村へ通知される情報で、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報

第2 異常現象の通報

災害の発生が予想される異常な現象(以下「異常現象」という。)を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報するものとする。通報者からの災害情報は、様式第2により受信する。

なお、警察官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。

また、異常現象を承知した市長は、直ちに名古屋地方気象台その他関係機関に通報するものとする。

第1 避難のための準備情報・勧告・指示

1 実施責任者

実施責任者	区分	災害の種類	根拠法
市長	勧告	全て	災対法第60条
	指示		
水防管理者（市長）	指示	洪水	水防法第29条

2 その他市内において避難の指示ができる者

実施責任者	区分	災害の種類	根拠法
県知事、その命を受けた職員	指示	全て	災対法第60条
警察官	指示	全て	災対法第61条 警察官職務執行法第4条
自衛官	指示	全て	自衛隊法第94条

3 対象者

災害により実際に被害を受け、又は受けるおそれがある者

第2 避難勧告・指示等の区分及び報告通知

1 避難勧告・避難指示（緊急）

気象情報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等のあらかじめ定められた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・指示（緊急）を発令するものとする。その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立ち退きを勧告又指示する。

避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等が発令するものとする。

また、夜間、早朝に避難勧告等が発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難勧告等が発令する。

2 避難準備・高齢者等避難開始

市民に対して、避難準備（指定避難所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める。

また、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて避難場所を開設する。

3 屋内安全確保

周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができる。ただし、土砂災害については、避難場所に立ち退き避難することが原則となる。

4 対象地域の設定

避難勧告等が発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

5 避難勧告等の伝達

避難勧告等を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

6 事前の情報提供

避難勧告等の発令に至る前から、河川管理者や水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

区分	条 件	摘 要
事前避難勧告	気象状況等により、過去の災害例、地形等から判断して災害発生のおそれがある場合	危険地域の市民に対して、避難準備又は事態の周知を図り、縁故避難（安全な親戚、知人、友人等の縁故先への避難）又は計画避難（指定された避難所への避難）を勧告する。
緊急避難指示	事前避難の時間がなく、区域内に災害の発生が確定的となったとき、又は一部に災害が発生したときに居残っている者がいる場合	警戒区域の設定、退去命令 災対法第 63 条、水防法第 14 条
収容避難	事前避難に利用した避難所に危険が生じ、他の安全な場所へ緊急避難させ、又は救出者を安全な場所に避難させる場合	他地域の収容避難場所への退去命令

また、市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときには、知事等に対し助言を求めることができる。

6 避難の勧告・指示等の周知徹底

避難の勧告・指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、広報車、伝達員や防災行政無線、デジタル同報無線システム（防災ラジオ含む。）、Web サイト、携帯電話、長久手市安心メール、CATV、コミュニティ FM をはじめとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の市民に迅速・的確に伝達する。

このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報入手できるよう努める。

なお、避難勧告・指示等は、できる限り避難指示の理由、対象地域、避難先、避難経路、避難上の留意事項を明確に伝達するとともに、日頃から市民への周知徹底に努めるものとする。

7 期間

市長が避難の必要がなくなつたと認めて公示するまで。

8 費用の負担

市負担

9 応援協力要請

市長は、自ら避難勧告等の実施が困難な場合、他市町村又は県にその実施又はこれらに要する資機材について応援・協力を要請する。

(資料)

- ・ 尾張東部地区災害応援に関する協定書 (資料第 47)

10 記録

市は、避難勧告等を行った場合、避難勧告・指示記録簿を整理し、保存する。

11 報告

市長は、避難勧告等を行った場合 (警察官等が行った場合を含む) は、県知事 (尾張県民事務所を経由) にその旨を報告する。

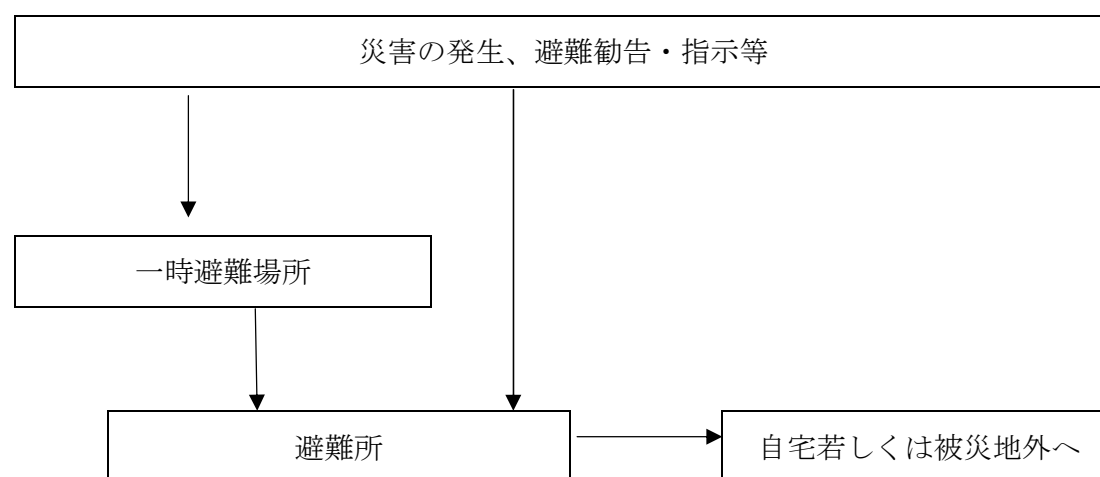
なお、水防法により水防管理者として避難の指示を行った場合、愛知警察署長にも報告する。報告内容は、「避難勧告・指示記録簿 (様式第 11)」による。

第 3 節 住民等の避難誘導

第 1 住民等の避難誘導

市職員、警察官、消防職員及びその他の避難措置の実施者は、次の事項に留意し、市民が安全で迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。

- 1 避難誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。
- 2 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては社会福祉施設も含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。



第 2 避難行動要支援者の支援

1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。

2 避難行動要支援者の避難支援

(1) 避難のための情報伝達

避難行動要支援者に対しては、防災無線やデジタル同報無線システム (防災ラジオ含む。)、広報車、Web サイト、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせる

とともに、障がい者等にあつてはその障害、種別、支援者の状況等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

(3) 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。

(4) 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者ととも避難場所から避難所への移送を行うこと。

第3章 災害情報の収集・伝達・広報

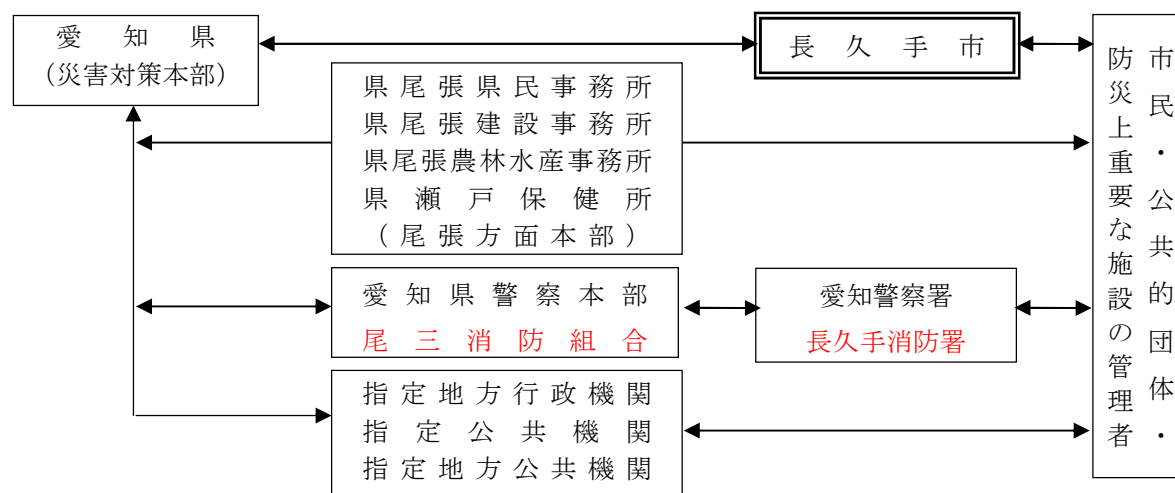
第1節 被害状況等の収集・伝達

第1 被害状況等の収集・伝達

市は、発災直後、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、情報収集に努める。

また、自己の掌握する事務又は業務に関し、積極的に職員を動員し又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報を収集し、速やかに関係機関に伝達を行う。情報の一般的収集・伝達系統は、次のとおり。

<被害状況等の一般的収集・伝達系統>



1 市長がとるべき措置

(1) 被害情報の収集

災害が発生した場合、人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

市は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるように努める。

(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む。）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

この場合において、被害の発生地域、避難指示（緊急）等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。

(3) 行方不明者の情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、住民登録の有無にかかわらず、本市の区域内で行方不明となった者について、県警等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

(4) 被害調査

災害が発生した場合、別表第 5 による被害判定基準に基づく被害調査を行い、調査した被害状況を次表に掲げる様式により取りまとめ、速やかに県及び各防災関係機関に報告する。

＜被害状況の伝達内容・伝達先＞

伝達の対象となる被害		伝達内容	伝 達 先
災害発生状況	被害状況・災害対策本部の設置状況・応急対策状況	様式第 3 (a)～(c)による	県尾張県民事務所
人、住家被害等	人的被害	様式第 4 による	
	避難状況、救護所開設状況	様式第 5 による	
公共施設被害	河川、砂防、道路被害	様式第 6 による 注) 確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行う。	県尾張県民事務所、県尾張建設事務所
	ため池被害		県尾張県民事務所、県尾張農林水産事務所
	電信電話施設被害		県尾張県民事務所
	電力施設被害		
	ガス施設被害		
	水道施設被害		

(5) 報告要領

ア 速報

電話等により被害状況及び災害対策状況を報告するもので、次の事項に該当したときは、その経過に応じて報告する。

- (ア) 本部を設置及び廃止したとき。
- (イ) 災害救助法適用基準に該当する被害が発生したとき。
- (ウ) 災害の状況から判断して報告の必要があると認められたとき。

イ 重要な災害情報の収集伝達

市は、速報要領に定める速報基準に該当する火災、災害を覚知した場合、原則として 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、様式第 3 (a) によりその第一報を県に

報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。

また、一定規模以上の災害（速報要領「第3 直接速報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

消防機関への119番通報が殺到した場合には、速報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国（消防庁経由）に報告する。

ウ 確定報告

災害に対する応急措置が完了し、被害状況が確定した場合、15日以内に文書により確定報告をする。

(6) 報告の特例

被害状況及び災害対策状況を県に報告することができない場合には、報告先を内閣総理大臣（消防庁）とする。

(7) 伝達方法

市及び各防災関係機関は、あらかじめ定められた方法により速やかに関係機関に伝達する。

(資料)

- ・ 被害報告の伝達経路（資料第27）

(8) 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

第2 重要な災害情報の収集伝達

- 1 関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は、国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。
- 2 市、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。
- 3 市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

第2節 通信手段の確保

災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるため、通信施設の管理者は、災害の防御に努め、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る方法について以下のとおり定める。

第1 電話

災害に関する通信は、原則として電話を利用して行う。なお、優先通信が不通又は電話回線が混乱した場合には、衛星電話を効果的に使用する。

第 2 無線

1 愛知県防災行政用無線設備（高度情報通信ネットワークシステム）

県から発信される気象予警報及び災害に関する情報は、愛知県防災行政用無線を利用して受信する。

2 長久手市防災行政用無線設備

緊急を要する市内の通信連絡は、長久手市防災行政用無線を利用して行う。

第 3 電話及び電報施設の優先利用及び災害時優先電話の登録

1 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

2 非常扱いの電報

天変、事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報は、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。ただし、気象業務法に基づく警報の次順位となる。電報発信にあたって電話により非常扱いの電報を発信する場合は、「局番なしの 115」（22 時以降翌朝 8 時までは、0120-000115 で受付）に申込み、①非常扱いの電報の申込みであること、②発信電話番号と機関名、③電報の宛先の住所と機関名などの名称、④通信文と発信名を告げる。また、電報発信紙による場合は、「非常」と朱書き、最寄りの営業窓口へ提出する。

3 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のために通報することが必要で、緊急通話に準じる事項を内容とする電報については緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。電報発信にあたって電話により緊急扱いの電報を発信する場合は、「局番なしの 115」（22 時以降翌朝 8 時までは、0120-000115 で受付）に申込み、①緊急扱いの電報の申込みであること、②発信電話番号と機関名、③電報の宛先の住所と機関名などの名称、④通信文と発信名を告げる。また、電報発信紙による場合は、「緊急」と朱書き、最寄りの営業窓口へ提出する。

4 専用電話

災害時の通信連絡を行うにあたり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用することができる。利用できる施設としては、警察電話、消防電話等がありその利用方法は、一般電話に準じて行う。

第 4 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方もしくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないこととなっている。ただし、災害時等において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、下記のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については、当該無線局の目的以外にも使用することができる。

1 非常通信の内容

- (1) 人命の救助に関するもの
- (2) 災害の予警報及び災害の状況に関するもの
- (3) 緊急を要する気象の観測資料に関するもの
- (4) 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの

- (5) 遭難者救護に関するもの（日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む）
- (6) 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの
- (7) 道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送のために必要なもの
- (8) 県、市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達・配分、輸送に関するもの
- (9) 電力設備の修理復旧に関するもの

2 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けたときは、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

3 非常通信の依頼要領

- (1) 通報文は電報形式とし、電報発信紙又は適当な用紙にカタカナで書く。
- (2) 通報文は、何通でも依頼できるが一通の電報文はなるべく本文 200 字以内とする。
- (3) あて先は、住所、氏名及びわかれば電話番号をはっきりと記載する。
- (4) 本文の末尾に発信人名を記載する。
- (5) 用紙の余白に「非常」と記載するとともに、発信人の住所、氏名、電話番号も記載する。

第5 一般通信施設等による安否確認等の活用

災害時に被災者の安否確認等によって生ずる電話の混乱を避けるため、被災者の親戚、知人等が直接被災者に電話せず、長久手市安心メールのほか、電信電話事業者が提供する災害用伝言ダイヤルサービス、インターネットによる伝言板サービス等を活用し、通信の分散化を図る各種方策が設けられている。市は、こうした安否確認の通信手段について把握し、市民等に周知するよう努めるものとする。

第6 放送の依頼

市長は県知事を通して、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。

なお、放送事業者との連絡にあつては、放送局ホットラインにより、円滑な放送の依頼を確保する。

第3節 広報

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市民に対して災害に対する応急対策と必要な気象及び防災情報を周知徹底し、人心の安定を図るとともに被害の拡大防止を図るため広報活動を行う。

第1 市民に対する広報手段

広報車、防災行政無線、デジタル同報無線システム（防災ラジオ含む。）、Web サイト、ケーブルテレビ、ラジオ、安心メール、ハンドマイク、広報板、チラシ等

第2 広報の内容

- 1 災害の発生状況
- 2 地域住民のとるべき措置
- 3 避難の指示（緊急）、勧告

- 4 災害復旧対策の状況
- 5 道路、河川情報
- 6 その他必要事項

第3 報道機関に対する情報発表

災害対策に対する重要事項は、報道機関に対して発表するとともに、収集された情報についても内容を各報道機関に提供する。

また、各報道機関が行う独自の取材活動については、適宜協力する。

第4節 一般通信施設

電気通信施設等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該施設を災害から防御し、一般通信サービスを確保するための電気通信施設等の災害応急対策を定める。

第1 公衆電気通信施設

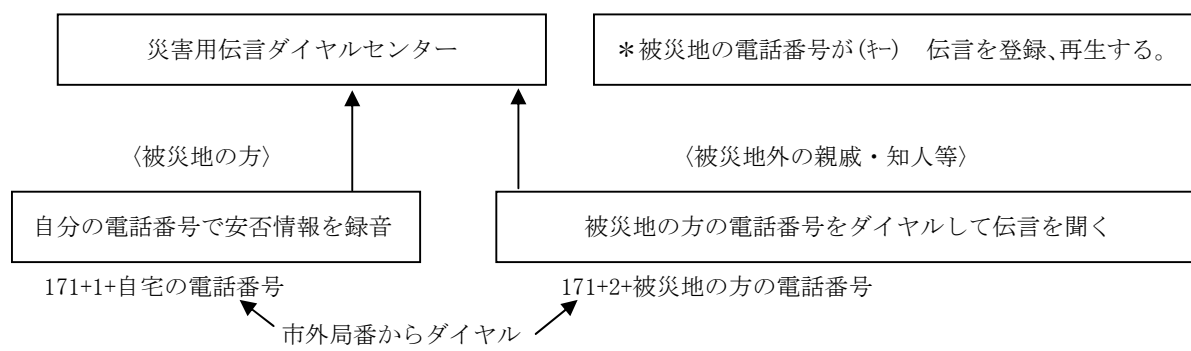
- 1 災害が発生した場合は、速やかに職員の非常参集、連絡体制の確保及び対策本部設置等必要な体制をとり、迅速に災害の規模、状況等を把握し災害応急対策及び復旧対策を実施するとともに必要な情報を災害対策機関に連絡する。
- 2 災害が発生し、又は災害の発生が予想され、通信が輻輳するときは、災害対策上必要な通信を優先的に確保する。
- 3 災害により地域全般にわたって通信が途絶した場合は、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、利用の制限(必要最小限の通話にとどめる)について、一般利用者等に対する広報活動を実施する。
- 4 災害が発生した場合には、あらかじめ定められた応急対策計画に基づき、代替機能設備、応急対策用資機材により対策を実施する。
- 5 西日本電信電話株式会社は、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言ダイヤル及び災害用ブロードバンド伝言板を運用する。
- 6 株式会社NTTドコモは、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言板サービスを運用する。
- 7 KDDI株式会社は、家族・親戚・知人などとの安否確認に利用してもらうため、「災害用伝言板」サービスを運用する。
- 8 ソフトバンク株式会社は、災害時の安否確認手段として「災害用伝言版」、「災害用音声お届けサービス」を運用する。

第2 災害用伝言ダイヤル及び災害用ブロードバンド伝言板

1 災害用伝言ダイヤル

災害用伝言ダイヤルは、災害時に被災者の安否確認による電話の輻輳を避けるため、被災者の親戚、知人等が直接被災者に電話せず、全国約50か所に分散設置した災害用伝言ダイヤルセンターを通して被災者の安否確認等を行うものである。

災害用伝言ダイヤルのシステム



項目	内容
伝言の録音、再生が可能な電話番号(キー)	災害により電話がかかりにくくなっている地域の加入電話、ISDN、ひかり電話番号(市外局番を単位としてNTTが指定する。)
利用可能な電話	NTTの一般電話(プッシュ式、ダイヤル式) 公衆電話、INSネット64、INSネット1500メンバーズネット(オフネット通話利用時) 携帯電話、PHS(一部事業者を除く)
伝言蓄積数	1電話番号あたり1から20伝言
伝言録音時間	1伝言30秒以内
伝言の保存時間、消去	登録後最大6カ月程度、運用終了後に自動消去
利用料金	通話料、利用料とも無料
暗証番号付き伝言	4桁の暗証番号(録音:171+3+暗証番号、再生:171+4+暗証番号)

2 災害用ブロードバンド伝言板

災害用ブロードバンド伝言板とは、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用し、インターネットを利用して安否確認を行うものである。

第3 NTTドコモ災害用伝言板サービス

NTTドコモ災害用伝言板サービスとは、災害時に被災者の安否確認等による携帯電話の輻輳を避けるため、被災者の親戚・知人が直接被災者へ電話せず、メール通信により被災者等の安否確認を行うものである。(利用料金は無料)

項目	内容
運用条件	震度6弱以上の地震など、大規模な災害が発生した場合
メッセージ登録可能エリア	全国のFOMA・Xiサービスエリア、Wi-Fi経由のアクセス可能なエリア
メッセージ登録可能件数	1携帯電話番号あたり10件
メッセージ登録内容	状態(日本語版・英語版それぞれ下記の4つの中から選択) 日本語版:「無事です」「被害があります」「自宅に居ます」「避難所に居ます」 英語版:「I'm okay」「Need Help」「Safe at home」「At evacuation area」 コメント(全角100(半角200)文字以内)
メッセージ確認可能エリア	全国のFOMA・Xiサービスエリア、Wi-Fi経由のアクセス可能なエリア
メッセージ登録方法	・iMenu→災害用安否確認→災害用伝言板 ・dメニュー→災害用安否確認→災害用伝言板
メッセージ確認方法	・iMenu→災害用安否確認→災害用伝言板 ・dメニュー→災害用安否確認→災害用伝言板 ①「災害用伝言板」の中の「安否の確認」を選択 ②安否を確認したい人の携帯電話番号を入力し、「検索」を押す ③メッセージを選択し、登録されている状態とコメントを確認する

第4 KDDI 災害用伝言板サービス

KDDI 株式会社では、震度6弱程度以上の地震など災害時に、家族・親戚・知人などの安否確認に利用してもらうため、次のとおり「災害用伝言板」サービスを提供する。
(利用料金は無料)

機能		内容	
伝言板	基本	安否情報の登録・削除・確認、その他（サービス概要、お問合せなど）	
	安否情報の登録	登録方法	au ポータブルトップ→災害用伝言板→登録
		被災状況	「無事です。」「被害があります。」「自宅に居ます。」「避難所に居ます。」「コメント見て」の中から選択（英語版の利用も可能）
		コメント入力	全角 100 文字まで
		保存期間	1つの災害で災害用伝言板サービスを終了するまで。
	登録可能件数	10件 / 1電話番号	
安否情報登録利用地域	被災地域を担当している営業エリアおよびその周辺（登録可能エリアについては「災害用伝言板」で確認できます。）		
お知らせメール	伝言板に安否情報を登録した際に、あらかじめ設定しておいた相手に安否情報が登録されたことをEメール自動送信でお知らせする機能		
	設定宛先件数	5件	
	送信者アドレス	安否情報を登録した携帯電話のメールアドレス	
	メール内容	安否情報を登録した携帯電話のメールアドレス 安否情報が登録された旨をお知らせする内容 伝言板へアクセスするためのリンク	
安否情報確認	地域制限なく、すべての携帯電話・PHSの電話番号で検索可能 au ポータブルトップ→災害用伝言板→登録→安否情報を確認したい相手の携帯電話番号を入力し「検索する」を押す。 au 携帯電話番号以外からは各社災害用伝言板のリンクを表示		

第5 ソフトバンク災害用伝言板サービス

ソフトバンク株式会社では、震度6弱程度以上の地震など災害時に、家族・親戚・知人などの安否確認に利用してもらうため、次のとおり「災害用伝言板」サービスを提供する。
(利用料金は無料)

機能		内容	
伝言板	基本	安否情報の登録・削除・確認、その他（サービス概要、お問い合わせなど）がご利用いただけます。	
	安否情報の登録	登録方法	Yahoo!ケータイなどのポータブルサイトより→災害用伝言板→登録を選択し、ご利用いただけます。
		被災状況	「無事です」「自宅にいます」「被害があります」「避難所にいます」「移動中です」「会社にいます」「学校にいます」の中から選択
		コメント入力	全角 100 文字まで
		保存期間	1災害における災害用伝言板終了時まで保存。ただし、1電話番号あたり 80 件を越えたら、古いものから順次上書き削除。
	登録可能件数	80件 / 1電話番号	
安否情報登録利用地域	全国		

お知らせメール	設定宛先件数	10 件
	送信者アドレス	安否情報を登録した携帯電話のメールアドレス
	メール内容	安否情報が登録されたこと
		伝言板へのアクセスするためのURL
安否情報確認	Yahoo!ケータイなどポータルサイトより、→災害用伝言板→確認を選択し、安否情報を確認したい方の携帯電話番号を検索いただけます。 ソフトバンク及びワイモバイル携帯電話以外で登録ある場合、各社災害用伝言板のリンクを表示します。	

(資料)

- ・ 非常緊急通話用電話 (資料第 28)
- ・ 長久手市防災行政用無線局一覧表 (資料第 29)

第 4 章 応援協力・派遣要請

第 1 節 応援協力

災害時の災害応急対策又は災害復旧の実施にあたり、市長が必要と認めるときは、県知事もしくは指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の長に対し、関係職員の派遣又は斡旋等を要請する。また、県知事又は他の地方公共団体の長から応援の要請があった場合には、速やかに対応できるよう、相互応援協力についての計画を定める。

第 1 職員の派遣要請及び斡旋依頼

1 職員の派遣要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要なときは、次の事項を記載した文書をもって、指定地方行政機関の長に職員の派遣要請を行う。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする理由
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

2 応援の斡旋

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要なときは、次の事項を記載した文書をもって、県知事に応援の斡旋を求める。

- (1) 応援の範囲又は区域
- (2) 相当業務
- (3) 応援の方法

第 2 地方公共団体間の応援

市は災害応急対策又は災害復旧のため必要なときは、当初尾張東部地区災害応援協定に基づき応援を求めるものとする。また、市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要なときは、県知事又は上記協定以外の市町村長に応援を求めるものとし、必要な手続等を定め、関係職員に周知しておく。

また、県知事又は他の市町村長から応援の要請があった場合には、特別の事情がない限りその求めに応じる。

「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づき、行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村との調整・連携した上で実施するものとする。

(資料)

- ・ 災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例（資料第 39）
- ・ 尾張東部地区災害応援に関する協定書（資料第 47）
- ・ 災害対策支援協力に関する覚書（資料第 48）

第 3 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第 2 節 応援部隊等による広域応援等

- 第 1 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。
- 第 2 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。
- 第 3 消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

第 3 節 自衛隊の災害派遣

災害が発生した場合、応急措置を実施するため、市長が必要があると認めるときは、自衛隊の災害派遣要請を県知事（尾張方面本部経由）に要求する。この場合において、市長は要請した旨及び本市の地域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。自衛隊は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて、部隊の派遣等の必要性を判断し、適切な措置をとる。

市は、時間のいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接県知事（防災局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、尾張方面本部へも連絡する。

第 1 災害派遣

1 災害派遣要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市単独では人命及び財産保護のため必要な応急対策の実施が不可能又は困難であり、自衛隊による活動が必要であると市長が認めたとき。

2 災害派遣要請依頼の手続

市長が自衛隊の災害派遣要請を要求しようとするときは、「災害派遣要請依頼書（様式第 63）」を県知事（尾張県民事務所を經由）に提出する。なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書の提出ができない場合、電話その他の迅速な方法で連絡し、事後速やかに文書を提出する。

また、市長は、県知事に自衛隊の派遣要請を要求することができない場合には、災対法第 68 条の 2 第 2 項の規定により、直接、災害の状況を関係自衛隊に通知することができる。

なお、市長は、災対法第 68 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により、市の災害状況等を自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を県知事に通知する。

第 2 災害派遣部隊等の活動範囲

1 被害状況の把握

車両、航空機等、状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

2 避難の援助

避難命令等によって避難、立ち退きが行われる場合、必要に応じて避難者の誘導・輸送を行い、避難を援助する。

3 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作製・運搬・積み込み等の水防活動を行う。

5 消火活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の消火用具をもって、消防機関に協力して消火にあたる。消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

6 障害物の除去

道路、水路が損壊し、もしくは障害物がある場合には、それらの除去にあたる。

7 応急医療、救護及び防疫

被災者に対しては、応急医療、救護及び防疫を行う。薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師、その他救援活動に特に必要な人員及び救護物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行う。

9 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

10 救助物資の無償貸付け又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付け及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対して救助物資を無償貸付け、又は譲与する。

11 危険物の保安及び除去

自衛隊の能力の範囲内における火薬類、爆発物等、危険物の保安措置及び除去を行う。

12 その他

その他、臨機の必要に応じて、自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって必要な措置をとる。

第 3 災害派遣部隊等の受入れ

派遣部隊等の受入れに際しては、派遣部隊等の活動が十分に行えるよう、次の点に留意する。

1 災害派遣部隊到着前

- (1) 派遣部隊到着後、速やかに作業が開始できるよう、必要な資機材等を準備する。
- (2) 連絡職員を指名し、配置する。
- (3) 必要に応じ、派遣部隊の宿泊施設及び駐車場等を確保する。

2 災害派遣部隊到着後

- (1) 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、他の機関との作業の競合重複を避け、最も効果的に作業の分担ができるよう派遣部隊指揮官と協議する。

- (2) 派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を県知事に報告する。

第4 撤収要請依頼

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき、又は必要がなくなったときは、速やかに県知事（尾張県民事務所を経由）に対して、「災害派遣撤収要請依頼書（様式第64）」により自衛隊の撤収要請を依頼する。

第5 災害派遣に伴う経費の負担区分

- 1 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、下記を基準とする。
 - (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
 - (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
 - (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬及び修理費
 - (4) 県、市町村が管理する有料道路の通行料
- 2 負担区分について疑義が生じた場合、又はその他の経費が生じた場合、その都度協議して定める。

（資料）

 - ・ ヘリコプター臨時離発着場（資料第37）
 - ・ ヘリポート設置可能場所（資料第38）
 - ・ 愛知県防災ヘリコプター支援協定（資料第49）

第4節 ボランティア等の受入

災害時の応急対策活動を行うにあたっては、多くの人員が必要となり、市の労力だけでは十分対応できないことが予想される。その際には、ボランティア団体等の協力及び労務者の雇用が必要となるため、その受入れ及び雇用方法について定める。また、市は社会福祉協議会とボランティア活動に関する協定を締結するなど、関係機関との連携を深めるよう努める。

この際、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO等ボランティア団体と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開できるよう努める。

第1 実施責任者

本節各号に定める実施責任者

第2 災害ボランティアセンターの開設

1 災害ボランティアセンターの設置

市は、社会福祉協議会に、必要な机・イス・電話等の資機材を確保して、災害ボランティアセンターを設置する。

2 コーディネーターの派遣要請

市は、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。

3 コーディネーターへの支援

災害ボランティアセンターに配置された市職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等

を行うなどの支援を行う。

第3 ボランティア団体等の受入れ

1 ボランティア団体等の受付

市は、奉仕団、防災ボランティア、又は各種ボランティア団体等から奉仕の申し入れがあった場合、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

2 ボランティア団体等の出動要請

災害の規模、程度によっては、日本赤十字奉仕団、愛知県防災ボランティアグループ等に対し協力を要請する。

3 ボランティア団体等の活動内容

活動内容の選定に当たっては、ボランティア団体等の意見を尊重して決定する。

- (1) 災害、安否、生活情報の収集、伝達
- (2) 炊き出し、その他災害救助活動
- (3) 老人介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策用物資、資材の輸送及び配分
- (6) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (7) 災害応急対策事務の補助

4 協力が予想されるボランティア団体等

- (1) 日本赤十字社愛知県支部地域奉仕団
- (2) 愛知県防災ボランティアグループ
- (3) 一般社団法人日本ボーイスカウト愛知連盟
- (4) 市登録ボランティア
- (5) 高等学校
- (6) 大学
- (7) 教職員
- (8) 各種団体

5 記録等

ボランティア団体等受入記録簿（様式第50）

第4 労務の確保

市及びボランティア団体等の人員が不足し、又は土木作業等の特殊な労力が必要なときは、労務者を雇用する。

1 労務者の雇用方法

市長は、市内土木業者又は次の事項を明示して職業安定所長に要請する。

- (1) 必要労務者数
- (2) 就労場所
- (3) 作業内容
- (4) 労働時間
- (5) 賃金
- (6) その他必要な事項

2 労務者雇用の範囲

災害応急対策並びに救助の実施に必要な労務者の雇用の範囲は、おおむね次のとおり。

- (1) 被災者の避難誘導のための労務者
- (2) 医療及び助産のための労務者
- (3) 被災者の救出のための労務者
- (4) 飲料水の供給のための労務者

- (5) 救済物資の整理、配分等のための労務者
- (6) 遺体の捜索、処理（埋葬を除く）のための労務者

3 労務者の雇用期間

労務者の雇用期間は、災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、災害救助法に基づく労務者の雇用期間は、それぞれ救助の実施が認められている期間とする。

4 労務者の賃金

労務者の賃金は、法令その他に規定されているものを除き、平常時における民間の雇用賃金に災害時の実情を考慮した程度の賃金を支給する。

第5 労務者雇用費用の負担

1 災害救助法が適用となった場合

県負担

2 その他の場合

市負担

第6 労務者雇用の記録

市は、労務者を雇用した場合、次の帳簿を整理し、保存する。

- 1 労務者雇用台帳（様式第51）
- 2 賃金支払関係証拠書類

第7 応援協力要請

市長は、災害応急対策及び災害救助を実施するにあたり人員が不足し、ボランティア団体等の動員及び労務者の雇用も不可能な場合、次の事項を明示して県に応援要請する。

- 1 応援を必要とする理由
- 2 従事場所
- 3 作業内容
- 4 人員
- 5 従事期間
- 6 集合場所
- 7 その他参考事項

第5節 防災活動拠点の確保

市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点について、関係機関と調整の上、確保を図るものとする。また、当該活動拠点は、市又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。

第1 防災活動拠点の確保

市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地区防災活動拠点の確保を図るものとする。

要件等	地区防災活動拠点
災害想定規模	市区域内での林野火災及び局地的な土砂災害等
応援規模	隣接市町村等
役割	被災市内の活動拠点
拠点数	市で1か所程度

要件	面積	1ヘクタール程度以上（できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能）
	施設設備	できれば倉庫等

第5章 救出・救助対策

災害により生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者がいる場合、速やかな搜索、救出及び保護が必要となるため、その方法について定める。

第1節 救出・救助活動

第1 実施責任者

市長（災害救助法が適用された場合、県知事又は県知事から委任された市長）

第2 対象者

1 災害のために実際に生命、身体が危険な状態にある者

- (1) 火災の際に火中にとり残された者
- (2) 倒壊家屋の下敷きになった者
- (3) 流出家屋及び孤立したところにとり残された者
- (4) 山崩れ等の下敷きになっている者

2 災害のため、生死不明の状態にある者

- (1) 行方不明であるが諸般の情勢から生存していると推定される者
- (2) 行方は分かっているが生死が不明の者

第3 救出の方法

1 火災の際、火中にとり残された者の救出

被災建物の状況に応じ、消防団及び尾三消防組合の有する人員、施設、救助用資機材を最も有効に活用し、救出の万全を期して行う。

2 倒壊家屋等における救出

倒壊物による被害者の負傷、山崩れ等による埋没事故に際しては、消防団及び尾三消防組合の有する人員、施設、救助用資機材を最大限に活用して迅速に行う。

3 浸水地帯における救出

水害に際し、流出家屋とともに流されたり、孤立した地点にとり残されたような場合、救命ボート等により被災者の救出を迅速に行う。

第4 警察、医療機関との連絡

被災者救出のための通報を受領し、救出活動を実施する場合、警察及び医療機関との連絡をとり、救出救命にあたる。

第5 救出の期間

災害救助法が適用される場合は同法により、同法が適用されない場合は同法に準じた期間とする。

第6 費用の負担

1 災害救助法が適用になった場合

県負担

2 その他の場合

市負担

第7 関係機関の要請

- 1 市長は、災害による被害が甚大な場合、又は有毒ガスの発生などの特殊な災害において救出活動の実施が困難な場合、県をはじめ自衛隊、警察等特殊装備を有する関係機関の応援を要請する。
- 2 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行う。
- 3 緊急消防援助隊の派遣を受けた被災地の市長はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

第8 記録

市は、救出活動を実施した場合、次の帳簿を整理し、保存する。

- 1 被災者救出状況記録簿（様式第15）
- 2 被災者救出用機械器具・燃料受払簿（様式第16）
- 3 被災者救出用機械器具修繕簿（様式第17）
- 4 被災者救出用関係支払証拠書類

第9 報告

市長は、災害救助法が適用され、救出を実施した場合、次の事項を県知事（尾張県民事務所を経由）に報告する。

- 1 行方不明者数
- 2 救出人員
（資料）
 - ・ 防災資機材及び備蓄品（資料第8）

第2節 防災ヘリコプターの活用

発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、愛知県の防災ヘリコプターを活用する。

第1 要請内容

市長は、防災航空隊にヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められるとき次のような活動内容を要請する。

- 1 被害状況調査等の情報収集活動
- 2 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救護物資、人員等の輸送
- 3 災害情報、警報等の広報啓発活動
- 4 その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動
- 5 消防力では、防御が著しく困難な場合
- 6 その他救急救助活動等において、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

第2 要請方法

防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ県（防災局消防保安課防災航空グループ）に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を県知事に提出するものとする。

- 1 災害の種別

- 2 災害の発生場所
- 3 災害発生の際の現場の気象状況
- 4 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- 5 災害現場の最高指揮者の職・氏名連絡手段
- 6 応援に要する資機材の品目及び数
- 7 その他必要な事項

第3 緊急時応援要請連絡先

防災局消防保安課防災航空グループ

電 話 0568-29-3121

F A X 0568-29-3123

第4 その他

この項に定めるもののほか防災ヘリコプターの出動に関して必要な事項は、「愛知県防災ヘリコプター緊急運航要領」及び「防災ヘリコプター緊急運航基準」の定めるところによる。

第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策

第1節 医療救護

災害により医療、助産機関が混乱し、被災地の市民が医療又は助産の途を失った場合、応急的な医療又は助産に関する処置が必要となるため、その方法について定める。

第1 実施責任者

市長（災害救助法が適用された場合、県知事又は県知事から委任された市長）

第2 医療

1 対象者

医療を必要とするのにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者

2 医療の範囲

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への搬送
- (5) 看護

3 医療の方法

(1) 医療救護所の設置

市は必要に応じ地区医師会との協力により、医療救護所を設置し、災害発生の初期における地域の医療救護体制の確保に努める。

(2) 医療救護班による医療

ア 災害による医療は、市内の医師に協力を依頼する。

イ おおむね医師1～3名、看護師2～3名、事務委員（薬剤師等を含む）1～2名により救護班を編成し、医療にあたる。

ウ 医療救護班は、医療救護所において医療救護を実施し、必要に応じ各避難所等において巡回診療を行う。

(3) 医療救護班において応急手当後、医療機関への収容を必要とする者については、的

確な情報に基づき最適な医療機関に搬送する。

4 医療の期間

災害救助法が適用される場合は同法により、同法が適用されない場合は同法に準じた期間とする。

5 記録

市は、医療を実施した場合、次の帳簿を整理し、保存する。

- (1) 救護班診察記録（様式第 26）
- (2) 救護班医療品・衛生材料使用簿（様式第 27）
- (3) 救護班の編成及び活動記録（様式第 28）
- (4) 医薬品・衛生材料受払簿（様式第 29）
- (5) 病院・診療所医療実施状況（様式第 30）
- (6) 医薬品・衛生材料等購入関係支払証拠書類

第 3 医療及び助産の報告

市長は、災害救助法が適用され、医療及び助産を実施した場合、その人員等について県知事（尾張県民事務所を経由）に報告する。

第 4 救急搬送の実施

- 1 患者の搬送は、原則として地元及び尾三消防組合の救急車両等及びヘリコプター等の航空機により行う。
- 2 消防の救急車両が手配できない場合は、県、市、災害拠点病院及び医療救護班で確保した車両により搬送を実施する。
- 3 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地及び S C U へ搬送する場合については、要請に基づき県、県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部等がヘリコプター等により空輸する。
- 4 重症患者の緊急空輸については、ドクターヘリを活用する。

第 5 医薬品その他衛生材料の確保

医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市は 2 次医療圏ごとに設置される地域災害医療対策会議に調達の要請をする。

第 6 医療及び助産の費用の負担

- 1 災害救助法が適用になった場合
県負担
- 2 その他の場合
市負担

第 2 節 防疫・保健衛生

被災地においては、環境衛生条件の悪化、感染症の発生が予想され、これらを防ぐための防疫及び保健衛生活動が必要となるため、その方法について定める。

第 1 実施責任者

市長

第 2 防疫の方法

1 防疫体制の確立

市長は、被災地域、被災状況等を迅速に把握し、その状況に応じた防疫班を編成するな

どの防疫体制の確立を図る。

2 疫学調査及び健康管理

市長は、県の実施する被災者の感染症の調査、健康診断及び衛生指導に協力する。必要に応じ避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者の健康相談を行う。特に、要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受け入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

3 清掃及び消毒

- (1) 道路、溝渠、公園等公共の場所を中心に清掃する。
- (2) 被災後に自治会等の協力を得て、家屋、その他の場所の消毒を実施する。

4 ねずみ、昆虫等の駆除及び避難所環境の整備

- (1) 避難所や生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。
- (2) 汚物堆積地帯その他に対し、殺虫剤、殺そ剤を散布する。

5 感染症法による生活の用に供される水の供給

「第10章第1節給水」に準じて実施する。

6 感染症患者に対する措置

疫学調査によって被災地域に感染症患者又は保菌者が発見された場合、直ちに感染症指定医療機関に収容する。また、感染症指定医療機関に収容することが困難なときは、適当と認める病院又は診療所に収容する。

7 臨時予防接種

市長は、臨時予防接種の実施について、県知事（瀬戸保健所を經由）から命じられた場合には、その指示に従い的確に実施する。

8 栄養指導等

市は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。

9 健康支援と心のケア

(1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

市は、地域の被災状況を把握し、避難所等での保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、保健師、歯科衛生士による巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、市民の健康状態の把握と対応を行う。また、県は、保健活動に必要な災害情報を収集し、市に情報提供と支援を行う。

(2) 長期避難者等への健康支援

避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすい。そのため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。

また、ストレス症状の長期化・悪化、あるいは、PTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関へ橋渡しを行うなど、市民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

(3) 子供たちへの健康支援活動

学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。また、児童相談センターでも相談窓口を設置する。

(4) 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

10 避難所の生活衛生管理

市は、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

11 動物の保護

市長は、獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

第3 費用の負担

市負担

第4 記録

市は、防疫活動を行った場合、「防疫実施記録簿（様式第35）」を整理し、保存する。

第5 応援協力要請

市長は、自ら防疫活動の実施が困難な場合、他市町村又は県に防疫活動の実施、又はこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。また、市は保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してDPA Tの派遣要請を行う。

(資料)

- ・ 防災資機材及び備蓄品（資料第8）
- ・ 尾張東部地区災害応援に関する協定書（資料第47）

第7章 交通の確保・緊急輸送対策

災害時の応急対策活動を円滑に実施するためには、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが重要である。このためには、輸送路となる道路交通及び鉄軌道交通を速やかに確保する必要があるため、道路、鉄軌道に対する応急復旧活動をするとともに、輸送機能の確保に努める。

第1節 道路交通規制等

災害時の応急対策活動を円滑に実施するためには、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが重要である。このためには、輸送路となる道路交通及び鉄軌道交通を速やかに確保する必要があるため、道路交通施設に対する応急措置及び交通規制について定める。

第1 実施責任者

- 1 道路管理者
- 2 公安委員会県警察

第2 交通規制

1 規制の実施

道路管理者は、災害により道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合、又は災害時における交通確保の必要があると認められた場合、県警察と協議し、通行の禁止、制限又は迂回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する。また鉄軌道事業者が管理する軌道施設等について同様の必要を認めた場合には、道路管理者と協議のうえ適切な交通規制を実施する。

2 規制の標識等

道路管理者は、通行の禁止、制限の規制を行った場合、規制条件等を表示した標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適切

な方法により、当面の通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ警察官等に現地の指導を依頼する。また、適当な回路を設定、又は交通混乱を避けるための代替路線を指定したときは、必要な地点に標識等を設置するなどして、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

3 自動車運転者の措置

災対法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

- (1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。
 - ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、当該道路の区間以外の場所
 - イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- (3) 警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

4 相互協力

- (1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者等及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行う。
- (2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずる。

第2節 道路施設対策

第1 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

- 1 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。
- 2 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

第2 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保

- 1 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
- 2 管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。
- 3 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者は、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者等がいない場合等においては、道路管理者が自ら車両の移動等を行うものとする。
- 4 応急工事の実施が必要な場合、県に応援の確保について要請する。

第3 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

第3節 鉄軌道施設対策

第1 実施責任者

鉄軌道事業者

第2 列車の避難並びに停止

鉄軌道事業者は、災害により列車運転に直接支障を生じる事態が発生した場合は、列車の避難並びに停止を行う。

第3 鉄道新設改良工事現場における被害防止措置

鉄道新設改良工事現場においては、使用資機材の倒壊、盛土又は掘削現場の崩壊等の防止を重点に適切な措置をとる。

第4 仮線路、仮橋の架設等の応急工事

線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、とりあえずの交通を確保する。

第5 他の鉄道事業者に対する要員・資器材確保の応援要求

鉄軌道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資器材の確保につき、応援を要求する。

第6 県又は自衛隊に対する応急工事実施の応援要請

鉄軌道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保につき応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の実施につき応援を要請する。

第4節 緊急輸送手段の確保

災害発生時には、傷病者の収容、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行う必要があるため、緊急輸送の方法、緊急通行車両等の運行確保及び輸送力の確保について定める。

第1 実施責任者

本節各号に定める実施責任者

第2 緊急輸送の方法

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度、現地の交通施設等の状況を考慮し、次の種別のうち最も適切な方法により行う。

1 自動車による輸送

貨物自動車、乗合自動車等、用途、道路事情等に応じた車両により輸送する。

2 鉄軌道による輸送

道路の被災状況に鑑み、軌道車両により輸送が可能なものについて、自動車輸送と連携のうえ輸送する。

3 空中輸送（ヘリコプター）

災害の状況により空中輸送を必要とするときは、市長は県知事（尾張県民事務所を經由）に自衛隊等の要請を依頼し、空中輸送を行う。

4 人力等による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、人力等による輸送を行う。

第3 緊急通行車両の運行確保**1 事前届出**

緊急通行車両の使用者は、災対法施行令第33条第1項に基づき、「緊急通行車両等事前届出書（様式第52）」及び当該車両を使用して行う業務の内容を明示した書類を添付して愛知警察署交通課に提出し、届出済証の交付を受ける。

2 届出済証の交付車両の確認

届出済証交付車両の使用者は、既に交付されている届出済証と「緊急通行車両確認証明書（様式第 53）」に必要事項を記載して、警察署又は検問所に提出し、「標章（事前届出）（様式第 54）」及び「緊急通行車両確認証明書（様式第 53）」の交付を受ける。

3 届出済証交付以外の車両の確認

緊急通行車両であることの確認申請は、当該車両を使用して行う業務の内容を明示した書類を添付のうえ、当該車両の使用者に「緊急通行車両等確認申請書（様式第 55）」を提出し、確認を受ける。

4 交通規制対象除外車両の申請

緊急輸送車両等以外であっても、社会生活の維持に不可欠な車両、又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる交通規制対象除外車両の使用者は、災対法施行令第 32 条第 2 項に基づき、「規制対象除外車両通行申請書（様式第 57）」を通行する道路を管轄する警察署に提出し、「規制対象除外標章（様式第 58）」及び「規制対象除外車両通行証明書（様式第 59）」の交付を受ける。

第 4 輸送力の確保

1 緊急輸送のため確保する車両

- (1) 市所有の車両
- (2) 公共的団体の車両
- (3) 民間事業所等所有の車両
- (4) その他の自家用車
- (5) 軌道車両

2 確保した車両の運用

確保した車両の掌握、配車等は担当する部班を定め、効果的かつ円滑的な運用を図る。鉄軌道車両の利用については市と事業者との協定に基づき協議を行ったうえで運用する。

(1) 被災者を避難させるための輸送

市長、警察官等、避難指示者の指示に基づく長距離避難のための輸送

(2) 医療及び助産のための輸送

救護班では処置できない重症患者、救護班の仮設する診療所への患者、救護班関係者の輸送

(3) 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア救出のための輸送等

救出した被災者及びボランティア、被災者救出のため必要な人員・資材等の輸送

(4) 飲料水供給のための輸送

飲料水の輸送、及び飲料水確保のために必要な人員、ろ水器、その他機械器具・資材の輸送

(5) 遺体処理のための輸送

遺体の輸送、及び遺体を輸送するために必要な人員、遺体処理のための救護班員及び衛生材料等の輸送

(6) 救助物資の輸送

被災者に支給する被服、寝具、その他生活必需品、炊出用食料、学用品、及び救助に必要な医療衛生材料、医薬品等の輸送

第 5 輸送の期間

応急救助のための輸送を実施する期間は、当該救助計画の実施期間とする。

第6 輸送費用の負担

- 1 災害救助法が適用となった場合
県負担
- 2 その他の場合
市負担

第7 輸送の記録

市は、緊急輸送を実施した場合、次の帳簿を整理し、保存する。

- 1 輸送記録簿（様式第60）
- 2 燃料及び消耗品受払簿（様式第61）
- 3 輸送車両修繕簿（様式第62）
- 4 輸送費関係支払証拠書類

第8 応援協力要請

市長は、自ら応急救助のための輸送を実施することができない場合、他市町村又は県に輸送活動の実施、又は車両等の確保について応援を要請する。

（資料）

- ・ 尾張東部地区災害応援に関する協定書（資料第47）

第8章 水害防除対策**第1節 水防**

市内の各河川、ため池の洪水により、水害の発生又は発生が予想される場合、これを警戒・防御し、被害を軽減することが必要となるため、水防上必要な監視・予防・警戒、水門の操作、水防管理者及び消防機関の活動、必要な資機材・施設の整備・運用、避難・立退きの実施について定める。

第1 実施責任者

- 1 水防管理者（市長）
- 2 ため池管理者
- 3 河川管理者

第2 水防組織

水防に関する組織は、第3編第1章（活動態勢）に定めた非常配備体制及び災害対策本部により対処する。

第3 水防活動

配備長は、第2非常配備により、次の活動を行う。

1 非常時の監視

配備長は、監視班を編成し、河川及びため池の既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心に監視し、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合、応急対策を実施する等必要な措置を講じる。

(1) 河川

- ア 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び崖崩れ
- イ 表法で水あたりの強い場所の亀裂又は崖崩れ
- ウ 天端の亀裂又は沈下

- エ 堤防の越水
 - オ 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
 - カ 橋りょうその他の構造物と堤防との取付部分の異常
 - キ 橋りょう周辺の流木等の状態
- (2) ため池
- ア 取水口の閉塞状況
 - イ 流域の山崩れの状況
 - ウ 流入水及びその浮游物の状態
 - エ 余水吐及び放水路付近の状況
 - カ 重ね池の場合、その上部ため池の状態
 - キ 樋管の漏水による亀裂及び欠け崩れ
 - ク 堤防及び堤防法尻からの漏水

2 出動準備

配備長は、気象の状態又は監視の結果、応急対策の実施について準備をすることが必要であると認めたときは、次の準備をする。

- (1) 水防資機材の整備点検
- (2) 水門等の開閉の準備

3 出動

配備長は、監視の結果、堤防の漏水、決壊等の危険を感知し応急対策が必要であると認めるときは、現在の要員又は第3非常配備要員を招集して出動させる。

4 破堤の通報

- (1) 配備長は、堤防の異常を発見したとき又は堤防の破堤を発見したときは、直ちにその状況を次の要領により施設管理者に通報する。
 - ア 堤、破堤のおそれのある場所及びそこに至る経路
 - イ 破堤の状況
 - ウ 水防に要する資材並びに人員
 - エ 応援の要否
- (2) 水防管理者は、尾張建設事務所長、尾張農林水産事務所長及び尾張県民事務所長にその旨を報告する。

5 避難

- (1) 避難のための立退き
 - ア 水防管理者は、堤防等が破堤の危険にひんした場合には、直ちに必要と認める区域の居住者に対して立退き又はその準備を指示する。
 - イ 立退き又はその準備を指示した場合、直ちに愛知警察署長にその旨を通知するとともに、県知事（尾張県民事務所長を経由）に報告する。
 - ウ 避難立退きに際しては、広報車、ハンドマイク、口頭伝達等で行う。
- (2) 避難所
避難所については、第3編第9章第1節（避難所の開設・運営）に定めるところによる。

6 緊急通行

水防管理者等から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

7 公用負担

水防管理者等から委任を受けた者は、水防上緊急の必要があるときは、水防の現場において、必要な土地を一時利用し、土石等の資材を使用し、車両・運搬用機器・排水機器を

使用することができ、水防管理団体は、それにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

8 応援協力要請

(1) 水防関係機関との協力

水防管理者は、尾張建設事務所長、尾張農林水産事務所長及び尾張県民事務所長と常に密接な連絡をとり、水防上必要な情報の通報を受け、越水し、又は破堤のおそれのあるときは、その状況を通報するとともに、必要な指示を受ける。

(2) 水防管理者は、自らの水防作業の実施が困難と認める場合には、他の水防管理者又は他の市町村長に対し、水防作業の実施に必要な要員又は資機材の確保を、県に対しては、資機材の確保につき応援を要請する。

(3) 隣接市町村長から水防活動の応援の要請があった場合、自らの水防活動に支障のない限り応援する。

(4) 警察官の出動要請

水防管理者は、住民の避難のための立退き、警戒区域の設定その他水防のため必要があると認めるときは、愛知警察署長に対し警察官の出動を求める。

(5) 自衛隊の出動要請

自衛隊の出動要請については、第3編第4章第3節（自衛隊の災害派遣）に定めるところによる。

(資料)

- ・ 尾張東部地区災害応援に関する協定書（資料第47）

第2節 防災営農

災害が発生した場合、又は発生のおそれのある場合、農林関係被害に対する防除活動を的確に実施する必要があるため、農地、農業用施設、農作物及び家畜の措置について定める。

第1 実施責任者

1 農地及び農業用施設に対する応急措置

- (1) 県
- (2) 市
- (3) 水資源開発公団
- (4) 土地改良区

2 農作物に対する応急措置

- (1) 県
- (2) 市
- (3) 農業協同組合等農業団体

3 家畜に対する応急措置

- (1) 県
- (2) 市
- (3) 農業協同組合等農業団体
- (4) 畜産関係団体

第2 農地及び農業施設に対する応急措置

市は、土地改良区及び農業協同組合等農業団体の協力を得て、次の措置を行う。

1 農地の湛水排除

市及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地に湛水した場合、ポンプ排水により湛水排除を行う。ポンプ排水を行うにあたっては、河川管理者と事前協議を行う。

2 ため池の堤防決壊防止

市及び土地改良区は、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水樋管を開放し、下流への影響を考慮のうえ水位の低下に努める。なお、堤防決壊防止のための応急工事の実施にあたっては、水防管理団体と相互連絡を密にして行う。

3 用排水路の決壊防止

市及び土地改良区は、取水樋門、立切等操作又は応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努める。なお、愛知用水の幹線については独立行政法人水資源機構中部支社が水位の調節及び応急工事を行う。

4 頭首工の保全措置

市及び土地改良区は、頭首工の保全についても必要な措置をとるとともに、決壊するおそれがある場合、応急工事を行う。

第3 農作物に対する応急措置

市は、県及び農業協同組合等農業団体の協力を得て、農作物の実態に即応し、次の措置を行う。

1 災害対策技術の指導

被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立し、県及び農業協同組合等農業団体と一体となって技術指導を行う。

2 苗・種子の確保

被害の状況に応じ、国、県に協力を要請するとともに、市域内外非被災農家に依頼して苗及び種子を収集し、並びに民間種苗会社から保存種子の融資を受け、被災地農協ごとにこれを割り当て配布する。

3 病虫害の防除

病虫害の異常発生、又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討したうえ、県及び農業協同組合等農業団体と一体となって具体的な防除の実施を指示指導する。

第4 家畜に対する応急措置

市は、県及び畜産関係団体の協力を得て次の措置を行う。

1 家畜の管理指導

災害発生に伴う家畜の管理について、地域の実情に応じた指導を行う。

2 家畜の防疫

各種家畜伝染病の発生のおそれがある場合、畜舎等の消毒を行い、清潔方法の指導及び防疫剤配布を行うとともに、当該区域内に飼育されている家畜に対し、必要に応じ技術員を派遣して緊急に予防措置をとる。

3 家畜飼料の確保

被災地に緊急を要する飼料は、国、県に対し放出を依頼するとともに、民間飼料会社保有分、及び非被災地の農業畜産団体等保有分の融資を受け、必要量を確保する。

第5 応援協力の要求

1 市及び土地改良区は、湛水排除の実施が困難な場合、県に可搬式排水ポンプの貸与を依頼し、又は排水作業の実施について応援を要求する。

2 市及び土地改良区は、ため池及び用排水路について応急工事の実施が困難な場合、他市

町村もしくは他土地改良区に応急工事实施のための要員、資機材の確保について、又は県に資機材の確保について応援を要求する。

第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

災害により危険が急迫し、住民の生命及び身体の保護が必要と認められる場合、住民に対し避難の勧告及び指示を行い、安全な場所へ避難させることが必要となるため、その方法及び避難所について定める。

第1節 避難所の開設・運営

第1 実施責任者

市長（災害救助法が適用された場合、県知事から委任された市長）

第2 対象者

次に掲げる者で縁故避難等ができず、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等とする。

1 災害によって実際に被害を受けた者で次に掲げる者

- (1) 住家が全壊、流出、半壊、床上浸水等の被害を受け、居住の場所を失った者
- (2) 市内において宿泊し、来訪し、又は通りかかった者で自宅等へ帰れない者

2 災害によって被害を受けるおそれがある者で次に掲げる者

- (1) 避難勧告等を受けた者
- (2) 避難勧告等を受けていないが、緊急避難の必要がある者

第3 多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

第4 避難所の開設周知

市長は、避難所を開設したときは、広報車等により地域住民に周知する。

第5 避難所の運営と安全管理

市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るために、避難所に市職員等を派遣させ、安全管理に努めるとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。また、できる限り自治会及び学校教職員等の協力を得て管理を行う。

1 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員数の把握に努めること。なお、収容能力、物資の備蓄量等からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。

2 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を検討し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

3 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。

4 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

5 避難者への情報提供

常に、市災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法については、点字の活用、筆談、手話・通訳者の派遣等の実施により配慮するものとする。

6 要配慮者への支援

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、「長久手市避難行動要支援者支援マニュアル」に従い、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師・ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。

7 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援については、公平に行うことを原則とし、適切迅速な措置をとること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、該当者があるかどうかを炊き出しの調理開始前、配給品の配布前等、その都度事前に確認する。また、食事の材料や調味料などの成分を表示した献立表の掲示をする、炊き出しでは個別に調理する等の配慮すること。

8 在宅避難者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、健常者であっても災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難になった在宅被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講ずること。

9 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努めること。

10 ペットの取扱

避難者が避難所へペットをつれてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールをその避難者へ周知・徹底を図ること。

11 健康管理

避難所での避難者の健康状態を調査するとともに、避難所の衛生管理に万全を期すること。

また、避難所における炊出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所における被災者の食生活支援・相談を行う。

12 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被

「災害支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難になった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

第6 避難所開設の期間

災害救助法が適用される場合は同法により、同法が適用されない場合は同法に準じた期間とする。

第7 費用の負担

1 災害救助法が適用になった場合

県負担

2 その他の場合

市負担

第8 応援協力要請等

市長は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県に避難所の開設について応援を要請する。

被災した住民の当該地域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接調整し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

(資料)

- ・ 尾張東部地区災害応援に関する協定書（資料第47）

第9 避難所開設の記録

市は、避難所を開設した場合、次の帳簿を整理し、保存する。

- 1 避難者名簿（様式第7）
- 2 避難所収容台帳（様式第8）
- 3 避難所物品受払簿（様式第9）
- 4 避難所設置及び収容状況（様式第10）
- 5 避難勧告・指示記録簿（様式第11）
- 6 避難所設置に要した支払及び物品受払証拠書類
- 7 ペット台帳

第10 報告

市長は、災害救助法が適用され、避難所を開設した場合、次の事項を県知事（尾張県民事務所を經由）に報告する。

- 1 避難所の開設個所
- 2 避難所への収容人員
- 3 避難所の開設予定期間

(資料)

- ・ 避難所一覧表（資料第11）

第2節 要配慮者支援対策

第1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

- 1 市職員、その他避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。

- 2 誘導に当っては、できるだけ自治会等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者を優先して行う。
- 3 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設も含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。

第2 避難行動要支援者の避難支援

地域住民、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者への情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。

第3 障がい者に対する情報提供

障がい者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達手段を工夫して、情報の提供を行う。

第4 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、サービスチームを結成してニーズに応じたサービスを提供する。

第5 福祉避難所の設置等

施設や自宅が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

第6 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。

第7 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。

第8 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援情報を収集する。また、次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行う。

- 1 市国際交流協会や各種ボランティア団体との連携
- 2 愛知県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」等の活用
- 3 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用
- 4 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

第9 県への要請

要配慮者の福祉ニーズ等への対応のため、県に対し、要配慮者を支援する災害派遣福祉チーム（DCAT）を要請する

第3節 帰宅困難者対策

第1 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び滞在場所の確保等

市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。また、防災関係機関と連携をとりつつ、帰宅困難者に対し、鉄道等の運行状況、運転再開の見込み、政府、愛知県、近隣市町村の対応方針等について広報を行う。

広報にあたっては、鉄道事業者や報道機関等と連携し、帰宅困難者に適切な情報提供ができるよう措置する。

第2 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

企業、放送事業者、防災関係機関等からの情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

第3 その他帰宅困難者への広報

市は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

第4 事業者や学校等における措置

事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

第10章 水・食品・生活必需品等の供給

第1節 給水

災害により飲料水の確保が困難となった場合、飲料水を得ることができない者に対して、最低限度必要な量の飲料水供給が必要となるため、その方法について定める。

第1 実施責任者

市長（災害救助法が適用された場合、県知事又は県知事から委任された市長）

第2 対象者

災害のため、実際に飲料水を得ることができない者

第3 供給の方法

- 1 市長は、愛知中部水道企業団と協議して、市内の被災していない水道施設により飲料水を確保し、これらによることが不可能な場合、比較的汚染の少ないプール、井戸水、河川の水等をろ水器でろ過したのち、塩素剤で滅菌して応急給水をする。
- 2 飲料水の供給に使用する搬送容器は、すべて衛生的処理をしたものを用い、自動車により搬送する。
- 3 飲料水の供給量は、1人1日あたり3リットル程度とする。

第4 供給期間

災害救助法が適用される場合は同法により、同法が適用されない場合は同法に準じた期間とする。

第5 費用の負担

- 1 災害救助法が適用になった場合
県負担
- 2 その他の場合
市負担

第6 応援協力要請

市長は、自ら飲料水の供給が困難な場合、他市町村又は県に飲料水の供給の実施、又はこれに要する人員及び給水資機材について応援を要請する。

(資料)

- ・ 尾張東部地区災害応援に関する協定書(資料第47)

第7 記録

市は、飲料水の供給を行う場合、次の帳簿を整理し、保存する。

- 1 飲料水供給記録簿(様式第21)
- 2 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品、資材受払簿(様式第22)
- 3 給水用機械器具修繕簿(様式第23)
- 4 飲料水供給のための支払証拠書類

第8 報告

市長は、災害救助法が適用され、飲料水の供給を実施した場合、次の事項を県知事(尾張県民事務所を経由)に報告する。

- 1 供給を必要とする人員
- 2 供給を受けた人員
- 3 供給予定期間

第2節 食品の供給

災害により食品を確保することが困難となり、日常の食事に支障が生じた場合、市は、炊き出しその他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。

第1 実施責任者

市長(災害救助法が適用された場合、県知事又は県知事から委任された市長)

第2 対象者

炊き出しその他による食品の供給を受けることができる者は、次のとおり。

- 1 避難所に収容された者
- 2 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等のため、炊事ができない者
- 3 旅行者、一般家庭への来訪者であって、食品の持ち合わせがなく、調達できない者
- 4 被害を受け一時縁故先等へ避難する者で、食料品を喪失し、持ち合わせのない者

第3 食品の供給

1 実施場所

避難所又はその付近において実施する。

2 供給の方法

- (1) 広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日分の食料を備蓄しておくとともに、市等においても食料を備蓄する。
- (2) 原則として包装食によることとし、可能な限り保存性のある副食物を添える。在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。
- (3) 応急的措置としてアルファ米、缶入りパン等の備蓄食料をもって行き、給与機関及び被災者の実態を考慮して必要に応じ炊出しを行う。熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品(及び飲料水)を供給する。

- ・第1段階 アルファ米、缶入りパンなど
 - ・第2段階 おにぎり、パン、弁当など
- (4) 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。また、食物アレルギー等にも配慮し、食品（アレルギー成分表示のある。）を供給する。

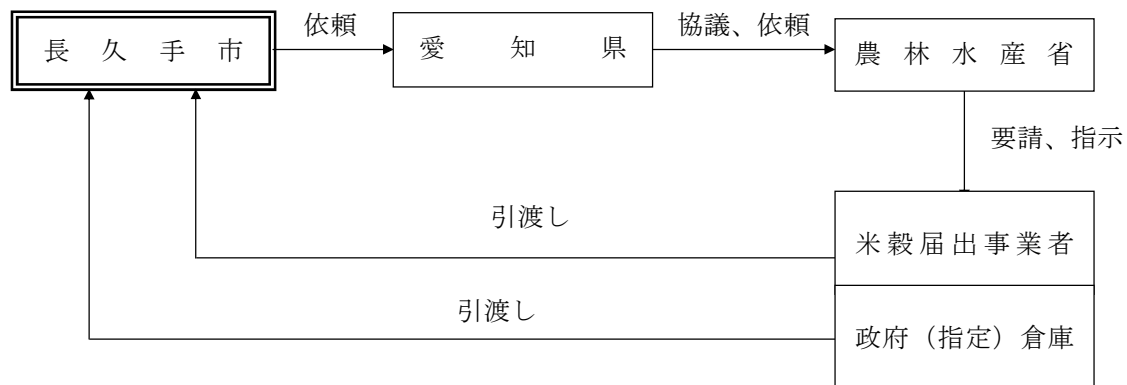
3 食品の管理

- (1) 炊き出し及び食品の給与を実施する現場ごとに責任者を定めて、迅速正確に行う。
- (2) 炊き出しに際しては、実施機関及び被災者の実態を考え、その規模を縮小するなど必要な措置を講じる。
- (3) 避難所等における炊き出し等の食品の供給における衛生的取り扱いには十分配慮する。

4 米穀の応急供給

- (1) 市長は、県が策定した「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき、事前に小売販売業者団体等と米穀の供給協定を締結し、応急時には自ら米穀を確保する。
- (2) 市長は、自ら米穀の確保が困難な場合にあっては、県知事に申請して売却決定通知を受ける。災害救助法適用時の米穀の確保は、次の手続による。
- (3) 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により市内に稼働施設がない場合は、他市町村の施設の活用を申し入れる。

<災害救助法適用時の米穀確保の手続>



市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急米穀取扱要領」に基づき実施する。米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県、農林水産省と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の取扱要領」により調達を図る。

なお、市長は、緊急に必要とする場合、電話等により県知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（政策統括官）に要請することができる。ただし、いずれの場合も、事後速やかに県知事に報告する。

第4 供給期間

災害救助法が適用される場合は同法により、同法が適用されない場合は同法に準じた期間とする。

第5 費用の負担

1 災害救助法が適用になった場合

県負担

2 その他の場合

市負担

第6 応援協力要請

市長は、備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合、他市町村又は県にその実施、又はこれに要する人員及び食品について応援を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

第7 記録

市は、炊き出し等を実施した場合、次の帳簿等を整理し、保存する。

- 1 炊き出し給与簿（様式第18）
- 2 炊き出しその他による食品給与物品受払簿（様式第19）
- 3 炊き出し用物品借用簿（様式第20）
- 4 炊き出しその他による食品供給のための食料購入代金等支払証拠書類

第8 報告

市長は、災害救助法が適用され、炊き出しを実施した場合、次の事項を直ちに、県知事（尾張県民事務所を經由）に報告する。

- 1 炊き出し場所又は箇所数
- 2 給食人員及び給食数
- 3 炊き出し予定期間

（資料）

- ・ 応急用米穀取扱要領（資料第32）
- ・ 尾張東部地区災害応援に関する協定書（資料第47）
- ・ 災害時等における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（資料第52-53）
- ・ 災害救援物資の緊急調達に関する協定（資料第61）
- ・ 災害時における物資調達に関する協定（資料第67）

第3節 生活必需品の供給

災害により日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の生活必需品（以下「生活必需品」という。）を喪失又は破損し、直ちに入手することが困難な者がいる場合、その者に対する生活必需品の供給又は貸与が必要となるため、その方法について定める。

第1 実施責任者

市長（災害救助法が適用された場合、県知事又は県知事から委任された市長）

第2 対象者

災害のため住家が全壊、全焼、流出、半壊、半焼及び床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品等を喪失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

第3 供給又は貸与の方法

1 調達・配分計画

生活必需品を供給又は貸与する場合、夏季（4月から9月まで）、冬季（10月から3月まで）を考慮し、世帯構成員別の被害程度を調査して援助物資調達・配分計画を速やかに作成し、これに基づいて行う。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。

被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

2 供給又は貸与方法

供給又は貸与に必要な生活必需品の調達・配分は、現物をもって行い、金銭による給付は行わない。

3 供給又は貸与の種類

- (1) 被服、寝具及び身の回り品
- (2) 日用品
- (3) 炊事用具及び食器
- (4) 光熱材料

4 供給又は貸与の限度

供給又は貸与のため支出できる費用の範囲は、災害救助法施行細則（昭和 40 年愛知県規則第 60 号。以下「細則」という。）別表第 1 のうち、「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」の項に掲げる限度額の例による。

第 4 供給又は貸与の期間

災害救助法が適用される場合は同法により、同法が適用されない場合は同法に準じた期間とする。

第 5 費用の負担

1 災害救助法が適用になった場合

県負担

2 その他の場合

市負担

第 6 応援協力要請

市長は、自ら生活必需品の供給又は貸与の実施が困難な場合、他市長村又は県に生活必需品の供給又は貸与の実施、又はこれに要する人員について応援を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

(資料)

- ・ 尾張東部地区災害応援に関する協定書（資料第 47）

第 7 記録

市は、生活必需品の調達又は配分を行った場合、次の帳簿等を整理し、保存する。

- 1 物資受払簿（様式第 24）
- 2 物資給与及び受領簿（様式第 25）
- 3 物資購入関係支払証拠書類

第 8 報告

市長は、災害救助法が適用され、生活必需品の供給等を行った場合、次の事項を県知事（尾張県民事務所を經由）に報告する。

- 1 主たる品目別給与数量
- 2 給与世帯数（被害区分別）

第11章 環境汚染防止及び地域安全対策

被災地においては、排出されたし尿及びごみを迅速に収集・処理し、環境衛生の保全を図ることが必要となる。

また、災害発生時には、災害現場の混乱、人心の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。

第1節 環境汚染防止対策

被害状況など必要に応じ、有害物質の漏えい及び石綿の飛散状況について環境調査を実施し、関係機関へ情報提供することにより、被害の拡大防止に努める。

(資料)

- ・ 災害廃棄物仮置場予定地（資料第44）
- ・ 尾張東部地区災害応援に関する協定書（資料第47）

第2節 地域安全対策

第1 防犯警戒活動

警察が行う災害地又は警備対象の多い地域に対する防犯警戒活動については、愛知県地域防災計画及び愛知県警察災害対策活動組織によって実施する。

第2 応援協力

市は、地域安全対策、交通規制対策等の災害応急対策について緊密な連携をとるほか、警察の実施する防犯活動に対し、積極的に協力する。

第12章 遺体の取扱い

周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者がいる場合、捜索・収容、処理、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）が必要となるため、その方法について定める。

遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

第1節 遺体の捜索

第1 実施責任者

市長（災害救助法が適用された場合、県知事又は県知事から委任された市長）

第2 捜索の方法

- 1 捜索を迅速で的確に行うため、必要に応じ消防関係者を主力とした捜索班を編成し、警察と密接な連絡をとりながら実施し、遺体を発見した場合、その場で警察官の検視（調査）を得たのち速やかに収容する。検視（調査）を得ることができない場合、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にしたうえ収容する。

- 2 遺体が流出により、他市町に漂流していると予測される場合、遺体漂着が予測される市町に対し捜索を要請する。

第3 捜索期間

災害救助法が適用される場合は同法により、同法が適用されない場合は同法に準じた期間とする。

第4 捜索費用の負担

1 災害救助法が適用になった場合

県負担

2 その他の場合

市負担

第5 捜索の記録

市は、遺体の捜索を実施した場合、「遺体捜索状況記録簿（様式第32）」を整理し、保存する。

第6 捜索の報告

市長は、災害救助法が適用され、捜索を実施した場合、捜索を必要とした者の数を県知事（尾張県民事務所を経由）に報告する。

第7 応援協力要請

市長は、自ら遺体の捜索の実施が困難な場合、他市長村又は県にこれらの実施、又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

（資料）

- ・ 尾張東部地区災害応援に関する協定書（資料第47）

第2節 遺体の処理

第1 実施責任者

市長（災害救助法が適用された場合、県知事又は県知事から委任された市長）

第2 処理の方法

- 1 遺体については、速やかに医師に依頼して検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を実施する。
- 2 検視（調査）及び検案を終了した遺体について、おおむね次により処理する。
 - (1) 遺体識別のため、遺体洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。
 - (2) 遺体の身元識別のため、相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短期間に埋火葬ができない場合において、遺体を特定の場所（寺院などの施設を利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）に確保するとともに、棺等を調達し、埋火葬の措置をするまで一時安置する。なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。
 - (3) 遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

第3 処理の期間

遺体の捜索に準じる。

第4 処理費用の負担

1 災害救助法が適用になった場合

県負担

2 その他の場合

市負担

第5 処理の記録

市は、遺体の処理を行った場合、「遺体処理台帳（様式第33）」を整理し、保存する。

第6 処理の報告

市長は、災害救助法が適用され、処理を実施した場合、遺体の処理数を県知事（尾張県民事務所を經由）に報告する。

第7 応援協力要請

市長は、自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市長村又は県にこれらの実施、又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

（資料）

- ・ 尾張東部地区災害応援に関する協定書（資料第47）

第3節 遺体の埋火葬

第1 実施責任者

市長（災害救助法が適用された場合、県知事又は県知事から委任された市長）

第2 埋火葬の方法

1 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。

2 遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

3 埋火葬

火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。

4 棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

5 埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

6 応援要求

自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。この場合において、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」を締結している市町村にあっては、当該協定によるものとする。さらに、必要に応じて県へ応援を要求する。

第3 埋火葬の期間

遺体の捜索に準じる。

第4 埋火葬の費用負担

1 災害救助法が適用になった場合

県負担

2 その他の場合

市負担

第5 埋火葬の記録

市は、遺体の埋火葬を行った場合、「埋火葬台帳（様式第34）」を整理し、保存する。

第6 埋火葬の報告

市長は、災害救助法が適用され、埋火葬を実施した場合、埋火葬数を県知事（尾張県民事務所を経由）に報告する。

第7 応援協力要請

市長は、自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村又は県にこれらの実施、又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

（資料）

- ・ 尾張東部地区災害応援に関する協定書（資料第47）
- ・ 災害時における協力に関する協定（資料第64）

第13章 ライフライン施設等の応急対策

電気、ガス、水道は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けた場合においても速やかな供給の再開が必要となるため、そのための応急工事及び保安等について定める。

復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

第1節 電力施設対策

第1 実施責任者

中部電力株式会社

第2 応急対策

1 災害時における応急工事

災害が発生した場合、被災施設・設備に対する状況を速やかに調査把握し、発電、変電施設・設備、送電・配電線路等に被害があった場合、応急工事を実施する。なお、公共施設の復旧の遅延は、社会的に大きな影響を及ぼすことから優先復旧を図る。

2 災害時における電気の保安

強風、浸水等により危険と認められる場合、送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危害防止に必要な措置を講じる。

3 情報提供

市に対して、被害の状況、電力供給支障状況、復旧の現況と見通し、被災地区における注意事項などについて情報提供を行うとともに、市民に対しても広報車、報道機関による報道、Webサイト、臨時電気相談窓口の設置などで周知を図る。

4 関係機関との連携

路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

第3 応援協力要請

中部電力株式会社単独での応急工事が実施困難な場合、他の電気事業者の応援を要請する。

第2節 ガス施設対策

第1 実施責任者

東邦ガス株式会社及びプロパンガス取扱事業者（以下「ガス会社」という。）

第2 災害対策

1 災害時における応急工事

災害が発生した場合、被災施設・設備に対する状況を速やかに調査把握し、主要供給路線、橋りょう架管、整圧器及び製造設備等に被害があった場合、速やかに応急工事を実施し、供給不良ないしは停止となった地域への供給再開を行う。

2 災害時におけるガスの保安

ガス施設が災害により危険な状態になった場合、又はガス導管の折損等によってガス漏えいの危険がある場合、もしくは爆発した場合、応急措置を講じる。

3 情報提供

市に対して、被害の状況、供給支障状況、復旧の現況と見通し、被害地区における注意事項、マイコンメーターの復帰方法などについて情報提供を行うとともに、市民に対しても広報車、報道機関による報道、Webサイトなどで周知を図る。

第3 応援協力要請

ガス会社は、応急工事が実施困難な場合、一般社団法人日本ガス協会及び一般社団法人全国LPガス協会を通じて他のガス事業者の応援を要請する。

第3節 上水道施設対策

第1 実施責任者

愛知中部水道企業団

第2 災害対策

1 災害時における応急工事

災害により、取水、導水、浄水の施設が破壊し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の系統の全能力をあげて給水するとともに、施設の速やかな復旧を図る。

2 災害時における水道水の衛生保持

施設が破壊されたときは、破壊箇所からの有害物等が混入しないよう処置するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合、水道の使用を一時中止する。

3 情報提供

市に対して、被害の状況、供給支障状況、復旧の現況と見通し、被害地区における注意事項などについて情報提供を行うとともに、市民に対しても広報車、報道機関による報道、Webサイトなどで周知を図る。

第3 応援協力要請

愛知中部水道企業団は、単独では施設の復旧が困難な場合、近隣市町村又は県に応援を要請する。この要請は、「水道災害相互応援に関する覚書」に基づいて行う。

第4節 下水道施設対策

第1 実施責任者

市

第2 災害対策

災害発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、必要な措置を講ずる。

1 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路・仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

2 ポンプ場、終末処理場

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達のうえ緊急措置を講じる。また、停電、断水等による二次的な被害に対しても、速やかな対応ができるよう努める。

第5節 通信施設の応急措置

無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。

第6節 郵便業務の応急措置

被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るために、日本郵便株式会社が行う応急の措置として以下のものがあり、市はこれらの措置について把握し、市民等に周知するよう努めるものとする。

第1 郵便物の送達の確保

- 1 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の状況に応じて、運送又は集配の経路、方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等、応急措置を講ずる。
- 2 災害時において、重要な郵便物の送達の確保、又は交通の途絶のためなど、やむを得ず地域及び期間を限って郵便物の搬送もしくは集配便の減便、休止を行う。

第2 窓口業務の維持

窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

なお、各店舗は、災害の実情に応じ、次のとおり郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施する。

- 1 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。
- 2 被災者が差し出す郵便物の料金を免除する。
- 3 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体に宛てた救助用の現金書留郵便物等の料金を免除する。

(資料)

- ・ 非常緊急通話用電話（資料第 28）
- ・ 長久手市防災行政用無線局一覧表（資料第 29）

第14章 航空災害対策

航空機の墜落等による災害から市民等並びに旅客の安全を確保し、救援活動等を行うため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施し、被害拡大を防ぎ被害の軽減を図る。

第 1 情報の伝達系統

1 民間航空機の場合

- (1) 発見者は、警察署、市、尾三消防組合、大阪航空局中部空港事務所もしくは愛知県名古屋空港事務所（振興部航空対策課）のいずれかに通報する。
- (2) 市は、警察署、尾三消防組合、大阪航空局中部空港事務所並びに愛知県名古屋空港事務所（振興部航空対策課）との間で情報を確認のうえ、愛知県（防災局）並びに周辺市町に通報する。また被災者の救護の必要に応じ医療機関に通報する。

2 自衛隊機の場合

- (1) 発見者は、警察署、市、尾三消防組合、航空自衛隊小牧基地のいずれかに通報する。
- (2) 市は、警察署、尾三消防組合、名古屋飛行場管制所（航空自衛隊小牧基地）並びに大阪航空局中部空港事務所との間で情報を確認のうえ、愛知県（防災局）並びに周辺市町に通報する。また被災者の救護の必要に応じ医療機関に通報する。

第 2 災害対策

- 1 空港事務所と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認められる場合は警戒区域を設定し、一般市民等の立ち入り制限、退去などを命じる。また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、県知事等に助言を求めることができる。
- 2 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を行う。
- 3 負傷者が発生した場合、地元医療機関などで医療班を組織し、現地派遣を行い、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また必要に応じ、救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。重症及び中等症の傷病者が概ね 20 名以上の災害の場合は、必要により「救助、救急医療活動連携マニュアル」の定めにより救助活動を行う。なお、死亡者が発生した場合の遺体の収容、搜索、検視等は、第 3 編第 12 章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- 4 必要に応じ、被災者へ食糧及び飲料水などを提供する。
- 5 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- 6 災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。
- 7 さらに被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者発生といった大規模鉄軌道災害が発生した場合には、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施し、被害拡大を防ぎ被害の軽減を図る。

第1 情報の伝達系統

- 1 発見者は、警察署、市、尾三消防組合、鉄軌道事業者（愛知高速交通株式会社）のいずれかに通報する。
- 2 市は、鉄軌道事業者からの通報を受け、尾三消防組合、県尾張県民事務所並びに周辺市町に通報する。また被災者の救護の必要に応じ医療機関に通報する。

第2 災害対策

- 1 市は、鉄軌道事業者と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認められる場合は警戒区域を設定し、一般市民等の立ち入り制限、退去などを命じる。また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、県知事等に助言を求めることができる。
- 2 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を行う。
- 3 負傷者が発生した場合、地元医療機関などで医療班を組織し、現地派遣を行い、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また必要に応じ、救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。重症及び中等症の傷病者が概ね20名以上の災害の場合は、必要により「救助、救急医療活動連携マニュアル」の定めにより救助活動を行う。なお、死亡者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、第3編第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- 4 必要に応じ、被災者へ食糧及び飲料水などを提供する。
- 5 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- 6 災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。
- 7 被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

第16章 道路災害対策

高速道路はじめ、主要な幹線道路における交通事故や道路建造物の被災等による多数の死傷者発生といった大規模道路災害が発生した場合には、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施し、被害拡大を防ぎ被害の軽減を図る。

第1 情報の伝達系統

市は、警察署、尾三消防組合、県尾張県民事務所並びに周辺市町に通報する。また被災者の救護の必要に応じ医療機関に通報する。

第2 災害対策

- 1 市は、道路管理者等と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認められる

場合は通行の禁止・制限又は迂回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する。また必要に応じ警戒区域を設定し、一般市民等の立ち入り制限、退去などを命じる。市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、県知事等に助言を求めることができる。

- 2 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を行う。また危険物等の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難の誘導を行う。
- 3 負傷者が発生した場合、地元医療機関などで医療班を組織し、現地派遣を行い、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また必要に応じ、救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。重症及び中等症の傷病者が概ね20名以上の災害の場合は、必要により「救助、救急医療活動連携マニュアル」の定めにより救助活動を行う。なお、死亡者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、第3編第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- 4 必要に応じ、被災者へ食糧及び飲料水などを提供する。
- 5 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- 6 災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。
- 7 被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

第17章 危険物等災害対策

火薬類、高圧ガス、石油類、化学薬品及びその他有毒物（以下「危険物等」という。）の爆発、火災の発生又は流出、漏えい等が生じた場合には、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施し、被害拡大を防ぎ被害の軽減を図る。

第1 情報の伝達系統

発見者並びに危険物等及びその施設を所有・管理する者は、警察署、市、尾三消防組合へただちに通報する。また市は警察署、尾三消防組合、県尾張県民事務所並びに周辺市町に通報する。また被災者の救護の必要に応じ医療機関に通報する。

第2 災害対策

- 1 市は、危険物等及びその施設を所有・管理する者に対して危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認められる場合は警戒区域を設定し、一般市民等の立ち入り制限、退去などを命じる。また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、県知事等に助言を求めることができる。
- 2 災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合、地域住民に対して、災害の状況及び避難の必要性等に関する正確な情報を速やかに提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないための災害広報活動を積極的に行う。
- 3 尾三消防組合は、消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関連企業及び関連公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について十分留意して行うものとする。

- 4 負傷者が発生した場合、地元医療機関などで医療班を組織し、現地派遣を行い、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また必要に応じ、救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。重症及び中等症の傷病者が概ね20名以上の災害の場合は、必要により「救助、救急医療活動連携マニュアル」の定めにより救助活動を行う。なお、死亡者が発生した場合の遺体の収容、搜索、検視等は、第3編第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- 5 火災の規模が大きくなり、尾三消防組合では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。
- 6 さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

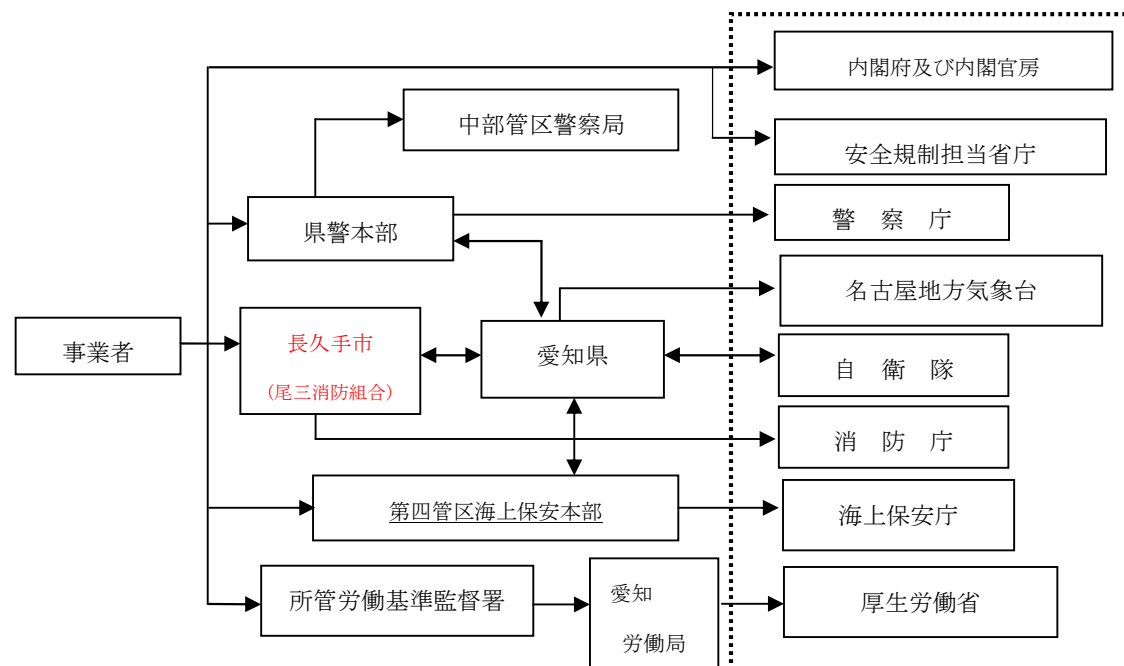
第18章 放射性物質災害対策

放射性物質に係る事故等が発生した場合又は原子力緊急事態が発生した場合は、市民等を放射線から守るため、第一次責任者である事業者のほか、防災関係機関も放射性物質災害対策及び緊急事態応急対策を実施する。

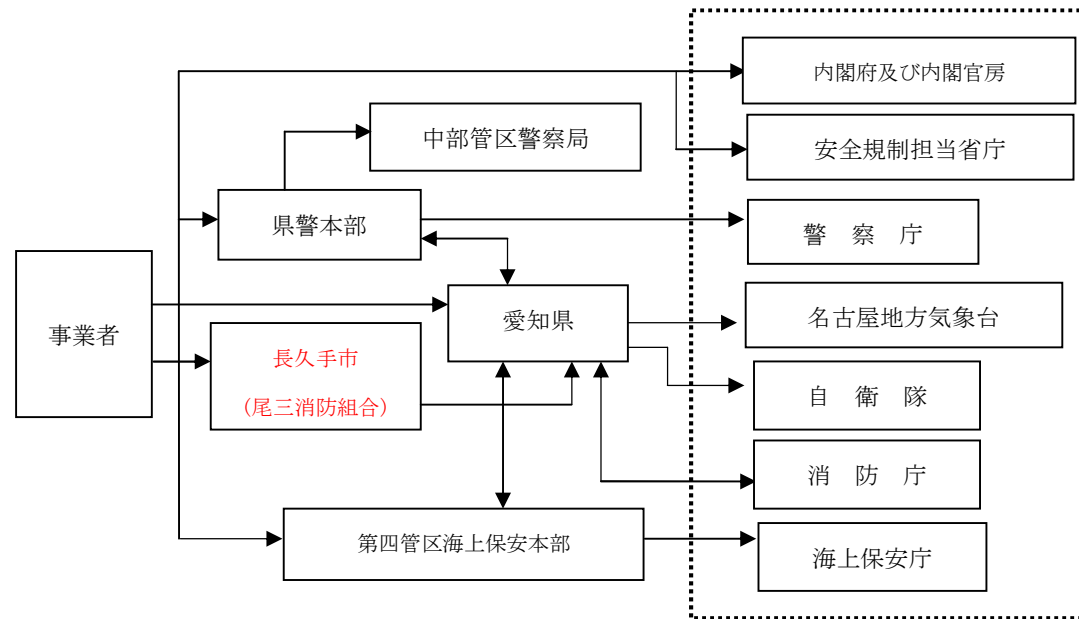
第1 情報の伝達系統

県、市、県警察、事業者、消防機関その他の防災関係機関に係る、放射性物質の事故災害及び原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第2条に規定する原子力緊急事態が発生した場合における情報伝達体制は次のとおりとする。

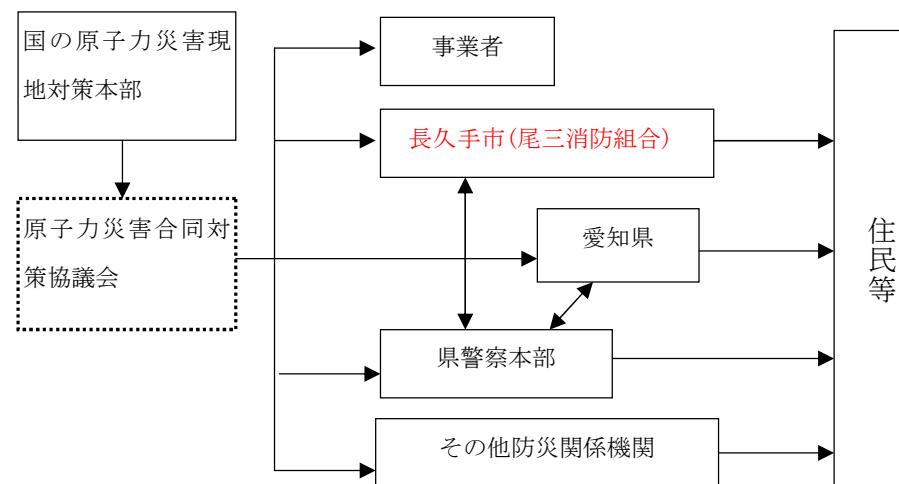
- 1 放射性物質災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりとする。



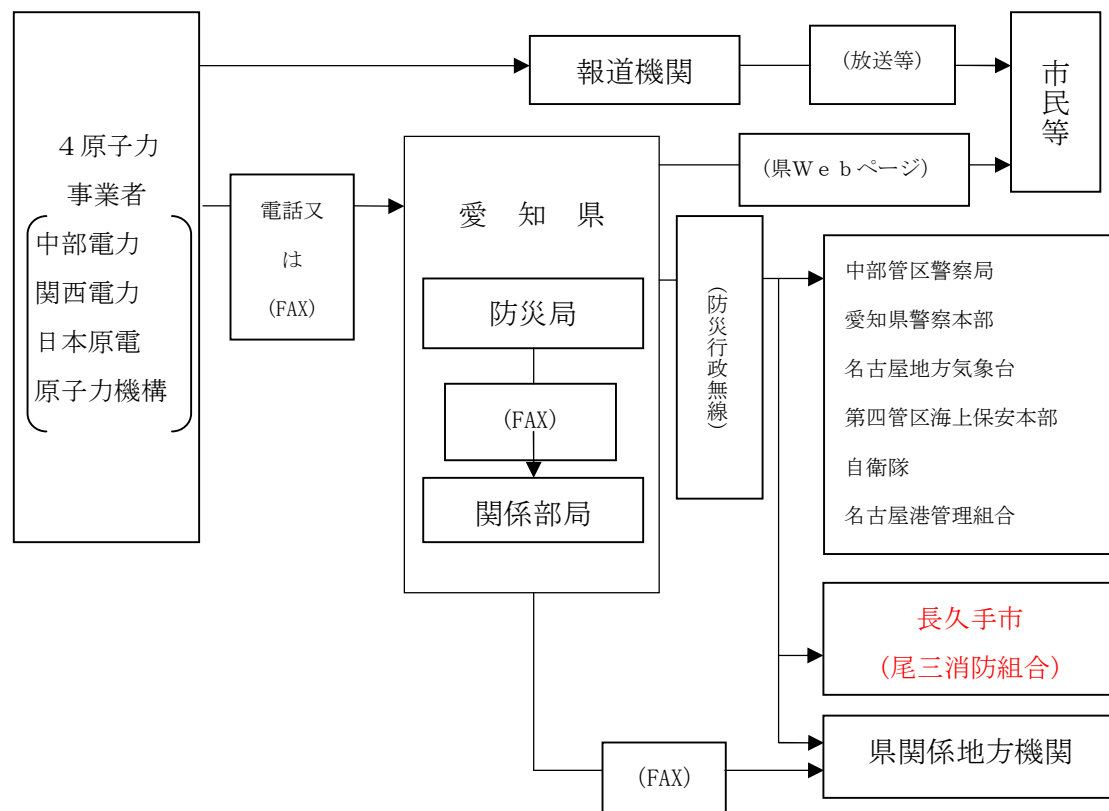
2 原災法第 10 条に規定する特定事象が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりとする。



3 原災法第 15 条に規定する原子力緊急事態宣言がなされた時以降における情報の収集・伝達系統は次のとおりとする。



4 原子力事業者との情報連絡体制に係る各合意内容に該当する異常が発生した場合の情報の収集・伝達系統は次のとおりとする。



第2 放射性物質災害発生時の応急対策

1 事業者の措置

- (1) 事業者は、事故等の発生について、所管労働基準監督署、県警察、市、尾三消防組合へ連絡するものとする。
- (2) 事業者は、放射線障害のおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、障害の発生防止又は拡大防止のための緊急措置を実施するものとする。

2 市の措置

- (1) 市は、事業者から事故等の発生の通報を受けた場合は、県へ事故等の発生について直ちに通報する。
- (2) 事業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要な場合には警戒区域を設定し、一般市民等の立ち入り制限、退去などを命じ、また地域市民に対して広報活動を行う。
- (3) 放射性物質に係る消防活動及び救急救助については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施するものとする。

3 放射線に対する医療体制

- (1) 放射線被ばく及び放射線汚染がない場合には、通常の診療体制で実施するものとする。
- (2) 放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められる場合には、放射線計測器、除染設備等を有する診療施設において対応することが望ましいため、あらかじめ当該医療機関に協力依頼等の措置を講ずるものとする。

第3 特定事象発生時の応急対策

放射性物質の輸送中に原災法第10条、同法施行令第4条、同法施行規則第2条及び第8条の規定に基づく放射線量の異常等の特定事象が発生したときは、上記2の対策に加えて次の対策をとるものとする。

- 1 市は、事業者等から、事故の概要、放射線、防除活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、県、警察署、消防庁等関係機関に情報伝達を行なう。
- 2 特定事象発生 of 通報を受けた場合は、直ちに国に専門家の派遣を要請する。

第4 緊急事態の応急対策

放射線は、人間の五感で感知できないという特性に鑑み、国が原子力緊急事態宣言を実施した場合は、市民の二次災害防止を基本として、防災関係機関との連携を緊密にし、上記2、3の対策に加え、次の対策をとるものとする。

- 1 市は、原子力緊急事態宣言があったときは、市災害対策本部を自動的に設置する。
- 2 原子力緊急事態宣言に際して国が示した避難すべき地域の居住者等の屋内退避、避難勧告・指示を速やかに実施する。
- 3 国の設置する原子力災害合同対策会議に出席し、情報収集や対策の調整を行う。

第5 県外の原子力発電所等における異常時の応急対策

県外の原子力発電所等の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及んだ場合、市は原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内待避等の状況とあわせて、国や県の緊急事態対応活動の状況を把握し、応急対策について協議する。

第19章 大規模な火災及び林野火災対策

大規模な火災による多数の死傷者発生、又は火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災が発生した場合には、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施し、被害拡大を防ぎ被害の軽減を図る。

第1 情報の伝達系統

発見者は、警察署、市、尾三消防組合へただちに通報する。また市は警察署、県尾張県民事務所並びに周辺市町に通報する。また被災者の救護の必要に応じ医療機関に通報する。

第2 消防活動

尾三消防組合は、組織、活動、応援、報告等に関する計画は、通常 of 体制を考慮して、消防計画に基づいて実施する。

第3 災害対策

- 1 必要があると認められる場合は、通行の禁止・制限又は迂回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する。また必要に応じ警戒区域を設定し、一般市民等の立ち入り制限、退去などを命じる。また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、県知事等に助言を求めることができる。
- 2 災害が発生し、周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合、地域住民に対して、災害の状況及び避難の必要性等に関する正確な情報を速やかに提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないための災害広報活動を積極的に行う。
- 3 直ちに火災現場へ出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材、防火水槽、自然水利等を活用して消防活動を実施する。
- 4 負傷者が発生した場合、地元医療機関などで医療班を組織し、現地派遣を行い、応急処

置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また必要に応じ、救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。なお、死亡者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、第3編第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

- 5 必要に応じ、被災者へ食糧及び飲料水などを提供する。
- 6 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- 7 被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤や林野火災対策用資機材の確保が困難な場合、県及び中部森林管理局名古屋事務所へその確保の応援を要求する。
- 8 林野火災対策用資機材の確保が困難な場合、また空中消火活動の必要があると認められる場合には、市は県に対して、「愛知県防災ヘリコプター支援協定」に基づく防災ヘリコプターの出動をはじめ、必要な資機材確保の応援を要請する。

第4 応援協力関係

広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は「愛知県内広域消防相互応援協定（資料第35）」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

さらに、被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、消防組織法第24条の4に基づき愛知県緊急消防援助隊受援計画に基づき要請を行うほか、必要があると認められるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

（資料）

- ・ 被害報告の伝達経路（資料第27）
- ・ 愛知県内広域消防相互応援協定書（資料第35）

第20章 住宅対策

第1節 被災宅地の危険度判定

あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して技術的な危険度を判定し、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。

第1 被災宅地危険度判定実施本部の設置

市の区域で被災宅地危険度判定を実施するに当たり、災害対策本部の中に被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。

第2 被災宅地危険度判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、被災宅地危険度判定活動を実施する。

第2節 被災住宅等の調査

第1 市における措置

市は、災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要となる次の調査を実施する。

1 住家の被害状況

- 2 被災地における住民の動向
- 3 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- 4 その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第2 県における措置

県は、災害のため住宅に被害が生じた場合、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な以下の事項について状況把握を行う。

また、必要に応じて、市が行う調査を支援する。

- 1 住宅の被害状況
- 2 被災地における住民の動向及びこれを踏まえた住宅に関する市町村の要望事項
- 3 住宅に関する市の緊急措置の状況及び予定
- 4 応急仮設住宅建設現地活動上の支援事項等
- 5 その他住宅の応急対策上の必要な事項

第3節 公共賃貸住宅等への一時入居

愛知県住宅供給公社（以下「公社」という。）は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして、公社が管理する公共賃貸住宅の空き家を提供し、暫定的な住生活の安定を図るものとしている。市は、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、こうした緊急措置について周知を図り、また公社等に必要な情報を提供するものとする。

第1 提供する住宅の選定・確保

公社が提供する住宅を選定するにあたって、地域の被災状況を考慮し、利用可能な空き家を確保する必要があるため、必要な情報を公社等へ提供する。

第2 相談窓口の開設等の情報提供

公社等による入居相談窓口の開設、一時入居の条件、使用料等の減免措置等について住民への周知を図る。

第3 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるもので、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

第4 応援協力関係

被災者数が多く、公共賃貸住宅のみでは対応が難しい場合は、関係団体等に対し協力要請を行い、必要な戸数の確保に努める。この場合、必要な情報の収集、提供に努めるものとする。

第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

災害により住家が全壊（全焼、流失、埋没）した場合、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、自力では住宅の確保、応急修理、障害物の除去ができない者に対して、応急仮設住宅の設置、被災住宅の応急修理、障害物の除去が必要となるため、その方法について定める。

応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅のみでは膨大な需要に迅速に対応できないような巨大

災害では、賃貸住宅の借上げによる方法を積極的に活用する。

第1 実施責任者

市長（災害救助法が適用された場合、県知事又は県知事から委任された市長）

第2 応急仮設住宅

1 収容対象者

住家が全壊、全焼、流失、埋没又は土石、竹木等の流入により、住むことが不可能な状態にあり、自力では住宅の建築ができない者。

2 建設用地の確保

(1) 市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、県へ報告する。なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。

(2) 応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成する。

(資料)

- ・ 応急仮設住宅建設可能場所（資料第33）

3 応急仮設住宅の設置方法

(1) 建設戸数

被災者からの応急仮設住宅入居申請書（様式第36）を選定の上、必要戸数を算出する。ただし、建設戸数は、市から県に要望し、県が決定する。なお、1戸当たりの面積は、おおむね29.7平方メートルとする。

(2) 設置場所の選定

ア 設置場所の選定にあたっては、長久手市避難場所選定基準に基づき、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、保健衛生上適当な場所を選定する。ただし、私有地の場合、後日、問題が起らないよう十分協議の上、選定する。

イ 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生計の見通しについても考慮する。

(3) 設置方法

市が用意した建設用地に、県が所定の整備基準により直接建設事業者からリース、買収により設置する。

(4) 入居者の選定

市長は、入居者の選定にあたっては次の事項を考慮するとともに、地域の民生委員等の意見を聞き、十分に調査し、入居必要度の高い者から順次入居させる。

ア 難病患者、障がい者（身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A・B判定、精神障がい者にあたっては障害年金1級受給者並びに「障害の状況に関する証明書」のいる世帯、乳幼児（3歳以下）のいる世帯、妊婦のいる世帯

イ 12歳以下のいる母子・父子家庭、障がい者手帳3・4級、病弱な人、被災により負傷した人、一時避難により身体の衰弱した人のいる世帯

ウ 65歳以上の高齢者のいる世帯

エ その他の世帯

(5) 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅を供与する期間は、工事完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項の規定による期限内（2年以内）とし、入居者との間に応

急仮設住宅貸借契約を結ぶ。

市は、できるだけ早い機会に他の住宅へ転居させるよう次の措置を講じる。

- ア 公営住宅への入居の斡旋
- イ 住宅金融公庫等資金借入の指導
- ウ その他

(6) 応急仮設住宅の管理及び処分

- ア 応急仮設住宅は、被災者に対し一時的居住の場所を与えるための仮設建築物であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。
- イ 供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

4 応急仮設住宅の着工時期

応急仮設住宅の建設に着工する時期は、災害発生の日から原則 20 日以内とする。

5 応急仮設住宅の記録

市は、応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させたときは、次の帳簿を整理し、保存する。

- (1) 応急仮設住宅入居申請書（様式第 36）
- (2) 応急仮設住宅入居申請者名簿（様式第 37）
- (3) 応急仮設住宅入居決定通知書（様式第 38）
- (4) 応急仮設住宅用土地賃貸借契約書（様式第 39）
- (5) 応急仮設住宅入居契約書（様式第 40）
- (6) 応急仮設住宅入居者台帳（様式第 41）
- (7) 応急仮設住宅建築のための台帳、原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
- (8) 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類
- (9) 上記のほか、直営工事の場合、工事材料受払簿、大工、人夫等の出納簿、輸送簿等を整理する。

第 3 応急仮設住宅費用の負担

1 災害救助法が適用になった場合

県負担

2 その他の場合

市負担

第 4 住宅の仮設報告

市長は、災害救助法を受けた場合、応急仮設住宅の設置に関する次の事項を県知事（尾張県民事務所を經由）に報告する。

1 応急仮設住宅

- (1) 建設要望の有無
- (2) 建設要望戸数・調整
- (3) 応急仮設住宅建設予定地状況報告書

第 5 応援協力要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

(資料)

- ・ 尾張東部地区災害応援に関する協定書 (資料第 47)

第 5 節 住宅の応急修理

第 1 実施責任者

市長 (災害救助法が適用された場合、県知事又は県知事から委任された市長)
(局地災害の場合、県は市長への委任を想定)

第 2 住宅の応急処理

1 修理の対象住宅

災害により、住家が半壊又は半焼し、その住居者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

2 応急修理の対象戸数

応急修理を希望する者からの「住宅応急修理申請書 (様式第 42)」を選定の上、必要戸数を算出する。ただし、応急修理を行う戸数は、半壊又は半焼した世帯数の 3 割以内とする。

3 応急修理の箇所

災害により被害を受けた居室、炊事場、便所等日常生活に必要となる必要最小限の部分について応急修理を実施する。

4 応急修理の選定

応急修理の対象住宅に居住しているもので、自らの資力では修理できない者で、修理の選定にあつては、応急仮設住宅の入居者の選定に準じて行う。

5 応急修理の期間

住宅の応急修理は、災害発生の日から 1 ヶ月以内に完了する。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

6 応急修理の記録

市は、住宅の応急修理を実施した場合、次の帳簿を整理し、保存する。

- (1) 住宅応急修理申請書 (様式第 42)
- (2) 住宅応急修理申請者名簿 (様式第 43)
- (3) 住宅応急修理対象者選定調書 (様式第 44)
- (4) 住宅応急修理決定通知書 (様式第 45)
- (5) 住宅応急修理記録簿 (様式第 46)
- (6) 住宅の応急修理のための契約書、仕様書
- (7) 住宅の応急修理のための関係支払証拠書類

第 3 応急修理費用の負担

1 災害救助法が適用になった場合

県負担

2 その他の場合

市負担

第 4 応急修理の報告

市長は、災害救助法が適用され、住宅の応急修理を行った場合、次の事項を県知事 (尾張県民事務所を経由) に報告する。

1 応急修理

- (1) 応急修理を必要とする世帯数
- (2) 応急修理完了世帯数

第5 応援協力要請

市長は、自ら住宅の応急修理を行うことが困難な場合、他の市町村又は県にこれらの実施、又はそれに要する要員及び建築資機材について応援を要請する。

(資料)

- ・ 尾張東部地区災害応援に関する協定書 (資料第 47)

第6節 障害物の除去

災害により土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に流入した場合、自らの資力では障害物を除去できない者に対して、日常生活が営める状態にすることが必要となるため、その方法について定める。

第1 実施責任者

市長 (災害救助法が適用された場合、県知事又は県知事から委任された市長)

第2 障害物の除去の実施

1 対象者

災害によって、土石、竹木等の障害物が居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分、又は玄関等に流入したため、一時的に居住することができない状態にあり、自らの資力では障害物を除去することができない者。

2 除去の方法

障害物の除去は、市が直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

3 除去した障害物の集積場所

公共用地で交通及び市民生活に支障のない場所に集積する。ただし、災害の規模が大きい場合、公共用地では集積できないときは、民有地を借り上げて一時集積場所とする。

4 除去の期間

災害救助法が適用された場合、災害発生の日から 10 日以内に完了する。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

5 除去の記録

市は、障害物の除去を実施した場合、次の帳簿を整理し、保存する。

- (1) 障害物除去の状況記録簿 (様式第 49)
- (2) 障害物除去支出関係証拠書類

第3 除去費用の負担

1 災害救助法が適用になった場合

県負担

2 その他の場合

市負担

第4 除去の報告

市長は、災害救助法が適用され、障害物の除去を行った場合、次の事項を県知事 (尾張県民事務所を經由) に報告する。

- 1 障害物の除去を必要とする世帯数
- 2 除去完了世帯数

第5 応援協力要請

市長は、自ら障害物の除去を行うことが困難な場合、他の市町村又は県にこれらの実施、又はそれに要する人員及び土木資機材について応援を要請する。

(資料)

- ・ 長久手市建設業協会一覧表 (資料第 34)
- ・ 尾張東部地区災害応援に関する協定書 (資料第 47)
- ・ 災害時における応急対策業務に関する協定 (資料第 65)

第21章 学校における対策

災害が発生した場合、又は発生のおそれのある場合、迅速で適切な文教対策が必要となるため、その方法について定める。

第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

第1 気象警報等の把握及び伝達

災害が発生するおそれがある場合、関係機関と連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。

1 市立小中学校

教育委員会は、第3編第2章第1節第1の伝達系統によって市に伝達された情報を各学校に対して伝達する。

2 市立保育園

市長は、第3編第2章第1節第1の伝達系統によって市に伝達された情報を各保育園に対して伝達する。

3 県立学校等

県教育委員会があらかじめ定めた伝達系統により行う。

4 私立学校等（幼稚園含む）

学校長等は、関係機関と連絡を密にし、災害予防の適正を図る。

第2 臨時休校等の措置

授業を継続実施することにより児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合、学校長等は、教育委員会と協議して、あらかじめ定められた基準により臨時休校等の措置をとる。

第3 避難等

学校等において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあつては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第4 登下校の指導

学校等（市立の小中学校及び保育園をいう。）において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、事態に即応して第9章第3節第4に基づいて各学校等であらかじめ定めた計画により登下校を指導する。

第2節 教育施設及び教職員の確保

第1 文教施設・設備等の確保及び応急の教育実施

学校長等は、教育委員会と協議し、教育施設の確保等について次の措置を講じる。

- 1 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
- 2 校舎の被害が相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合、残存の安全な校舎で授業を行う。
- 3 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不可能であるが、数日で復旧できる場合、臨時休校し、自宅学習を指導する。
- 4 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合、市内の他の学校が使用可能な場合、その学校において授業を行う。
- 5 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合、市内の学校がすべて使用不可能な場合及び児童生徒等が他の地域へ集団避難した場合、その地域の学校で授業を行う。

第2 教職員の確保

校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要するため児童・生徒を集団的に避難させた場合、原則として当該学校の教職員がそれに付き添って行くものとする。なお、教職員の人的被害が大きく応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て、他校の教職員の援助を求める等、必要教職員の確保を図る。

第3節 応急な教育活動についての広報

応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期、方法等について児童生徒、保護者等への周知を図る。

第4節 教科書・学用品等の給与

災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）を喪失又は破損し、就学上支障をきたした市立小・中学校児童及び生徒に対して学用品等を給与する。

第1 実施責任者

市長（災害救助法が適用された場合、県知事から委任された市長）

第2 給与の方法

給与の対象となる児童、生徒を被災者台帳と当該学校における学籍簿等とを照合し、被害別及び学年別に対象人員を正確に把握する。教科書については、学年別、教科別及び発行所別に調査集計し、調達・配分する。教科書以外の学用品等については、対象人員に基づいた学用品購入（配分）計画表により購入のうえ配分する。

第3 給与の範囲

学用品等の給与は、被害の実情等に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

- 1 教科書及び教材
- 2 ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆等の文房具
- 3 運動靴、傘、長靴等の通学用品

第4 給与の期間

災害救助法が適用された場合、災害発生の日から、教科書は1ヵ月以内、その他の学用品は15日以内に配分する。

第5 給与費用の負担**1 災害救助法が適用になった場合**

県負担

2 その他の場合

市負担

第6 給与の記録

市は、学用品の給与を実施したときは、次の帳簿を整理し、保存するものとする。

- 1 学用品交付簿（様式第47）
- 2 学用品購入（配分）計画表（様式第48）
- 3 学用品の購入関係支払証拠書類
- 4 備蓄物資払出証拠書類

第7 給与の報告

市長は、災害救助法が適用され、学用品等の給与を実施した場合、次の事項を県知事（尾張県民事務所を經由）に報告する。

- 1 教科書の給与を必要とする児童生徒数
- 2 文房具・通学用品の給与を必要とする児童生徒数
- 3 給与の状況（学校別人員、給与品目等）

第8 応援協力要請

- 1 教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会に教育施設及び教職員の確保について応援を要請する。
- 2 市長は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県に学用品等の給与の実施調達について応援を要請する。

（資料）

- ・ 尾張東部地区災害応援に関する協定書（資料第47）

第22章 災害救助法の適用

災害が発生した場合の救助活動は、市が実施するものであるが、その規模が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた場合、国の責任において行われるものであり、その実施は県知事に全面的に委任されている。さらに、その救助の実施に関しては、市長に委任されているものと、市長が補助機関として行うものがある。

第1 実施責任者**1 災害救助法が適用された場合**

- (1) 県知事
- (2) 県知事から委任された市長

2 その他の場合

市長

第2 災害救助法の適用基準

市域の被害の状況が次の適用基準のうちいずれかに達したときは、直ちに県知事（尾張

県民事務所を經由)に災害救助法の適用を要請する。

1 被害世帯数が次の世帯数以上に達したとき

- (1) 市内の全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数が 60 世帯以上に達したとき
- (2) 被害世帯数が(1)の基準に達しないが、県の被害世帯数が 2,500 世帯以上で、市の被害世帯数が 30 世帯以上に達したとき
- (3) 被害世帯数が(1)又は(2)の基準に達しないが、県の被害世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合で、市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき
- (4) 市の被害状況が(1)、(2)及び(3)に該当しないが、県知事が特に救助の実施が必要であると認めた場合

2 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は危害を受けるおそれが生じたときは、厚生労働大臣に協議して災害救助法を適用する。

第3 救助の種類

災害の規模に応じ、災害救助法が適用される災害は同法より、同法が適用されない小災害は市長の責任において次のとおり応急救助を行う。

- 1 避難所の供与
- 2 応急仮設住宅の供与
- 3 炊き出しその他による食品の給与
- 4 飲料水の供給
- 5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 6 医療
- 7 助産
- 8 災害にかかった者の救出
- 9 災害にかかった住宅の応急修理
- 10 生業に必要な資金の貸与
- 11 学用品の給与
- 12 遺体の捜索・処理・埋葬
- 13 障害物の除去
- 14 応急救助のための輸送及び賃金職員等雇上費の支出

第4 費用及び対象者

費用及び対象者は、「災害救助法施行細則(資料第30)」による。

第5 被災者の記録

- 1 被災状況調査票(兼台帳)(様式第12)
 - 2 罹災届出証明書(様式第13)
 - 3 罹災証明書(様式第14)
- (資料)
- ・ 災害救助法施行細則(資料第30)
 - ・ 災害救助法の適用基準(資料第31)

第4編 災害復旧・復興

第1章 復興体制

市は、大規模災害から円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。
大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、必要に応じ復興計画を策定し、計画的に復興を進める。災害復旧・復興対策の促進のため、状況により、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。被災地の復旧・復興に当っては、あらゆる場・組織に、障がい者や高齢者、女性等の参画を促進する。

第1節 市復興計画の策定

市は、地域内で、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号。以下「復興法」という。）第2条第1号に規定する「特定大規模災害」に指定される、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民は避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域の場合は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第2節 職員の派遣要請

第1 国の職員の派遣（復興法第53条）

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

第2 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

第3 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

市長は、県知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

また、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第2章 公共施設等災害復旧対策

第1節 公共施設災害復旧事業

公共施設の復旧は、単に原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を原則として、さらに関連事業を積極的に取り入れて施行する。

各種施設の災害普及計画の策定にあたっては、災害の現状を把握した上で、その原因となった自然的、社会的、経済的要因について検討し、総合的な見地から緊急度の高いものから復旧にあたる。

第1 災害復旧事業の種類

1 公共土木施設災害復旧事業

- (1) 河川災害復旧事業
- (2) 道路災害復旧事業
- (3) 下水道災害復旧事業
- (4) 公園災害復旧事業

2 農林水産業施設災害復旧事業

農地、農業用施設等

3 都市災害復旧事業

都市計画街路等

4 水道災害復旧事業

上水道施設等

5 住宅災害復旧事業

住宅、住宅設備等

6 社会福祉施設災害復旧事業

老人福祉施設、児童福祉施設等

7 学校教育施設災害復旧事業

小学校、中学校

8 社会教育施設災害復旧事業

体育館、公民館、図書館、文化の家等

9 その他の災害復旧事業

その他の被災を受けた公共施設

第2 災害復旧に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業の決定は、県知事又は市長が提出する資料及び実施調査の結果等に基づいて決定される。災害復旧事業の施行にあたっては、法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担する。災害復旧事業及び激甚災害に対する財政援助等に関する法律に基づいて援助される事業は次のとおり。

1 法律により一部負担又は補助するもの

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
- ウ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）
- エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
- オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年第137号）
- カ 予防接種法（昭和23年法律第68号）
- キ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
- ク 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は4/5を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範

- 困内で事業費の 2/3 又は 1/2 を国庫補助する。
- ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の 1/2 を国庫補助する。

第 2 節 激甚災害の指定

第 1 激甚災害の指定

大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号、以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるにあたっては、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。また、激甚災害の指定を受けた時には、速やかに関係調書を作成し、県関係各部に提出する。

第 2 激甚災害に係る財政援助措置

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害関連事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 生活保護施設災害復旧事業
- (5) 児童福祉施設災害復旧事業
- (6) 老人福祉施設災害復旧事業
- (7) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (8) 障害者支援施設等災害復旧事業
- (9) 婦人保護施設災害復旧事業
- (10) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (11) 感染症予防事業
- (12) 堆積土砂排除事業
- (13) 湛水排除事業

2 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別の措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (4) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

3 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）による災害関係保証の特例
- (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和 31 年法律第 115 号）による貸付け金の償還期間等の特例
- (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

4 その他の財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- (5) 水防資材費の補助の特例
- (6) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例

- (7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等
- (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 暴力団等への対策

第1 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。

第2 公の施設からの暴力団排除

被災者支援対策施策として県及び関係市町村が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第3章 災害廃棄物処理対策

第1節 災害廃棄物処理計画

第1 実施責任者

市長

第2 災害廃棄物処理実行計画の策定

被害状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類・性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

第3 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

- 1 災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連携の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。
- 2 災害廃棄物処理に当っては、作業現場においてできる限り分別搬入を行い、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては適切なフロン回収を行う。
- 3 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

第4 ごみ収集・処分

ごみの収集は、被災地の状況を考慮し、緊急清掃を要する地域から市有及び委託業者所有のごみ収集車等を投入して行うものとし、車両が不足する場合は借り上げて行う。収集したごみは、尾張東部衛生組合の処理場において焼却又は埋め立て処分を行う。

収集したごみ等が処理場の能力を超えた場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）により処理する。

第5 し尿の収集・処分

し尿の収集は、被災地の状況を考慮し、緊急に汲み取りを要する地域から業者所有のし尿運搬車を投入して行う。収集したし尿は、尾張旭市長久手市衛生組合の処理場において処理をする。収集したし尿が処理場の能力を超える場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令により処理する。

第6 死亡獣畜の処理

死亡獣畜は、原則として死亡獣畜取扱場で処理する。死亡獣畜取扱場で処理できない場

合には、県の許可を受け、環境衛生上支障のない場所で焼却又は処理する。

第7 廃棄物処分費用の負担

市負担

第8 応援協力要請

市長は、自ら廃棄物処分清掃の実施が困難な場合、他市町村又は県に廃棄物処分清掃活動の実施、又はこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。

(資料)

- ・ 災害廃棄物仮置場予定地 (資料第 44)
- ・ 尾張東部地区災害応援に関する協定書 (資料第 47)

第4章 被災者等の再建等の支援

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活賃金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

第1節 罹災証明書の交付等

第1 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

第2 被災者台帳の作成

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

第2節 被災者への経済的支援等

各方面から被災者に対して寄託される義援金品等の募集、受付、配分等について定める。

第1 募集、受付

- 1 日本赤十字愛知県支部、報道機関、各種団体等は、災害の状況により募集期間を定めて、市の赤十字奉仕団、新聞、ラジオ、テレビ又は街頭募金等により募集する。
- 2 市は、義援金品の受付窓口を開設して、寄託される義援金品を受け付ける。

第2 配分

- 1 市は、必要に応じて支援関係団体で構成する配分委員会を組織し、被災状況等を考慮した義援金品の配分基準を定め、適切に配分する。
- 2 配分委員会が設置されない場合は、日本赤十字社愛知県支部、報道機関、各種団体及び県と協議のうえ、適切に配分する。
- 3 義援品を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等、梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

第3 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け

「長久手市災害弔慰金の支給等に関する条例」及び「長久手市災害弔慰金の支給等に関する条例実施規則」に基づいて支給等を行う。

第4 生活福祉資金の貸付け

被災した低所得者世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更正させるため、社会福祉協議会の協力を得て、県社会福祉協議会の「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づいて福祉資金の貸付けを行う。

第5 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対し、その生活の再建を支援し、もって市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

この際、市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を事前に受け付け、確認し、県へ送付する。

また、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、市として当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する事業に要する経費の一部を県費補助金からの助成を受ける。

1 対象となる自然災害と被害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であって、法施行令に定められたもの。

2 交付対象者及び支援金の交付額等

法施行令に定められた被災世帯であり、「長久手市被災者生活再建支援金支給要綱（以下「要綱」という。）」第3、第4に定められた者を交付対象者とする。また支援金の交付額及び手続は、要綱第5、別表1、別表2に定めるとおりとする。

第6 住宅復興資金

住宅が被災した者に対して、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定に基づいて災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

（資料）

- ・長久手市被災者生活再建支援金交付要綱（資料第70）

第3節 金融対策

金融機関は、大規模な地震災害が発生した場合、業務の円滑な遂行を確保するため、他の金融機関・団体、金融機関以外の諸機関と密接な連絡をとりながら、適切な措置を講じる。

第1 金融機関の営業の確保

- 1 原則として平常どおりの営業を行うよう努める。
- 2 やむを得ず業務の一部を中止する場合においても、普通預金等の払戻し業務については、次のような措置を実施し、できるだけ継続するよう努める。
 - (1) 罹災者の預金払戻しは、罹災証明の提示等、実情に即した簡易な確認方法をもって行う。
 - (2) 定期預金等の中途解約及び当該預金等を担保とする貸出しに応じる。
- 3 為替の取組み、手形交換及び不渡り処分について適宜配慮するよう努める。（ゆうちょ銀行を除く）

4 休日営業、平常時間外の営業について適宜配慮するよう努める。

第2 金融機関の防災体制等

- 1 店頭の顧客及び従業員の安全の確保に十分配慮する。
- 2 被害の軽減及び業務の円滑な遂行を確保するため、危険箇所の点検、重要書類・物品等の安全確保、要員の配置等について適切な応急措置をとる。

第3 顧客への周知徹底

上記第1の措置については、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて周知する。

第4節 住宅等対策

第1 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、公営住宅法に基づく災害公営住宅の建設を検討ものとする。

第2 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

第5節 市税及び国民健康保険税の減免等

第1 市税

長久手市税条例の規定に基づき、被災した個人の市県民税及び固定資産税の納付義務者に対して、市税の減免並びに納期限の延長及び徴収猶予を行う。

第2 国民健康保険税

長久手市国民健康保険税条例の規定に基づき、被災によって生活が著しく困難となった者に対して、国民健康保険税を減免する。

第5章 商工業・農林業の再建支援

第1節 商工業の再建支援

第1 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、被災中小企業等に対する支援、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

第2節 農林業の再建支援

第1 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林業に関する相談窓口を設置する。

第2 金融支援等

市は、災害により被災を受けた農林業者又は農林業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。